

令和六年三月 金沢城史料叢書47

金沢城編年史料 近世三

石川県金沢城調査研究所

## 凡例

一、本書は、国史跡「金沢城跡」を対象に、関連する文献史料等を編年集成した『金沢城編年史料』の第三卷（近世三）である。史料の収録範囲は宝暦九年（一七五九）から天明八年（一七八八）である。なお、標題に「近世」の語を掲げたのは、本叢書が明治以降の史料も対象（掲載・刊行予定）とするためである。

二、本書に掲げた項目は、既刊の『金沢城総合年表 後編』の内容をベースにした。配列は年月日順である（すべて和暦。年次を推定した場合は月日の上に「\*」を付す）。各項目に対応する史料の配列は、信頼の置ける史料、または見出し文と関係の深い史料の順に掲げた。なお、『金沢城総合年表 後編』刊行後の調査等により、同書に掲げた典拠史料とは異なる史料を掲げている場合がある。

三、写本が複数存在する史料の場合は、もつとも原本に近いと考えられる史料に拠った。典拠や場合に刊本を利用した場合は、『』で示した。

四、字体は原則として常用漢字を用いた。史料原本に拠った場合、けつじ 闕字・へいしゅつ 平出はできる限り残した。また、文書史料については、年月日・発給者（差出人）・受給者（宛所）の位置は、原本の体裁を尊重する範囲で統一した。

五、史料には適宜校訂者によって読点（、）、並列点（・）、注記（括弧（ ）を付す）を付した。

六、注記・朱書等については「」で括り、それぞれ傍注を付した。

七、欠損・判読不明で、字数が推定可能な場合は□□□、字数が推定不可能な場合は□□□で示した。また、文字が抹消されている場合はを左傍にを付し、訂正された文字を右傍に記した。

九、史料の翻刻にあたっては、身分差別に関わる用語・表現も基本的にそのまま掲載した。これは差別の歴史を認識し、それを克服することを目的とするためで、これを容認するものではない。

一〇、本書の編集・執筆には、主に石野友康・大西泰正・川名俊があたった。また、校正などに池田仁子の協力を得た。

## 金沢城調査研究編年史料専門委員会

## 協力いただいた主な機関等（順不同）

木越隆三

石川県教育委員会事務局文化財課  
近世史料編さん室長

（公財）前田育徳会

鷺澤淑子

石川県教育委員会事務局文化財課  
近世史料編さん室主幹

金沢市立玉川図書館

小西昌志

金沢市立玉川図書館史料係長

前田土佐守家資料館

竹松幸香

前田土佐守家資料館副館長

国立公文書館

横山隆昭氏

# 宝曆九年（一七五九）

四月一〇日

金沢に大火あり。金沢城二ノ丸御殿等、城内の建物の大部分が焼失する。翌日、加賀藩、金沢城焼失のため、御用部屋を長連起（九郎左衛門）宅に移す。

1 「宝曆加州火事之記」 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

〔表紙〕  
「宝曆加州火事之記」

四月十日昼七時過、才川真昌寺門前（兼）出火、彼迎不残、龍円寺（表紙）の上ノ方ハ残ル、泉野寺町極楽寺（兼）の末両向寺方等焼、十三軒町川除（本多政行）へ飛、彼地不残焼、豎町中村勘次（正徳）ハ残ル、夫ハ百姓町（本多政行）、遠江守殿家中、但、富田九郎右衛門（貴道）ハ残ル、本多（政徳）図書殿ハ残り申候、本多右門（政良）ハ安房坂ノ下、仙石町辺不残、両堂形御蔵茂焼申候、遠江守殿上屋敷出羽町二丁不残、原五郎左衛門（元成）ハ高田吉郎左衛門（種親）辺迄ハ残り申候、喜六郎殿御屋敷（奥村栄麿）・助右衛門殿（孝親）・前田兵庫殿（孝親）・宝田寺（孝親）・八坂（孝親）・小姓町・味噌蔵丁（孝起）・材木町（孝起）・天神町（孝起）・横山藏人殿（横山隆達）・山城守殿（孝起）・前田兵部

殿辺、母衣町・新町・尾張町・西尾隼人殿（明教）、馬場ハ二番丁切、卯辰観音・卯辰寺へ、即日、高井辺迄焼失、

一、御城不残、御土蔵も多分ハ火入候哉、表御納戸御土蔵乾場へ、御土蔵御作事ハ焼候得共、御土蔵一ツ残ル、

越後屋敷御土蔵残ル、割場下御台所・会所・西丁御門

ハ残ル、七十間・金谷 御殿御門（多脱力）・鼠御門（多脱力）・権現堂（多脱力）・

神護寺ハ残り申候、駿河守殿（前田孝昌）・津田玄蕃（正昭）・寺西彈正（秀徳）・松

平玄蕃殿袖辺不残、御算用場（藤原保之）・笹原弥助（修也）・富田藏人ハ

残り申候、公事場ハ焼申候、御番所ニて残り候ハ七十

間御長屋御門、薪御丸ハ残り申候、

一、同役ニ而類焼、

九里次兵衛（信成）・勝尾半左衛門（守徳）・神谷藏人（敬方）・不破忠大夫（元龍）・

高山善左衛門、

一、組々八十人程宛類焼、御用方組（七）も十一人、高山組拾人、御用番支配後藤又助（保之）・江上季兵衛（保之）焼申候、御小将ハ六組

ニて四十八人計類焼と承申候、未委細之義ハ承不申候、

頭分以上類焼之人々

本多遠江守 前田駿河守

横山々城守 奥村主水（隆徳）

奥村助右衛門

横山藏人

津田内記(近昭)

前田左膳(道栴)

成瀬主計(金計)

寺西弾正

前田兵部

前田式部(祖豊)

多賀内匠

西尾隼人

松平玄蕃

横山外記(昌行)

品川藏人(武士)

多賀典膳(廉清)

本多右門

篠原带刀(二公)

上坂両左衛門

岡島市正(二通)

津田源右衛門(蕭貞)

成瀬監物(正頼)

奥野外記(氏應)

富田次大夫

横山斎宮(範本)

葛巻頼母(昌徳)

藤田弾正(安直)

奥村兵庫(直之)

大野木弾正(定成)

庄田左文太(察孝)

松原善右衛門(親)

坂野带刀左衛門(勝如)

和田権五郎(直貞)

吉田茂平(守徳)

津田平次右衛門(近信)

庄田主税(孝成)

戸田斎宮(方嗣)

富田弥兵衛(一元)

水野勝介(直行)

斎藤三左衛門(好次)

奥村五左衛門

宮井彦兵衛

林源太左衛門

寺西勘五右衛門(政行)

秋元喜左衛門

由比庄兵衛(勝久)

茨木六丞(永起)

中村次右衛門(正高)

杉浦権佐(守一)

多胡嘉藤次(勝久)

矢部権佐(昌雄)

帰山太次兵衛

神保新五左衛門(善繼)

広瀬武大夫(胤興)

木村平大夫(秀武)

岡田主税(節貞)

野村源兵衛(昌信)

横山三郎右衛門(住守)

芝山奎兵衛(賢頼)

野村七兵衛(因信)

岡田伊右衛門(安貞)

九里覚右衛門(貞正)

駒井与兵衛(直礼)

沢田伊佐右衛門(有政)

前田主馬(孝恵)

三輪藤兵衛組類焼人(允明)

児玉弥藤次

津田十郎兵衛(近久)

古屋孫市(包教)

大島三郎左衛門(安頼)

多賀安左衛門(親賢)

永原藤左衛門

山内七郎左衛門

木村新右衛門(定道)

山田覚左衛門(氏教)

鶴見和大夫(由清)

山口次郎左衛門

高山善左衛門組同断

岡島八郎左衛門（敬忠）

堀久五郎

津田織人（正忠）

佃久大夫（政敏）

神尾源左衛門

村井次郎左衛門

国沢太次兵衛（正隣）

横地弥右衛門（明久）

毛利三郎大夫

古市林左衛門宅二

山田五左衛門罷在候趣、暮無事立退候、

一、同役中類焼二付当分組用

戸田 組支配 青木勘十郎

不破 組 篠原六郎左衛門（信成）

神谷 組 三輪藤兵衛

九里 組 三輪藤兵衛

右之通相勤申候、

一、昨十二日、駿河守殿被仰渡、橋爪御門番人尾坂門可為致勤番旨被仰渡申渡候、足輕も右御門ヲ右組足輕

指添申候、仮御番所も建申筈二候、

一、十一日今年寄中等、長九郎左衛門殿宅ニ御寄合候、

御用所・御儉約所・御縮同所・宗門所も右宅屋敷之

内、夫々相極申候、

一、十日夜も火事之由、是ハ七十間松ノ木等焼申候而、

小屋中も出申候、十一日・十二日も同事、又々太（茂）

も打、火消中（茂）茂七十間へ出申候てミレハ木ヲ切倒シ

事済申候、

一、山城守殿杯ハ十三之土蔵皆々火入、指替も無之躰、

火事装束之俣ニ候由、上地ノ屋敷へ御越候、主水殿

両屋敷焼、長殿へ居住、駿河守殿ハ村井殿江居住、

遠江守殿ハ本多凶書殿へ居住ノ由ニ御座候、

一、勝尾氏・高山氏も土蔵焼申候、とかく不足御座候、右

七人へも未遂名申候、離々何とも心得旁、其節ながら

当月上ノ御用番一向今夜寸暇奉存候、昨夜、漸火事羽

織ヲぬき申候、右紙面御披見相済候ハ、其儀聞越候、

御見セ可申越候、あら〜書調にて御伺申候、以上、

四月十三日昼 三輪藤兵衛

一木様

高田様

2 「諸事被仰出等記」宝曆九年四月一〇日条 金沢市立玉川図書館 館加越能文庫蔵

一、申刻、泉野玉龍寺塔頭舜昌寺々出火、西下リノ風ニ而

廿、力町後(笹下)野田寺町江出、妙典寺(後)十三間町江飛、

段々大火(辰劣)ニ相成、御本丸江火移、御城不殘焼失、翌十

一日、(辰劣)ノ下刻、大衆免辺(辰劣)ニ而鎮、委曲別冊(辰劣)ニ有之、

実成院様(辰劣)広岡法性寺江御立退、翌日金谷江御移、

喜六郎殿御附頭馬淵嘉右衛門宅江御立退、翌日金谷

江御移、

夫(定明)小堀牛右衛門宅江重而御移、

八十五郎殿大豆田常住寺江御立退、翌日金谷江御移、

追而高島直右衛門宅江御移、

御作事、篠原弥助方(辰之)ニ相立、

御普請会所、高島直右衛門方(辰之)ニ相立、

「追而本保十郎(推智)左衛門揚屋敷、  
重而村井鞞負殿」(宋書)

御細工所、加藤図書方(里長)ニ相立、「従是前暫、神護寺地内」

年寄中等席々ハ、長九郎(連起)左衛門宅ニ而相勤、朔望嘉

節八人持組頭五時、新番頭以下四時揃之事、

公事場ハ町会所(辰之)ニ相立、

3 「留帳鈔録」五 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

宝曆九年四月十一日 御在府

一、御城御類焼ニ付、今日(連起)分長九郎左衛門宅へ老中

等罷出、御用相勤候事、

同月十五日

一、出仕之面々、九郎左衛門宅江罷出、年寄中等謁候事、

明日、各九郎左衛門宅江罷出候節、途中者御家来共ニ

火事装束出仕之節迄、上下ニ相改出仕相済、又火事装

束ニ相改候筈ニ御座候、当分ハ何茂火事装束ニ而罷出

候筈ニ只今相極り申候、為御承知如此御座候、以上、

四月十四日 前田兵部(孝起) 本多図書等五人様(政世)

四月十九日

一、火事ニ付而、江戸表(識行)分早打御使志村五郎左衛門被遣、

今日到着、九郎左衛門宅ニおゐて年寄中を初、御

意之趣申述候、御口上書等若年寄方ニ記候、図書氣

滯不罷出、(横山從)藏人義押而罷出ル、人持頭分江御意之

趣、廿日、申聞有之候事、

○年寄中等御請廿一日申述ル、年寄中・御家老一列、九

郎左衛門等三人、(津田正昭)玄蕃一列、類焼之人々御請一列也、

4 「長家譜」 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

宝曆九年四月十日、泉野寺町舜昌寺(辰之)分出火之砌、及大火、

所々江罷出、火を防申候、其節 御城内茂御類焼に付、於私宅年寄中・御家老中・若年寄中席并御類焼跡御普請方主付役・御儉約所并頭中溜・御奏者所・御小將横目・御徒横目、且朔望・端午之御祝詞、出仕之人々等集所、其外詰足輕三至迄、同十一日今五月十六日迄、夫々相詰、御用方相嘴申候、金谷御屋鋪御普請出来二付而、十七日今年寄中初、右諸役方引移申候、

5 「政隣記」一〇 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』 記 録九・記録拾

(四)十五日、朝六時、去十日夜亥ノ刻、金沢立之早飛脚来着、

去十日申刻前、金沢六塔林舜昌寺門前今出火之処、

南風烈ク、寺町妙典寺辺ヨリ大川を越、十三間町江

飛、豎町江移、本多遠江守屋敷今御城江も火移、夫

今釘先ヶ辻・材木町・静明寺辺河原江通、卯辰江飛

ひ、観音院辺最中燃候、委細者未相知、実成院様・

喜六郎殿(前田利英)も御立退之由申来二付、為御見廻以早飛

脚御書 被進、巳之中刻江戸出立、

一、十日夜丑之刻立之早飛脚、今十五日午ノ刻着、前田

駿河守宅江も火移、卯辰山不残、小立野口も火口所々二

而中々急ニ可鎮躰見江不申、二之御丸御広(式部)も就御類焼ニ、

実成院様宮腰(中)中橋放生寺江御立退、御近習頭河内山七左衛門(商昌)・賀古勝右衛門(清安)者、御城御類焼後実成院様御供仕、御縮申談候由、喜六郎殿者御居宅御類焼ニ付、二御丸江御立退之処、二御丸も就御類焼ニ、馬淵嘉右衛門宅江御立退、八十五郎殿者大豆田浄住寺江御立退之由、年寄中并御附之人々今言上、附、馬淵者御附頭也、

右二付、年寄中江早打御使可被遣旨被 仰出、御近

習御使番志村五郎左衛門江被仰渡、今十五日夜子ノ

上刻江戸発出、同十九日金沢着、廿一日申刻金沢発、

廿五日江戸江帰府、

一、右二度目之早飛脚到来之上、御用番并秋元(京朝)但馬守殿

江左之通御届、

加州金沢城下、今月十日申ノ刻、才川寺町今出火、

風烈敷及大火、同夜居城本丸・二丸焼失仕候、城

内焼失之様子并城下家数等相知不申候、追而委細

之儀御届可仕候、先右之趣御届申上候、以上、

四月十五日 御名

一、三度目早飛脚、十一日未之刻金沢出足、今十五日夜

子ノ上刻着、十一日巳之刻火鎮候由言上、御用之品

駿河守宅ニ而取彔候処、是も類焼ニ付、暫梅三郎（昭）左衛門宅ニ而取彔、夫より長九郎（連起）左衛門宅ニ而取彔候由申来、但、越後屋敷焼失仕ニ付而也、

十六日（四月）、從金沢早打御大小将神戸清左衛門（温純）を以年寄中（四月）の

言上、十一日申ノ刻發出、今曉七時頃江戸江參着、火

鎮候ニ付、年寄中等申談、御城中見分之処、御櫓・御土

藏等過半焼失、定火消者勿論、奉書火消も申談候得共、

風も有之一向難防、右之通ニ候由、御城就御類焼、

為御縮大聖寺御関所江物頭寺島左大夫御先手也足輕（江沼郡）

召連罷越、境御関所江割場奉行梅内藏太同趣ニ而罷（義一）

越候様申渡候旨言上、御城内相殘候所々左之通、

金谷御広式（多脱也） 鼠門 七拾間御門 七疋建御厩 金谷

御門并同所御文庫 堂形御馬場 玉泉院様丸 御文

庫乾場 薪丸御土藏二ツ并同番所 石川柵門 越後

屋敷土藏二 会所下御台所 御算用場 御宮并甚右

衛門坂 御宮坂

右之通相殘申候、

同日、御用番并秋元殿・左衛門尉様江左之通御届、（酒井忠寄）

先達而御届申候通、去十日金沢城下出火之処、居城

不殘焼失、翌十一日巳之后刻火鎮申候、城下過半焼失之躰、家数等之儀者未相知不申候、此段無急度各様迄相達置候様被申付候、以上、

四月十六日 御名内 伴源太左衛門（方經）

同日、神戸清左衛門儀、於御居間書院 御前江被為 召、

御人扨ニ而御尋之趣共有之、御請申上退候後、表向

御目見被 仰付、白銀五枚拝領、御年寄衆江之御用

之品々御渡、其外御城代并御横目申江之御親翰も御

伝附、暮前江戸發、早打ニ而帰、

附、御使番を以可有言上候処、指支候ニ付、御大小将也、

於金沢發出前、路用金百両御渡之義、頭分御達申ニ付、

則会所奉行江被仰渡候処、小扨奉行兩人共、類焼其上道

筋火勢強く、使遣候事も難成旨及御断候ニ付、御算用場

奉行江被仰渡、漸金子渡方訳立、頭仮切手改作奉行申江

相達、清左衛門於御算用場直ニ受取之、且清左衛門津幡（河北郡）

迄持出人足指支候ニ付、乗物等自分家来ニ為持、先達而

津幡江迄遣之置、右駄迄者早馬ニ而參候様頭等分申談、

于時持馬煩ニ付、御貸馬之義、松平玄蕃（康濟）若年寄江相達、則

御申渡有之候処、堂形御厩危候ニ付、御馬共宮腰口江引

退有之候ニ付、急ニ難渡由ニ候得共、外ニ致方無之候ニ

付、強而早速清左衛門宅迄御馬指向候様、頭(秀貞)及御達、

漸ニ牽来、境御関書過書、頭窪田主馬(秀貞)相渡之、于時御

城中跡火も薄ク成候ニ付、御小將頭原五郎(元成)左衛門江清左

衛門ニ指添、御城内焼跡見分為仕候様、年寄衆被仰渡、

御横目(昌富)中在合無之ニ付、御番頭入江治左衛門も同道可

仕旨、五郎左衛門及御達、長九郎左衛門役宅今三人同

道、御城中見分、焼残候所々清左衛門覚書ニ調、江戸江

持参之筈、右見分濟、長殿宅江罷帰候処、御用番横山

山城守(隆達)御使被申渡、御家老衆江之紙面被相渡之、申ノ下

刻早馬ニ而右役宅今直ニ發出、

十七日、去十二日夜戌之刻立之早飛脚、江戸江来着、

実成院様・喜六郎殿、金谷御殿江被遊御移候由申来、

【解説】四月一〇日、金沢泉野寺町より出火、才川(犀川)を越えて

金沢城の大半を焼き尽くした、いわゆる宝暦の大火に関する史

料を右に掲げた。「政隣記」以外は新出史料。金沢城内の被災箇所

については「金沢城類焼後御普請等被仰付候絵図」(金沢市立玉

川図書館加越能文庫)にも詳しい。藩主前田重教は当時在府。二

ノ丸御殿焼失のため、加賀藩年寄らは翌四月一日、御用部屋を

長連起宅へ移し、被災対応を開始した。なお、「加賀藩史料」第八

編(八六頁)の掲げる、火災後の四月一三日、三ノ丸の時鐘が城内

の東照宮において撞かれたとの記事は、典拠史料(片岡孫作藏文

書)の所在が確認できず、真偽不明である(時鐘の焼失は後掲14

「秦雲公御年譜」を参照)。

四月二二日

徳川家重、金沢城焼失につき、奏者番内藤頼由

(大和守)をもつて慰問する。

6 「江戸幕府日記」宝暦九年四月二二日条

上使内藤大和守(頼由)

松平加賀守(前田重教)

右者居城焼失ニ付、為御尋被遣之、為御礼登城、於御

白書院縁頼謁鳥居伊賀守(忠忠)、

7 「政隣記」一〇

同日、今度御居城就焼失ニ上使御奏者番内藤大和守(頼由)

を以御懇之被為蒙上意従

大納言様も被為蒙上意、如御例敷附迄御出向、御大

書院江御誘引、上意御演述之上、前々之通少御下座御

挨拶有之、御前御退之上、前田信濃守殿御挨拶、御慰斗

出之御小書院江御誘引、御菓子等出之、御酒御肴御

前御引御土器出御始メ、上使ニ而御詰、又御前江被進

之御納、御請被仰上御退出、早而而御丸江御登城、

御老中方御勤其外御使者遣之、且夫々御吹聴有之、

廿三日、右火事ニ付、金沢年寄中等々為伺御機嫌村井鞞負

ハ惣代之飛脚去十四日發、今日到着、

四月二九日

金沢城代本多政行（遠江守）・前田孝昌（駿河守）

ら、金沢城内の焼跡を見分する。また、加賀藩、

同日以前に金谷御殿の普請を開始する。

8 「泰雲公御年譜」二 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、同日朝五時過ハ遠江守殿・駿河守殿・青木与右衛門、

御城中焼跡見分、九時前、順見相濟候、今般御城御

類焼ニ付、御帰国之節、金谷御殿江被為人旨ニ而、忒

百坪御作事有之由ニ而、七拾間御長屋御厩之跡ニ御

作事小屋三間梁拾九間相立、夥敷材木持運、木挽等

入込、御番所前ニ而挽申候、

五月九日

加賀藩、金沢城再建の御用主附に前田孝起・三

輪允明・馬渕愛定・本保昌隆、および作事奉行

本保以守を任命する。

9 「諸事被仰出等記」宝曆九年五月九日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今般 御城焼跡、御普請所多ク候ニ付、御家老前田

兵部、御馬廻頭三輪藤兵衛、定番頭番頭馬渕嘉右衛門、

御横日本保平大夫、「御作事奉行本保平大夫」被仰渡、

10 「泰雲公御年譜」二 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、御城御普請御用主附、前田兵部・三輪藤兵衛・馬渕

嘉右衛門・本保平大夫被仰渡、

11 「先祖由緒并一類附帳」秩五〇五（本保正徳） 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、曾祖父 本保故孫八郎平昌隆

（中略）

同年四月、

御城御造営方御用主附兼役被仰渡相勤

罷在候（下略）

12 「先祖由緒并一類附帳」秩五〇五(本保令儀) 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、曾祖父 本保先故十大夫平以 〔中略〕

(中略)

同年六月、御作事奉行被 仰付、同九年四月、御城

御類焼□御造営方御用主附被 仰付相勤罷在候処、

勤方之儀ニ付、明和八年十月七日、右御用□除遠慮被

仰付置候処、安永五年四月、御免被 仰付、(下略)

五月一二日

前田重教(重基)、金沢城・城下の火災被害を幕府に報告する。

13 「政隣記」一〇 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 録九・記録拾』

十二月、当四月十日金沢火災、委細之御届書、左之通今

日御用番松平右近将監殿江被指出、左衛門尉様江も

御写被遣之、

加州金沢城中焼失之覚

一、本丸

同所屋形 同所三階櫓壱ヶ所 同所長屋壱ヶ所

宝曆九年

同所二階櫓四ヶ所 同所中櫓四ヶ所 同所土蔵三ヶ所 同所門五ヶ所 同所橋壱ヶ所

一、二之丸

同所屋形 同所二階櫓四ヶ所 同所長屋五ヶ所

同所土蔵九ヶ所 同所門十一ヶ所

一、三之丸

同所続玉泉院丸 同所二階櫓三ヶ所 同所長屋五ヶ所

同所土蔵五ヶ所 同所門拾二ヶ所 同所橋壱ヶ所

壱ヶ所

一、大手門 壱ヶ所

同所二階櫓壱ヶ所 同所櫓三ヶ所 同所長屋三ヶ所

一、城外惣門八ヶ所

一、米蔵屋敷式ヶ所

但、式拾三筋

一、同屋敷 拾式ヶ所

相残候分左之通

一、玉泉院丸之内西之方入口櫓門壱ヶ所 同所土蔵式ヶ所

ヶ所

一、西北之方城外惣門三ヶ所

右門内花畑小屋敷壹ヶ所

御宮并指統候所用屋敷三ヶ所

一、城下焼失家数壹万五百八軒

内 四千五百軒

侍并歩足輕小者、暨  
家来召仕之者家

九拾九軒

寺社

四千七百七拾五軒

町家

千五百六軒

寺社門前并百姓地

貳拾三軒

毀家

一、百拾六ヶ所

番所

内 壹ヶ所毀番所

一、貳ヶ所 弓足輕稽古所

一、六拾壹ヶ所 木戸

内 四ヶ所 毀木戸

一、貳百八拾三 土藏

一、壹ヶ所 制札場

一、壹ヶ所 囑託札場

一、貳拾八ヶ所 橋

内 壹ヶ所 大橋

一、貳拾六人 焼死候者

内 十一人 女

右、前月十日申之刻、寺方ハ出火、翌十一日巳之后刻、

火鎮リ申候、風烈敷候而、書面之通焼失仕候、以上、

卯五月十一日

御名

(宝曆一〇年) 翌庚辰歲六月、御城御造營之儀、御絵図等被指出置候

処、八月廿三日、堀田相模守(正亮)殿江聞番被招呼、如元以

連々御普請有之趣、御老中方御連判之御奉書御渡也、

猶以若病氣ニ候者、名代可被指出候、以上、

御用之儀候間、明廿二日四時可有御登 城候、以上、

五月廿一日

松平右京大夫(牌高)

西尾隱岐守(忠尚)

松平右近將監

堀田相模守

御名殿

右、御用番右近將監殿ハ到来ニ付、為御知 預玄院様・

淨珠院様江者以御近習頭、御前様方江者富永数馬等(重直)

奉札、(備前)記州様江者御双方方御家老奉書、左衛門尉様

江者聞番言上、其外御一門様方江者聞番ハ奉札、

五月二二日

幕府、加賀藩に金沢城の再建費用として金五万

両を貸与する。

14 「江戸幕府日記」宝曆九年五月二二日条

国立公文書館内閣文庫蔵

(前田重教)  
松平加賀守

右者居城焼失ニ付、可為難儀与思召候付、金五万兩拝

借被 仰付旨、於御黒書院溜、老中列座右近将監申渡

之、

15 前田貞一「覚書」

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、同五月廿二日、御登城、御黒書院次之間ニ而、此度

御居城御焼失ニ付、御拝借被 仰付候段、御老中方

御列座、左之趣御用番松平右近将監殿御演述、御請

被仰上御退出、直ニ為御礼西丸へも御登城、御老中

方・若年寄中御勤、「是より改而可書」松平加賀守

此度居城焼失ニ付、可為難儀与被 思召候、依之金

五万兩拝借被 仰付候、上納之義ハ御勘定奉行可被

談候、

一、御かね御証文左之通、

請取申銀子之事

合銀三千五拾五貫目

此金 五万兩 但

金老兩ニ付  
六拾壹匁壹分替

宝曆九年

右、是者居城焼失ニ付、拝借被 仰付候、返納之義者

来々巳年今酉年迄五ヶ年賦之積り、上納可申所如件、

宝曆九卯年六月 御名

久間佐兵衛殿

白井吉之丞殿

村上善五郎殿

久野平四郎殿

右、御直印之御証文と申義、御例無之、段々御僉義有之処、

右之通ニ無之候而者難成由ニて 御直印之御証文ニ相成候

由、

16 「諸事被仰出等記」宝曆九年五月二九日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日江戸表今早飛脚到来、左之通申来候、

今日御登 城被成候様、御老中方御連名之御奉書到

来、則 御登 城被遊候所、御黒書院於御次間、此

度御居城焼失、御難儀可被成旨被 思召候、仍之金

五万兩拝借被 仰付候旨、御老中方御列座、御用番

右近将監殿被仰渡候、 思召掛も無御座、御懇之御

儀難有被 思召候、此段何茂可申聞旨御意候、

「被仰渡候御書立写」

(宋書) (前田重教)  
「松平加賀守」

一五

五月廿二日〔宋書〕此度居城焼失ニ付、可為難儀与被〔思召候、依之金五万兩拜借被〕仰付候、上納之儀ハ御勘定奉行可申談候

右為御礼西丸御登城、御老中・若年寄不殘御勤被遊候、

17 「政隣記」 一〇〔五月〕 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』 録九・記録拾

廿二日、右依御奉書五半時御登城之処、御黒書院御勝手之

方ニ而御老中方御列座、御用番〔松平武元〕右近將監殿左之通被仰渡、

御名

此度居城焼失ニ付、可為難儀与被思召候、依之金五万

兩拜借被 仰付候、上納之儀ハ御勘定奉行可被請候、

右為御礼、御老中方・大岡出雲守殿〔忠光〕・若年寄衆御勤、

御側衆御使者被遣之、広徳寺江御名代御家老 預玄

院様等御近習頭御使、 御前様江者、

御勘定奉行御用番一色安芸守殿江も御普為聴旁聞番

被遣之、

一、御帰館後、於御居間書院御家老被為召、今日之様子

被 仰聞、頭共江も可申聞旨 御意、金沢年寄中江

御書ニ而被仰下、出雲守様〔前田利徳〕・備後守様江も御飛札被

進之、今夜早飛脚ニ而夫々被遣之、

六月二日

加賀藩、この日から同月四日にかけて、金沢城二

ノ丸の焼跡において焼金具の拾い集めを行う。

18 「諸事被仰出等記」宝曆九年六月二日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日ハ二 御丸金具拾相始ル、七手組頭衆并長

九郎左衛門殿〔連起〕・奥村助右衛門殿〔栄輪〕・村井鞆負殿〔長巻〕ニ御家

来被指出、尤自分ニも被罷出候、人々場所所有之、御

城代ハ兩度充御見廻り候、繩張之分左ニ記、

前田土佐守組〔直躬〕 本多遠江守組〔政行〕

前田駿河守組〔孝昌〕 横山々城守組〔藤達〕 奥村主水組〔隆徳〕

奥村丹後守跡組〔修古〕 村井豊後守跡組〔長堅〕

長九郎左衛門 奥村助右衛門

村井鞆負

一、一組切之組合左之通、尤毎日罷出候、

朝六半時ハ四時迄 同時ハ九半時迄 九半時ハ七時迄

二日 本多図書〔凶悪〕御用番ニ付断〔宋書〕 不破彦三〔直徳〕 永原平兵衛〔孝飛〕

篠原弥助〔保之〕 横山齋宮〔従末〕

同断 同断 藤田弾正〔安貞〕

不破彦三 永原平兵衛 同断

三日 篠原弥助 横山斎宮 本多図書

同断 藤田弾正

永原平兵衛 同断

四日 横山斎宮 本多図書 不破彦三

藤田弾正 篠原弥助

19 「諸事被仰出等記」宝曆九年六月四日条 金沢市立玉川図書 館加越能文庫蔵

一、二 御丸金具拾、今日ニ而相濟候、

20 「諸事被仰出等記」宝曆九年六月九日条 金沢市立玉川図書 館加越能文庫蔵

一、定番御馬廻相願、今日夕金具拾罷出候、但、帰山

太次兵衛・飯田勝<sup>(尚与)</sup>左衛門組ハ不残出候、若党召連候儀

不相成、草履取ハ召連可申候、且せかれ名代等ニ指出

候儀相成不申由被仰渡候、左之所々焼跡江罷出候、

薪丸坂上御櫓并小櫓共 東丸御門台左右

東丸御番所跡 同丑寅御櫓

【解説】あわせて六月九日より実施された金沢城薪丸・東丸における焼金具の拾い集めに関する史料も掲出する。

七月一日

金谷御殿の普請が完了する。

宝曆九年

21 「泰雲公御年譜」二二 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、同十四日<sup>(七月)</sup>、金谷御殿御普請出来ニ付、御作事方夕御城

代方江引渡相濟候由、七拾間御長屋御門御番所も、只

今迄之番所ハ御儉約所ニ相成、新御番所ハ只今迄足輕

番所之所、御長屋広く成、御番所三間四方、御床二間、

次ノ間弐間四方、御門下之方江中れんし<sup>(連子)</sup>付、いろりハ

御床之方、次之間ニ方隅、次ノ間入口六尺式枚、雪隠ハ

御番所向候而左之方、水遣所共土縁之内相立候、今日

夕御番人、右新番所江勤番也、火事以後段々御普請有

之、御門前町堀端鹿垣結、足輕番所四ヶ所致出来候、金

谷御門脇一ヶ所、仙石町出廉一ヶ所、乾屋辻見付一ヶ

所、不明門橋爪、不明門之内今井屋敷之内下馬腰懸出

来、行馬門出来、足輕番所・与力番所出来、甚右衛門坂

下石垣脇御馬廻番所出来、津田寿軒前行馬門・与力番

所・足輕番所出来、金谷御文庫之近所侍番所致出来候、

七月一七日

年寄役、この日以降、金谷御殿にて政務を執る。

22 「諸事被仰出等記」宝曆九年七月一七日条

金沢市立玉川図書 館加越能文庫蔵

一、今日夕金谷 御殿ニ而年寄中御用可相勤候、且亦諸

番所常服ニ而御番可相勤旨被仰渡、火事以後御帳附

御帳面ニ判形取不申所、今日夕御帳面ニ判形仕候事、

(中略)

松平加賀守家来

煩 前田兵庫(孝應)

西尾隼人(明教)

卷物五

七月二七日

前田重教(重基)、帰国を許可される。同月二八

日、江戸城に登る。次いで閏七月二日に江戸を発

し、同月一五日、金沢に到着、金谷御殿に入る。

25 「諸事被仰出等記」宝暦九年閏七月二日条

金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、前月廿七日、御国許江之御暇、松平右京大夫殿、西

丸夕秋元(京明)但馬守殿を以、御例之通御拝領物等有之旨、

今日御飛脚を以到来、

(中略)

一、前月廿八日、御帰国 御暇之 御礼被 仰上、尤如

御例御拝領物有之、御供御家老西尾隼人、前田兵庫儀(明教)

ハ病氣ニ付御断申上候、

23 「江戸幕府日記」宝暦九年七月二七日条

国立公文書館内閣文庫蔵

上使松平右京大夫(輝高)

松平加賀守(前田重教)

卷物三十  
銀百枚

右、就御暇被 仰出候被遣之、

24 「江戸幕府日記」宝暦九年七月二九日条

国立公文書館内閣文庫蔵

御黒書院

御暇

松平加賀守(前田重教)

御鷹被下  
御馬被下

一、巳后刻、御白書院

公方様(徳川家重)・大納言様(徳川家治) 出御、

月次四品已上御礼早而

十五日(中略)

一、去二日、江戸表御発駕、

同日

一、今日七時頃、御機嫌能金谷御殿江 御着、(宋書)「姫川満水ニ

而糸井川二日逗留、為御礼今枝織人江戸表江発足、(威後園)

27 「政隣記」 一〇 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 録九・記録拾 『政隣記 記

廿七日、今日御帰国御暇之 (七月) 上使松平右京大夫殿を以被蒙

上意、御拝領物等都而御作法等、去々年七月廿七日之

通、但、此度再御暇二付、上使江御刀者不被進之、

一、為御礼明廿八日御登 城、其節御家来兩人可被召連

之旨、右京大夫殿御演述、依之兩人交名書、御用番

西尾(忠尚)隱岐守殿江以聞番被遣之、其後兵庫病氣二付、

難罷出候二付、隼人(西尾明教)老人被 召連候段、重而御届書

被指出、左衛門尉(酒井忠奇)様江も被 仰進、

廿八日、今日御暇為御礼御登 城、御鷹・御馬・御手熨

斗御頂戴等、都而去々年之通、但、此度再御暇二付、

御刀御拝領者無之、

(中略)

二日、暁八半時御目覚、七時頃御膳被召上、阿波守(酒井忠直)様初御

見立之御客段々御出二付、六時過御対顔、夫ヨリ御内

証江被為入、浄珠院様初御盃事、早而御旅装束二被召

替、重而御内証江被為入、夫ヨリ御客衆へ御対顔、追付

御発駕、御供御家老前田兵庫(注記)一病氣依願御先江帰、

御道中御供隼人(注記)老人也」・西尾隼人、御道中奉行青

宝曆九年

木儀兵衛・水越八郎(知儀)左衛門、右之外御作法去々年之  
通、今夜桶川(武藏國)駅御泊、御昼休ハ大宮也、(同上)

(中略)

十五日、暁八時、御供揃二而高岡御発、御昼休(同上)今石動、

御中休津幡二而、夕七時金谷御殿江御着、御式台(河北郡)分

被為入、喜六郎殿鏡板御右之方江御出向、御城代

駿河守も出、御左之方江者御家老中・若年寄中出、

敷附江河内山七左衛門・賀古勝(清安)右衛門出有之御供仕、

御先立ハ松平玄蕃(康清)若年寄、御奥書院通、御居間江

被為入、御杉戸辺分御先立富永数馬仕、御居間御着座

之上、御熨斗御奥小將持出上之、喜六郎殿者御跡分

御溜江御越、御祝詞数馬を以被 仰上、其以後於御居

間御対顔、夫分御内証江被為入、実成院様御対顔、

追付於御居間書院年寄中、御家老役・若年寄迄三切二

被為召、御意有之、早而御布上下二被召替、御帰国之

御礼御使、人持組今枝内記被為召、遠江守誘引之処、

御意有之、御羽織袴卷物二被下之、広蓋御表小將持

出帰、戴之御礼申上、遠江守御取合申上退去、

閏七月一九日

前田重教（重基）、この日から翌日にかけて金沢城内を見分する。八月七日、同一九日にも同じく金沢城内を見分する。

28 「諸事被仰出等記」宝曆九年閏七月一九日条

金沢市立玉川図書館

館加越能文庫蔵

一、今日、御城中焼跡 御巡見被遊候、

29 「政隣記」一〇

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』記  
録九・記録拾

十九日、今日富永数馬等三人并有沢才右衛門も御供被

仰付、御城中焼跡御覧、翌廿日・八月七日にも同断

御巡見、十九日も同断、

閏七月二二日

加賀藩、金沢城河北門・石川門等に設置の番所を撤去する。

30 「諸事被仰出等記」宝曆九年閏七月二二日条

金沢市立玉川図書館

館加越能文庫蔵

一、今日夕尾坂之守并石川・河北御門張番相止候様被仰渡、

宝曆一〇年（一七六〇）

五月

盛岡藩主南部利雄、加賀藩に金沢城造営のための材木五千本を贈与する。

31 「雑書」宝曆一〇年二月一四日条

盛岡市教育委員会他編『雑書』二四

一、松平加賀守様御在所加州金沢御居城、去春御焼失二付、

田名部御山にて檜木御材木五千本為御取可被遊旨被

仰出候間、其節所御給人之内御使者壹人・御与力式人・

御同心三人附、為御登被成候間、右御用可相勤者尤船

二酔不申様成もの遂吟味申出候様、御目付を以御代官

へ為申渡候処、為遂吟味目論見書左之通被 仰付、

一、 田名部御給人

菊池宇左衛門

同所御与力下司

新谷弥平太

坂井平左衛門

宰領御同心

弥右衛門

文右衛門

久右衛門

菊池宇左衛門

宇右衛門并御与力共得差図、舟中加州於宮越御材木引渡等之節、万事無油断見廻相勤可申事、

右之通為申渡候様、御目付を以御代官へ申達之、

一、御材木船五艘能州福浦湊五月十六日申刻出船、翌十

七日辰刻加州宮腰へ五艘共引続入津仕、右五艘御材

木水揚相濟、加州御材木方服部太左衛門・小川林太夫

兩人へ弥平太・平右衛門兩人罷出、当分御材木預手形

請取渡相濟、(併力) 拵立之儀兼て被 仰付候由にて、彼地

御材木方御役人宮腰御町奉行・舟手奉行兼帶佐藤

半(直之)五右衛門、加州郡奉行兼帶不破伊織(像明)、御材木方下役

小川林太夫・服部太左衛門、船手足輕裁許人米原源太

夫・木村丹藏引請拵立(併力)被致候事故、此方より附被遣候

之者共不罷出、右御材木水揚拵立共十七日巳刻より十

九日未下刻迄相濟、宇左衛門持參之御目録之外、御材

木員數印形書付右御目録へ相添請取申度段、右懸り御

役人中被申候付、御双方様より左之通取遣候写、

覚

一、千本檜

式間七寸角

一、千本同

同断六寸角

一、支度金五兩

上下四人

内若党忝人は所御同心之内鎚持忝人手前にて召抱

候様御代物式貫文被下、草履取手前人、

右者加州へ御使者被 仰付候間、御与力・御同心共差図

加、御材木麓末無之万端心ヲ用相勤可申候、尤御材木船

毎ニ御与力・御同心相添置候様可仕候事、

一、同金式両宛 新谷弥平太

上下式人宛 坂井平右衛門

召仕忝人ニ付、代物式貫文宛被下候、手前召抱候

様被 仰付、宇左衛門得差図、舟中并加州於宮越

御材木引渡并万端見計相勤可申事、

一、同三步宛 宰領御同心

弥右衛門

文右衛門

久右衛門

一、三千本同

同断五寸角

右之通首尾好相濟候処にて、宿々之者を以廿日 公義御

ノ五千本

右者先達て於江戸表從大膳<sup>(南部利雄)</sup>太夫以使者申上候、領内材木

精進日故、廿二日御料理可被下候、其節御役人中より兼て被 仰付置候間夫迄逗留致候様ニと申来、廿一日ニ

此度別紙目錄之通宮腰浜ニて無相違引渡申候、以上、

銘々於旅宿御料理被下、相濟候処ニて宇左衛門旅宿へ弥

宝曆十年五月

南部大膳大夫内

平太・平右衛門兩人相指候処へ半五右衛門被參、此度海

菊池与左衛門印

上遠路御材木ニ附被遣候付、附參候段別て太儀被思召、

松平加賀守様御内

御目錄之通被下置候旨銘々被申聞左之通、

佐藤半五右衛門殿

のし白木八寸

覚

一、銀 五枚

菊池宇左衛門

一、千本檜

式間七寸角

同

一、千本同

同断六寸角

一、同 三枚宛

新谷弥平太

一、三千本同

同断五寸角

坂井平右衛門

ノ五千本

右從 大膳<sup>(大)</sup>太夫様被進候御材木御別紙目錄之通於宮腰

右之通被下、畢て不破伊織罷出、右三人此度御材木御用相濟、陸路御戻候付、酷暑之砌遠境別て太儀ニ被召置、

浜被引渡、無相違請取申所如件、

依之別紙目錄之通被下候段銘々へ被申聞左之通、

宝曆十年五月

松平加賀守内

一、金 三両

菊池宇左衛門

佐藤半五右衛門印

一、同 式両宛

新谷弥平太

南部大膳大夫様御内

坂井平右衛門

菊池宇左衛門殿

一、三百疋宛

上乘御同心三人へ

右者海上御材木へ附参、太儀仕候付被下置候、右覚書半  
五右衛門より宇左衛門へ被相渡也、

一、式百疋宛

御同心三人へ

右御用相濟、陸路戻候日長途太儀ニ付被下置旨、半五右衛門・

宇左衛門へ被申聞之御請之儀は則席申上之、五月廿二日

宮腰出立候付、全躰御取扱之委細別帳ニ有之候付略之、

32 「政隣記」 一〇

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』 記  
録九・記録拾

廿二日、去年御城就御類焼、從南部殿材木五千本被進、

七寸角千本、六寸角千本、五寸角三千本也、舟積ニ

而此間宮腰浦江着岸、尤指添来候人々江被下者有之、

六月

前田重教(重基)、幕府に金沢城の再建を出願し、

八月二三日、許可される。

33 「政隣記」 一〇

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』 記  
録九・記録拾

十四日、御城御修覆御願御絵図等出来ニ付、今日之町飛

脚を以被指出、不遅様江戸着之義申渡、到着之上、

則被指出之、

一、八月廿三日、堀田相模守殿江聞番被招呼、左之御奉

宝曆一〇年

書御渡、翌廿四日、町飛脚ニ伝附上之、九月二日到  
来、御請御書同四日出ニ被差出、

以上

加賀国金沢城火事之節、本丸・二丸家作不残、本丸三重

櫓巻ケ所、同所ニ重櫓四ケ所——塀下石垣長延千百

拾間余焼損シ候所々築直等之儀、絵図朱引之趣得其意

候、願之通以連々如元普請可被申付候、恐々謹言、

宝曆十辰

八月廿三日

堀田相模守

秋元但馬守

正齊

涼朝

松平右近将監

酒井左衛門尉

武元

忠寄

御名殿

七月二一日

加賀藩、普請奉行羽田正遠・菊池仍隆をこの年

の「御城御普請方」に任命する。

34 「諸事被仰出等記」宝曆一〇年七月二一日条

金沢市立  
玉川図書館

館加越能文庫蔵

一、御普請奉行羽田伝大夫義、菊池弥四郎同事、御城御

一三三

普請方被仰渡、

【解説】『金沢城総合年表 後編』では七月一日としたが、右の通りこれを七月二日と訂正する。

この年

加賀藩、金沢城橋爪足輕番所横切合石垣の修復を行う。

この年から翌年にかけて、加賀藩、金沢城河北門櫓門台石垣の修復を行う。

35 「御城高石垣之事等」

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵 『金沢城郭史料』

宝暦十年、橋爪足輕番所横切合御石垣繕り、(宝暦)同十年の河北御門台両方積直、十一年出来、

### 宝暦十一年（一七六一）

二月二一日

加賀藩、金沢城二ノ丸御殿の再建につき、手斧始・地鎮祈禱を行う。

36 「年寄席日記」宝暦十一年正月二二日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、二之御丸

裏御式台

御台所

柳之間

波之間

御居間書院合

御居間并奥向最前之通

右、御造営被 仰付候ニ付、来月中木作り初相済、

右之ヶ所御普請可被 仰付之旨被 仰出候旨、御城

代合被差出候覚書、

37 「年寄席日記」宝暦十一年二月二二日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日、御城木作初御矩式(通)ニ付、若年寄迄一座以御

近習頭恐悦申上ル処、追而以同人 御意有之、

但、布上下相改ル、且又不有合人々ハ以紙面申上

之、御城代兩人并御普請方主付、御家老中兩人

者、先達而別ニ申上相済、四時過退出、

38 「諸事被仰出等記」宝暦十一年二月二二日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

館加越能文庫蔵

一、今日、御城御造営木作初御規式有之候、委曲別冊ニ記、

39 「毎日帳書抜」三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

宝曆十一年二月廿一日

一、御城御造営木作り初之御規式ニ付、

御城代遠江守・駿河守并御造営方御用玄蕃・兵部義、

右御規式之場所へ罷出、御規式相濟、遠江守等 御殿

へ出席、御祝詞并頂戴物之御礼申上、山城守初御家

老中等も御祝詞申上、

40 「政隣記」一 一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記  
録拾巻』

十八日、二 御丸御造営木作初地鎮御祈禱、波着寺・八幡

神主勤之、廿一日、御規式有之、卯刻に御城代并御城

附御役人・表向御役人等罷出、四時過御首尾能相濟、

41 「筒井旧記」六 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

今般御城御造営ニ付、当廿一日、木作始御規式就被仰付候、

御城御類焼之節、御支配之内に材木等献上仕候者共、今般

御規式拜見御祝被下等ニ候間、交察御日記可被遣候、以上、

同十一年 二月十七日 本保十太夫

古屋孫市 長屋多七郎

武部四郎兵衛様

村上采女様

42 「御年表」七 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、二月十八日、二之御丸御造営木作始、地鎮御祈禱

四月一五日 加賀藩、金沢城二ノ丸御殿の再建につき、柱建

をを行う。

43 「政隣記」一 一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記  
録拾巻』

四月十五日、御城二之御丸御柱立御規式有之、

四月一九日 幕府の巡見上使依田恒信・前田玄昌・松浦備、金

沢に到着する。

44 「御年表」七 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、四月十九日、廻国巡見上使依田金十郎

田半十郎殿 御書院番・松浦猪右衛門殿

御小將頭、前

御小將頭上使江指出入、

覚

宝曆一〇年、宝曆十一年

一、百貳丁 金沢町数 一、壹万三千七百五拾壹軒 同  
家数

一、三万五千三十五人 内男女十五才以上、

内 壹万八千貳百貳十七人  
壹万六千八百八人 女男

右之通ニ御座候、

辛巳四月

(宝曆一年)  
加州金沢町年寄

中屋彦右衛門

本吉屋宗右衛門

九月六日

加賀藩、前田重教(重基)金沢出立後の金沢城内「西  
柵御門」・「見付御番所」等の撤去を指示する。

45 「御触并御返書留」三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

御発駕後、西柵御門并見付御番所等も御取払ニ付、右御門  
跡ニ軽ク駒寄被 仰付、佳節朔望暨平日共ニ、七拾間御門  
前狭ク候間、右駒寄之前下馬下乗ニ候条、尤七拾間御門  
内八、只今迄之通相心得、挟箱等右御門外腰懸溜、従者之  
儀ハ両駒寄之外腰懸ニ溜可申候、尤警固出置候得共、猥之  
趣無之様家来末々迄急度申渡候様、夫々可被申談事、

九月六日

九月一六日

前田重教(重基)、金沢を発し、同月二九日、江  
戸に到着、一月一日、江戸城に登り、参勤の  
挨拶をする。

46 前田貞一「覚書」 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、宝曆十一辛巳、御痛所被為在、御参勤御時節御延引、  
九月十六日、金沢 御発駕、同廿九日、江戸御着、

(中略)

一、同十一月朔日、御参勤之御礼、

47 「政隣記」一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記  
録拾遺』

(九月)  
十六日、五半時、御機嫌克金谷御殿ヨリ 御発駕、前日  
頭分以上四時ヨリ九時迄之内、 御殿江出、御機嫌  
相伺御帳ニ附、且いまた御忌中ニ候得共、御見立ニ  
罷出候人々、前々之通布上下着用、 御発駕後、御  
用番又兵衛殿江恐悦申述候儀も如前々ニ候事、

(中略)

(九月二九日)  
同日、夕、江戸 御着、御痛御勝レ不遊ニ付、御老中方

江も御勤無御座、以御使者夫々被 仰遣、

(中略)

十一月朔日、御登城、御参勤之御礼被仰出、

48 「御年表」七 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、九月十六日、金沢御発駕、於御途中御忌明、高田駅(越後國)

々御奉書之御礼使青木与右衛門御小将頭、同所々御

参勤御延御聞届也、御礼使不破半蔵御小将頭、同所(有格)

々紀州様御礼使青木治右衛門御番頭、

(中略)

同日夕(九月九日)、江戸御着府、御痛御勝レ不被遊候所、御老

中方御勤無之、御参勤ニ付而之上使も無之、

(中略)

一、十一月朔日、御参勤之御礼、

一二月二七日

江戸の前田重教(重基)、寿光院(勝)。紀伊藩主徳

川宗将の娘)を娶る。

49 「諸事被仰出等記」宝曆一一年二二月条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、十一月廿七日、快晴、昼九ツ時、御入輿、御迎大久保

大蔵大輔殿、御送松平越中守殿、御首尾能相济候事、(忠興)  
(定賢)

宝曆一一年

50 「政隣記」一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 録拾巻』

廿七日、御婚礼御整、御迎大久保大蔵太輔殿、御送松平(忠興)

越中守殿、其外御一門様方々為入待、御上臈松平(定賢)

下総守殿御内様、(忠刻)

一二月四日

加賀藩、扶持人石切正木甚左衛門を穴生に、二

十人石切の四郎兵衛・八兵衛を扶持人石切に取

り立てる。

51 「諸事被仰出等記」宝曆一一年二二月四日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日左之通被 仰渡、

金沢御広式御用達 御馬廻 笹井藤七郎 定番御馬廻

豊島権之丞 御扶持人石切

正木甚左衛門

右御歩並穴生二被 仰付、

御給銀百目御増 坂井源三郎 二十人石切

四郎兵衛

八兵衛

二七

右兩人御扶持人石切被 仰付、

## 宝曆一二年（一七六一）

三月二日

金沢城東ノ丸の番所が竣工する。

52 「諸事被仰出等記」宝曆一二年三月二日条

文庫蔵

金沢市立玉川  
図書館加越能

一、東之御丸御番所出来、今日合組外相勤、

四月一六日

加賀藩、金沢城二ノ丸御殿の上棟式を行ふ。

53 「政隣記」一一

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』  
録拾巻三

十六日、金沢 御城二 御丸御上棟御規式有之、

54 「泰雲公御年譜」三

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『金沢市  
史』資料編三

一、同十六日、二之御丸御造営御棟上御規式被 仰付、御

間之向ニ檀を飭、四隅ニ青竹之葉付を立、但方三尺ニ  
高くして、階ニ而致上下、下ハ八寸角計之柱ニ白布之

綱二筋、棟より一筋、御間之内合一筋右之柱ニ結ひ付、

中程ニ鈴五つ附有之、御棟上之御間ニ壹斗入計之檀、

蕨綱結、木具折ニ帯二筋・同白絹拾三包・同熨斗・同大

根・同昆布、米十三俵杉形ニ積有之、暢交之御幕、御紋

付之御幕等、役所々ニ張有之、右御祝ニ付、諸役人朝六

時合罷出候、御城代・定番頭・同御番頭・御留守居、御

普請方懸り之頭・諸役人、何茂熨斗目・布上下着用、右

御上棟御規式御飭之品々、宝鏡六面 但丸鏡台居

銚子提二対 但糸花飭 瓶子二対 御酒磁缶九対

但包熨斗 木地三方土器八飭、四方洗米土器二飭

神酒三方六飭 拾式卷充 白紗綾卷物二十四卷 台

居 純子帯四筋 二筋充台居 真綿二十四把 十二

宛台居 麻苧廿四把二飭 同断 昆布廿四飭 同

断 萊菔二飭 台居 雉子二飭 二ツ充台居 鯉魚

二飭 二喉充同断 米式斗俵 廿六俵杉形 青銅三

十二貫二飭 上下 蒔餅八飭 箱入五千六百式合五

勺取 鏡餅六飭 御樽二荷 蕨繩結 御幣十四本

振御幣二本 木槌十三本 紺青を以宝珠を画 御飭

弓矢式張 隨身弓矢二張 御棟札一枚 真鍮鈴六

つ 千曳柱一本 白布繩二筋 千引柱三結付上下

已上、

右、御用相務候大工役付、

一、祭主 布衣御大工田辺八丞、一、諸事指引役 長袴御

大工西田清丞・同清水平兵衛・同竹内六郎右衛門、一、

隨身 素袍棟梁右平次・同清兵衛、一、助行 素袍御

扶持方大工井上彦作、一、中ノ槌 素袍同石黒半七、

左櫃 同同安田宇三郎、右槌 同同水島権之介、左角

槌 熨斗目長袴棟梁五郎兵衛、右角槌 同彦四郎、左

後槌・右後槌等都合三十六人交名略之、一、御屋根

之上、祭主 布衣御大工藤岡庄左衛門、一、諸事指引

役 熨斗目長袴御大工羽田与三右衛門、湯浅太左衛門・

松波源右衛門、一、左柱下槌 素袍御扶持方大工松島

与三右衛門、一、右柱下槌 素袍同牧作左衛門、一、

誦文唱役 同山本九郎<sup>(左守)</sup>大夫、一、見分通役 熨斗目長

袴渡辺武左衛門、一、左角柱下槌役等以下 熨斗目長

袴棟梁大工三十五人交名略之、右之通、祭主ハ布衣其

外素袍・烏帽子・少サ刀・熨斗目長袴也、初六半時頃、

御筋之諸色ハ相濟候上、御大工江被下、外ニ金□□兩

宛被下、其外役懸り之大工江ハ金百匹・式百匹宛、其

役ニ依而有差、拜見人江ハ何茂餅一重宛式合半取・御

酒壹合宛被下候由、御用懸り之諸役人江ハ、御吸物・

御酒被下候、右、御用餅米三拾五石鏡餅出来之由、

一、右御棟上之節、御壁方・御畳指等拜見ニ罷出、御屋

根方之者ハ先達而御作事奉行迄度々相願候得共、御

格無之由ニ而相叶不申候、段々相願、漸棟梁四、五

人罷出候筈之所、此者共之内一兩人罷出候、

一、御棟札ハ御大工藤岡庄左衛門相調候由、幅式尺五寸

計、長五尺計、厚六七部計、上ニ梵字、其下五言四句計

字有、其外真中 御名、夫ハ御城代兩人姓名并右御用

懸り之姓名、御大工之姓名<sup>何茂假名・実名、迄書記候由</sup>

一、千曳柱も右同人相調候、是ハ六寸角ニ而年号月日、

四方ニ玄武・朱雀等之四神之名号を記たり、松梅之

草花も庄左衛門細工之由、千曳柱ニ結付有之鈴ハ、

規式之相図を上下へ為知候鈴之由、

一、蒔餅ハ四方へ二つ充、以上八つ蒔候由、上下之作法

無遅速、一度ニ相揃候様仕たる物之由、

七月三日

金沢城造営の大工、作料渡方について抗議する。

55 「袖裏雜記」 一九 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

○七月三日朝、御城御造営ニ付、大工五百人計御作事

(宝曆二年)

所前日帳所へ集、如例御門通札渡之名前相尋候処、作料渡方不承候而ハ名前難申旨、其儀者不相知候間、先丁場へ罷出候様申渡候へとも承知不仕、日帳所之辺ニ屯仕罷在、其段御用番等へも相達、内作事奉行ノ肝煎を以、名前承之相返、其段暮前御用番へ相達候趣、委細江戸へ申上候、紙面之留アリ、

八月四日

この日以前、金沢城の河北門台が竣工する。次いで加賀藩、石川門の普請開始にともない、付近の往来を禁止する。

56 「御触并御返書留」 四 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

河北御門台御普請出来ニ付、来月四日ノ往来之筈ニ候、且又石川御門台御石垣築直就被 仰付候、同日ノ往来指留候条、御城中江就御用罷出候人々、河北御門ノ往来、若火事之節、

急ニ罷出候刻者、石川御門往来不指支候条、夫々可被申談事、

七月廿八日

九月六日

金沢城橋爪門・番所が竣工する。

57 「諸事被仰出等記」宝曆二年九月六日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、橋爪御門并御番所出来ニ付、今日ノ御番人勤番ニ候事、

九月八日

加賀藩、この日をもって「金谷御番所」を廃止する。

58 「諸事被仰出等記」宝曆二年九月八日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日、金谷御番所相止、二之御丸ニ定番御馬廻勤番ニ候事、

一二月八日

この日以前、金沢城の二ノ丸御殿が竣工する。加賀藩、来年以降の年頭御礼につき藩士に通達する。

59 「御触并御返書留」 四 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

御城御普請被 仰付、御殿致出来候付、来正月元日、

頭分以上登 城、年頭御祝詞申上、夫々佳節朔望等出仕  
之面々、最前之通登 城可仕候、且又御射初を初、御規  
式も於 二御丸可被 仰付旨被 仰出候事、

一、金谷 御殿御手狭ニ而指支候に付、当分年頭御礼等長袴

着用之儀被 指止、将又類焼之人々茂多ク候付、熨斗目

暫之内被指止、年寄中を初、服紗小袖半袴着用可仕旨、

宝曆九年被 仰出候得共、来年頭々登 城茂仕候事、旁

一統熨斗目着用仕、以後年頭御礼之節等、長袴着用之義

も、最前之通可相心得候、乍然時節柄勝手難洪之義ニ候

得者、類焼後熨斗目拵不申面々も多ク可有之候、其上来

年頭迄ハ最早日間も無之事ニ候間、所持無之人々ハ尤

服紗小袖并綿衣勝手次第着用可仕旨被 仰出候事、

右之通、被得其意、組支配之面々江可被申渡候、組等之

内裁許有之人々者、其支配江も相達候様被申聞、尤同役

中可有伝達事、

右之通可被得其意候、以上、

十二月八日

横山々城守(降達)

60 「政隣記」 一一

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
録拾壹

「政隣記」 記

宝曆二二年

八日(二日)、金沢御城二御丸御殿出来ニ付、来正月元日頭分以

上登 城、年頭御祝儀申上、夫ヨリ佳節朔望等出仕  
も最前之通登 城可仕、且又御射初を初、御規式も於  
二御丸被 仰付、猶又金谷 御殿御間狭ニ付、当分年

頭御礼等長袴着用之儀被指止、類焼之人々も多候ニ

付、暫之内熨斗目も被指止、年寄中を初服紗小袖半

袴着用可仕旨、宝曆九年被 仰出候得共、来年頭々登

城も仕候事旁、一統熨斗目着用、以後年頭御礼等長

袴着用之儀も最前之通可相心得候、乍然時節柄勝手

難洪、類焼後熨斗目拵不申人々も多可有之候間、所持

無之人々ハ尤服紗小袖・綿衣勝手次第与被 仰出候

段、今日御用番横山山城守殿(降達)被御触出有之、

一二月三〇日

加賀藩、金沢城七十間長屋門外の「両駒寄」を

撤去する。

61 「御触并御返書留」 四 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

七拾間御長屋御門外両駒寄、当晦日取払候様申渡候、依

之最前之通、右御門前ニ而下馬下乗ニ候条、不明門往来

三一

之儀も前々之通相心得候様、夫々可被申談候事、

この年

加賀藩、河北郡中山村の貯石を、初めて地車に  
よつて石引し、金沢城へ搬入する。

62 「文禄年中以来等之旧記」(横山本)

横山隆昭氏蔵 『金沢城  
石垣構築技術史料』I

地車起本之事

一、御扶持人石切正木甚左衛門義者功者成者ニ而、御絵図茂

達達<sup>(者)</sup>ニ仕候ニ付、宝曆五年御絵図書ニ被 仰付、御焼失

御絵図茂相調申候、同十一年穴生ニ被 仰付候、然処、御

石引地車与申道具、御手木小頭関口喜大夫等四人工夫仕、

弁利之趣甚左衛門江委申入候処、甚左衛門段々相尋承候

処、弁利至極之道具老若打交り候而茂綱手引候得者、石

釣与違、丈夫成者撰ニ茂および不申、御石引に者無類之道

具ニ付、御奉行中江得御内談候処、御益之道具ニ候間、

御城方江御達可申上候間、木図ヲ拵運方等試ニ申度旨ニ

付、則木図ニ取懸、右之趣御達申上候処、御聞届、木図出

来候上、御城方江指上、弥御聞届ニ付、犀川於定小屋引

綱等御手木小頭以下茂打懸り、同十二年中山(河北郡)初而引出

釣石与ハ弁利ニ相聞江申候、右之節手木小頭等指添、御

用兩年相勤申候、然処御扶持人石切等悉ク手馴候ニ付、

手木小頭等御用無之ニ付、罷出不申候、長ク右御用相勤

候所存ニ候所、右之趣ニ付大キニ残念かり申よし、尤ニ相

聞江申候、

宝曆一三年(一七六三)

三月六日

加賀藩、金沢城「石川縦柵御門」(石川門)の普

請完了にともない、この日以降、同所の往来を

許可する。

63 「御触并御返書留」五 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

石川段柵御門出来、(宝曆三年三月)当月六日ハ一統往来之事、

三月一三日

前田重教(重基)、帰国を許可される。同月一五

日、江戸城に登る。次いで同月二六日、江戸を

発し、四月七日、金沢城に到着、新造の二ノ丸御殿に入る。

64 「江戸幕府日記」宝暦一三年三月一三日条 国立公文書館  
内閣文庫蔵

上使秋元但馬守(京朝)

(銀百枚  
卷物三十)

右、御暇被 仰付候ニ付被遣之、

松平加賀守(前田重教)

65 「江戸幕府日記」宝暦一三年三月一五日程 国立公文書館  
内閣文庫蔵

一、巳后刻、御黒書院江 出御、

御暇

御鷹被下之

松平加賀守(前田重教)

右、相濟御白書院江 渡御、月並之御礼早而、

(中略)

松平加賀守家来

卷物五

不破彦三(直應)

同

松平大式(康濟)

66 「諸事被仰出等記」宝暦一三年三月条 金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、三月十三日、御国江之御暇 上使秋元但馬守殿を以

被進、西 御丸より松平周防守殿御出、如御例相濟候、

(中略)

一、同十五日、為御礼御登城、御拝領物等如御例、御供御家老不破彦三・松平大式 御目見被 仰付候、

67 「年寄席日記」宝暦一三年四月七日条 金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、未ノ下刻、益御機嫌克御着城、

(中略)

一、御着城之節、尤前々之通、橋爪御門外橋之辺江年寄

中罷出、御意有之、筆頭御請申上ル、

○御城代主付ハ御式台へ罷出、駿州也、(前田孝昌)

○喜六郎殿御式台へ罷出、(前田利斐)

○御家老中罷出、

但、表御式台いまた出来不致ニ付、裏御式台也、

68 「諸事被仰出等記」宝暦一三年四月七日条 金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、夜前高岡御泊リニ而、八ツ半過、御機嫌克御着城被遊候、(康十郎)

69 「毎日帳書拔」三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

同十三年四月七日 (金應)

一、御着城御新殿江御移徙之事、

70 「政隣記」一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記  
録拾遺』

十三日、御帰国御暇之 上使御老中秋元但馬守殿を以、(京朝)

縮緬三十卷・白銀百枚、従西御丸同断松平周防守殿 (康福)

を以、紗綾二十卷御拝領、從 御台様御使加藤丹波守(正隣)  
殿を以、縮緬五卷御拝受、

十五日、御登城、御暇之御礼被 仰上、御家老不破

彦三(高廉)・西尾隼人御目見、

(中略)

廿六日、江戸 御発駕、

(中略)

七日、八半時過、御着城、

喜六郎殿御式台鑑板江御出(前田利美)

向并御城代前田駿河守等階上江、富永数馬(金昌)・小堀

牛山(永頼)其外前々之通罷出、夫々御例之通 御意有之、  
御先立西尾隼人、

六月二五日

加賀藩、金沢城五十間長屋下石垣の修復を開始  
する(同年内に完了)。

71 「年寄席日記」宝暦一三年六月二五日程

金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、今日、御歎初ニ付、御祝事有之候へとも、木作初御

棟上二者御祝詞申上候得とも、御柱建之節ハ其儀無

之ニ依テ、此度も御祝詞不申上事、

但、御城代御普請懸り御家老(津田昭)・兵部(前田孝起)ハ御祝  
詞申上候事、

72 「鋏始石」 石川県金沢城調査研究所蔵

(南石) 「宝暦十三癸未年

鋏始

六月廿五日」

(北石) 「宝暦十三癸未年

鋏始

六月廿五日」

73 「金沢城御造営御鋏初神具机」 波自加弥神社蔵  
間長屋石垣鋏初に係る神具机について」 社誌 出越茂和 『波自加弥神  
具机』

奉納北加州河北郡田近郷

八幡村二日市村

波自加美神社(正八幡) 宮室前

加陽金沢城御経営御鋏初

神具机

宝暦十三癸未天六月廿五日辰ノ剋

正木甚左衛門定信

祭主 坂井孫三郎政之

穴生組石工式十余人

石川郡金浦郷田井村

高井大輔(平)隱岐藤長(長)興

天満宮神主

奉之

74 「御城高石垣之事等」

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵 『金沢城郭史料』

(宝曆) 同十二年、五拾間御長屋下石垣崩御普請、同十三年出来、

八月

加賀藩、金沢城五十間長屋下の石垣普請人足を、

前田重教(重基)の経費半減の指示によって縮減する。

75 「文禄年中以来等之旧記」(横山本)

横山隆昭氏蔵 『金沢城石垣構築技術史料』I

御城中御石垣御入用定銀起本并増減等之 御城方方

被 仰渡候、都而御押之事、但、此御達宝曆十三年、

御石垣御普請、当時五拾間御長屋下御修復取懸居申所、先日

半減ニ仕候様被 仰渡候ニ付、先人懸方相減シ置申候、御道

具等者損物得与相しらべさせす候ハてハ難申上奉存候、然

処、格段ニ何卒御普請之致様茂可有之哉之旨被 仰渡候ニ付、

役人共江申渡、詮義之上致様之趣、別紙面之通御座候、来年

宝曆一三年

今定御普請ニ相極メ、御普請人(北郡)中山丁場共、人数一日百四拾

人充請取、御道具之分ハ二之 御丸以来上刃手入古道具修

復申付、不足之分者新出来等申付候而、定銀年中四拾貫目(二)

之凶相極申候、年切上り役銀之内、四拾貫目ニ而之凶、坪高

出来可仕候ケ所、広キ御普請所者翌年江懸り、夫々可申付候

段、来申二月上旬外御石垣積方ニ取懸候節者、丁場山ノ手

共両所ニ而、一日百四拾人充召仕、残人割場ニ相残諸手合江

相懸候得者、日用銀年中三拾貫目余御益相成申候、惣而御石

垣古来与違、万事々輕ニ仕置候得共、猶更此度悉ク詮義仕、

別紙帳面上之申候、被仰渡次第夫々可申付与奉存候、以上、

未八月

菊池弥四郎(直孝)

山崎小右衛門(平明)

羽田伝大夫(正延)

本多安房守様(政行)

前田駿河守様(孝昌)

一〇月一日

加賀藩、金沢城(二ノ丸御殿等)造営につき、担

当者らを褒賞する。

三五

76 「年寄席日記」宝曆一三年一〇月朔日条 金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、今般御城御造営 一先相濟二付、安房守(本多政行)・駿河守於(前田孝昌)

御居間書院 御前江被召、紗綾五卷宛被下候事、

一、玄蕃・兵部儀、右同断、紗綾三卷宛被下候事、

但、誘引なし

一、右早而、御造営方相勤候御役人、三輪藤兵衛・馬測(允明)

嘉右衛門・小堀金五右衛門(政布)・本保平大夫(昌隆)、御城代誘

引、御前へ被召、御意有之事、

但、拝領物ハ先達而御城代々相渡候事、

右委細、御城方ニ有之略、

77 「諸事被仰出等記」宝曆一三年一〇月朔日条 金沢市立  
玉川図書

館加越能文庫蔵

一、今日、御城御普請為御祝被下候人々、左二記、

紗綾五卷宛 本多安房守(政行) 前田駿河守(孝昌)

同 三卷宛 津田玄蕃(正昭) 前田兵部(象起)

絹 三疋宛 三輪藤兵衛(允明) 馬測嘉右衛門(愛定)

小堀金五右衛門(政布) 本保平大夫(昌隆)

染物五端宛 水越八郎左衛門(孟甫) 高田次大夫(種賢)

御普請奉行 菊池弥四郎(仍隆) 同 山崎小右衛門(平明)

絹 式疋宛

羽田伝大夫(正遠) 御作事奉行(以守) 本保十大夫(倫郷)

同 長屋多七郎(明允) 同 浅加九兵衛(守彬)

染物式端宛 中川七郎右衛門(忠休) 同 中村九郎右衛門(方守)

同 大橋助三(方成) 同 吉田清大夫(守彬)

同 二端宛 行山吉兵衛(方英) 同 沢田弥左衛門(豊強)

白銀壹枚宛 森島彦右衛門(与力) 同 渡辺嘉大夫

与力 近藤和平太(御算用者) 同 佐々木園右衛門

白銀壹枚宛 斎藤弥藤太(御算用者)

白銀壹枚宛 中村小大夫(与力) 同 二宮源次郎

与力 山形善大夫 同 渡辺清大夫

金式百疋宛 本橋勇左衛門(同)

金式百疋宛 早川武左衛門(御算用者)

金式百疋宛 木村太左衛門(穴生) 同 瀬尾新蔵

同 奥源右衛門(同) 同 木崎甚左衛門

白銀壹枚宛 後藤勘右衛門(御扶持人石切) 同 後藤奎兵衛

白銀貳両宛 坂井孫三郎(同) 同 正木甚左衛門

鳥目三貫文 宮川八兵衛(式十八石切) 同 浅野四兵衛

白銀五両 式十人

御普請会所留書足懸 式人

白銀壹枚宛

御大工  
西田清之丞  
同  
藤岡庄左衛門  
壁塗  
堀越源右衛門  
御大工  
月田与三右衛門  
同  
松波源右衛門  
同  
土田吉四郎  
同  
清水平丞  
壁塗  
堀越源兵衛  
同  
堀越市右衛門  
御大工  
清水左吉  
同  
堀越吉右衛門

壁塗  
堀内吉左衛門

白銀五枚絹  
式疋宛  
於  
御前被下候  
水越八郎左衛門  
高田治大夫

白銀拾枚宛  
御目六  
以上  
菊池弥四郎  
本保十大夫

金貳百疋宛

御大工  
松波源右衛門  
同  
土田吉四郎  
同  
清水平丞  
壁塗  
堀越源兵衛  
同  
堀越市右衛門  
御大工  
清水左吉  
同  
堀越吉右衛門

一、頭分 御前江被 召出、御城御普請方御用、永々  
情二人相勤候由、御意在之候、

明和元年（宝曆一四年。一七六四）

金百疋

金三百疋

金三百疋

小判壹両

鳥目三拾貫文

以上

御内々二而

白銀拾枚

染物三端宛

御目六

但、藤兵衛儀ハ御広蓋三而被下候二付  
御目録無之

本保平大夫

三輪藤兵衛

馬淵嘉右衛門

三月二八日

前田重教（重基）、金沢を發し、四月九日、江戸

に到着する。次いで同月一五日、江戸城に登り、

参勤の挨拶をする。

78 「御触并御返書留」六 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

猶以、難被罷出人々ハ、其段名之下ニ可被書記候、以上、

当廿八日、御発駕之筈ニ候条、廿七日四時頃分九時頃

迄之内、登城可被相窺御機嫌候、病氣等之面々ハ、御

用番宅使者を以可被申越候、以上、

宝曆一三年（明和元年（宝曆一四年）

三月廿五日

村井又兵衛(長寛)

横山多宮殿(政礼)

青山将監殿(勇次)

79 「諸事被仰出等記」宝曆一四年三月二八日条

館加越能文庫藏

金沢市立玉川図書

一、今朝五半過、御機嫌好御発駕被遊候、

80 「江戸幕府日記」宝曆一四年四月一五日条

国立公文書館  
内閣文庫藏

一、今已下刻、御黒書院 出御、

参勤

銀五十枚  
巻物二十

松平加賀守(前田重教)

(中略)

松平加賀守家来

手綱二十筋  
銀馬代

津田玄蕃(正昭)

同

伴 八矢(方巻)

81 「諸事被仰出等記」宝曆一四年四月条

金沢市立玉川図書  
館加越能文庫藏

一、四月九日四ツ半頃、御機嫌能御着府、十三日、上

使松平右京大夫殿御出、十五日、御参府之御礼被

仰上、御家老津田玄蕃・伴八矢(方巻) 御目見被 仰付候、

82 「御触并御返書留」六 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏

中將様御途中無御滞当九日、被成御着府候処、同十三日、

以

上使松平右京大夫殿被為蒙 上意、且又十五日、於 御

黒書院御参勤之御礼被 仰上、殊 御懇之 上意、津田

玄蕃・伴八矢御目見被 仰付、重畳難有御仕合候、此段

何茂へ可申聞旨、以 御書被 仰下候事、

83 「政隣記」一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏 『政隣記』記(二百)

廿八日、朝五時過、 御発駕、御供御家老津田玄蕃・伴八矢(方巻)

四月九日、御着府、十三日、 上使御老中松平右京大夫(輝高)

殿、十五日、御登城、御参勤御礼、玄蕃・八矢 御

目見如前々、御帰館後御弘有之、

五月二二日

加賀藩、遠田自邇・佐藤直寛を金沢城河北門普

請の御用主付に任命する。

84 「諸事被仰出等記」宝曆一四年五月二二日条 金沢市立  
館加越能文庫蔵 玉川図書

一、河北御門御普請主付、御小將頭遠田三郎太夫、(白瀬)組外  
御番頭佐藤勘兵衛被(直寛) 仰渡候、御横目ハ申談相廻り  
候様ニ被 仰渡ル、

この年

河北郡中山村から戸室山までの「上之道」、修繕  
されるといふ。

85 「戸室山初年号等留帳」 金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵 戸  
室石切丁場確認調査報告書 I (河北郡)

明和元年、中山の戸室山上之道繕惣御入用、銀貳拾貳貫  
目余之図、尤道幅五間之図ニ候、

この年

加賀藩、金沢城の石垣普請をこの年以降、定普  
請とする。年間の入用銀を四〇貫目、役小者を  
一四〇人、面積を九〇坪と定める。

86 「文禄年中以来等之旧記」(横山本) 横山隆昭氏蔵『金沢城  
石垣構築技術史料』I (宝曆一三年)

定銀始四拾貫目之御押左之通、右同年也、

明和元年(宝曆一四年) 〱 明和二年

付札御普請奉行江

御城中御石垣、(明和元年) 来年今定御普請之儀、各詮義之趣達 御

聴候処、右之通可申渡旨被 仰出候条、可被得其意候事、  
(宝曆二年) 未九月十七日

【解説】年間の入用銀(四〇貫目)・役小者(一四〇人)・面積(九〇坪)  
の定めについては139「文禄年中以来等之旧記」(横山本)を参照。

## 明和二年(一七六五)

正月一六日

加賀藩、金沢城石川門櫓台石垣の修復につき、こ  
の日以降、石川門の往来を禁止する。

87 「御触并御返書留」七 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

石川御門台御石垣築直就被 仰付候、当十六日今往来指  
留候条、御城中御番人、且又就御用罷出候面々、河北御  
門往来之筈ニ候、尤火事之節ハ石川御門往来不指支候、  
此段夫々一統不相洩様可被申談事、

正月九日

88 「御城高石垣之事等」 金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵 『金沢城郭史料』

明和年中、石川御門台左右御長屋下御普請也、往古河北御門台積様あらく切込切合候様積有之、石川御門台も荒ク積有之由承候、

五月一日

加賀藩、金沢城の玉泉院丸門外の橋の懸直しを始め、この日以降、同所の往來を禁止する。次いで修復完了につき、六月一日から同所の往來を許可する。

89 「御触并御返書留」七 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

玉泉院様丸御門外橋懸直シ被就仰付候、来月朔日〆往來指留候条、此段一統不相洩様可被申談候事、

四月廿六日

右、御筆頭触候事、

90 「御触并御返書留」七 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

玉泉院様丸御門外橋致出来、明日〆往來不差支候条、此段一統不相洩様可被申談候事、

六月十日

右、御筆頭触候事、

91 「政隣記」一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記録拾遺』

五月朔日、左之趣御横目廻状有之、并六月二日、左之趣同斷、玉泉院様丸御門外橋懸直被 仰付候ニ付、今日〆往來留、六月十一日ヨリ往來不指支旨、御城代被仰渡、

六月九日

前田重教(重基)、帰国を許可される。同月一日、江戸城に登る。次いで八月二一日、江戸を發し、九月四日、金沢城に到着する。

92 「江戸幕府日記」明和二年六月九日条 国立公文書館内閣文庫蔵

上使 松平周防守 (崇福)  
阿部伊予守 (正右)

松平加賀守 (前田重教)

銀百枚  
若君様〆 卷物三十  
御台様〆 卷物二十  
卷物五

同

同人

右、御暇被 仰出候ニ付被遣之、

93 「江戸幕府日記」明和二年六月一日条 国立公文書館内閣文庫蔵

御黒書院

御鷹被下  
御馬被下

御暇

松平加賀守  
(前田重教)

(中略)

松平加賀守家来

同五  
(奉物)

津田玄蕃  
(正昭)

同

伴 八矢  
(方毅)

94 「御触并御返書留」七 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

前月九日、上使松平周防守殿を以、御国許江之御暇被

進、白銀・御卷物御拝領、從

若君様阿部伊予守殿を以、御卷物 御拝領、從 御台様

茂建部山城守殿を以、御卷物御拝領、為御礼同十一日、

御登 城被遊候処、於御黒書院 御礼被仰上、御懇之

上意、御鷹・御馬御拝領、津田玄蕃・伴八矢御供被 召

連候処、於 御黒書院御目見被 仰付、其上御卷物拝領

被 仰付候段、拙者共迄以御書被仰下候、

95 「御触并御返書留」七 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

猶以難被罷出人々ハ、其段名之下ニ可被書記候、以上、

来月四日、津幡(河北郡) 御着之筈ニ候条、御着之御様子被

承合、被登 城、可被相伺御機嫌候、若 御着七時以後

候者、同六日四時頃ハ九時頃迄之内可被罷出候、病氣等  
之面々ハ、御用番宅迄以使者可被申越候、以上、

八月晦日  
(三日)

村井又兵衛  
(長衛)

横山多宮殿 奉得其意候

96 「政隣記」一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記 録拾遺』

六月朔日、御脚痛御快、御登 城、同九日、御暇之 上使御老

中松平周防守殿、從西丸同断阿部伊予守殿、平川(正右) 建部

山城守殿を以、御例之通夫々御拝領物等有之、同十一日、

御登城御暇之御礼、御家老津田玄蕃・伴八矢 御目見、

且御鷹・御馬御拝領、御懇之 上意等都而御例之通、

(中略)

廿一日、江戸御発駕、九月四日、金沢 御着城、

(中略)

四日、夜前、津幡御泊、今日九時過、御着城、喜六郎殿鏡板

江御出迎、其外前々之通、且 御帰国御礼之御使前田

権佐、御目見并於御席御卷物、御羽織拝領等も如前々、

六月二〇日

預玄院（前田吉徳の生母）、江戸にて没する。

97 「政隣記」 一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記録拾遺』

廿日、預玄院様、被及御大切、未上刻御卒去、吉徳公御生母（前田）

御歳九十八、廿八日、駒込長元寺ニ而御葬式、御奉行

伴八矢、御用主付志村五郎左衛門（方敷）・賀古市左衛門（識行）、（清安）

君上御続、実御父方御祖母ニ付、半減之御忌服、

七月八日

加賀藩、金沢城外紺屋坂門の作事を開始し、この

日以降、同所の往來を禁止する。次いで紺屋坂門

竣工につき、八月四日から同所の往來を許可する。

八月四日

加賀藩、金沢城坂下門の作事を開始し、この日

以降、同所の往來を禁止する。次いで作事完了

につき、九月一日から同所の往來を許可する。

八月

加賀藩、石垣修復中の金沢城石川門につき、前田

重教（重基）の帰城当日からの往來許可を通過する。

98 「御触并御返書留」 七 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

紺屋坂御門相建候付、当八日夕往來指留候条、此段一統

不相洩様可被申談事、

七月

99 「御触并御返書留」 七 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

紺屋坂御門致出来候ニ付、明四日夕往來之筈候、且又坂

下御門相建候ニ付、同日夕往來差留候条、此段一統不相

洩様可被申談候事、

八月三日

右、御筆頭触事、

100 「御触并御返書留」 七 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

松坂御門往來有之人々家來相返候節、并迎ニ呼寄候時分、

右御門夕致往來候者有之躰ニ候、主人不召連家來ハ、相

通不申筈ニ候条、迎等ニ呼寄申候節ハ、河北・石川両御

門相通り候様ニ家來末々江申渡候様、一統可被申談候、

一、石川御門御石垣御普請ニ付、先達而往來差留置候得

共、御着 城御当日より往來、且坂下御門出来ニ付、

来月朔日夕往來之筈候条、一統可被申談候事、

八月

右、御筆頭触事、

一二月一五日

前田重教(重基)、徳川家治の嫡男家基を憚り、諱を重基から重教に改める。

101 「政隣記」 一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』 録拾巻

十二月朔日、若君様御諱 家基公与被称、依之

君上重基公ト奉称候処、重教公ト御改、

(中略)

十九日、(中略)

君上御実名、当十五日ヨリ 重教公ト御改ニ付、御家中

之人々実名同字并同唱有之候ハ改可申旨、御用番

駿河守殿翌十六日御覚書を以、定番頭江被仰渡、如

例定番頭も廻状有之、

\*この年以前

加賀藩、石引道の付替の主付に穴生正木甚左衛門・扶持人石切宮川八兵衛・二十人石切甚之丞を任命し、現地に下向させる。

明和二年

102 「河北郡戸室山開之事等留帳」

報告書 1

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵 『戸室石切丁場確認調査』

先達而被 仰出候戸室本山御丁場ヲ開キ、角石等切出候ニ

付、道作り之儀、右主付穴生正木甚左衛門・御扶持人石切宮

川八兵衛二十人石切甚之丞指遣シ、数日詮義為仕、御入用

方人銀共悉ク為指詰帳面、一冊上之申候、何時ニ而茂右之者

共江被仰付候得者、指支申義無御座候、尤甚砌ニ至、猶更詮

儀仕候而、段々手馴候迄者、事軽ニ出来可仕義ト奉存候、

一、於戸室山角石等切立候砌、先二十人石切少人ニ而為

切立可申候、此義者当時手初御座候間、大人数ニ而

者御不益之儀茂可有御座候、御丁場夫々形付候上者、

追々人数増可申候、然者御道具茂人数ニ応シ候故、

先者古物修復、石割道具等不足之分者、其節ニ至、

段々可申付候、尤石切者一ヶ月充彼所ニ而替々止宿

為仕可申候、泊り小屋者道作り之砌、懸置候間、此

分直ニ用ヒ可申候、右之趣ニ仕候者、御石垣積方御

石引方茂相弁シ可申候、依而此義当時荒増僉義仕置

候、猶其節ニ至、得与為相図御達可申上候、以上、

十一月

菊池弥四郎(仍隆)

四三

山崎小右衛門(平明)  
羽田伝太夫(正施)

本多安房守様(政行)

前田駿河守様(孝昌)

(宋書)「右者明和年中之事、年限慥成事、相知レ兼、」

### 明和三年（一七六六）

三月二三日

前田重教、金沢を發し、四月五日、江戸に到着する。次いで同月二二日、江戸城に登り、参勤の挨拶をする。

103 「御触并御返書留」八 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

猶以、難被罷出人々者、其段名之下ニ可被書記候、以上、  
当廿三日 御発駕之筈ニ候条、廿二日四時頃迄九時頃迄之内登城、可被相窺御機嫌候、病氣等之面々者、御用番宅迄以使者可被申越候、以上、

三月十八日

横山多宮殿(政礼) 奉得其意候

横山々城守(隆達)

青山将監殿(勇次)  
寺西彈正殿(秀利)

前田式部殿(頼豊)

三田村内匠殿(定直)

篠原帶刀殿(二公)

青木新兵衛殿(正路)

津田外記殿(保和)

笠間宅左衛門殿(政富)

有沢才右衛門殿(貞幹)

104 「江戸幕府日記」明和三年四月二二日条

一、巳后刻、御黒書院江 出御、

(中略)

参勤之御礼

松平加賀守(前田重教)

(中略)

松平加賀守家来

手綱二十筋  
銀馬代

同

前田修理(知定)  
不破彦三(直康)

105 「御触并御返書留」八 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

前月五日、御機嫌能 御着府、十六日、上使松平周防守(康福)殿を以、被為蒙

上意、廿二日、御登城、於御黒書院御礼被 仰上、殊御懇之

上意、修理・彦三御目見被 仰上、重畳難有被 思召候由、以 御書被

仰下候事、  
右、御筆頭触之事、

106 「政隣記」 一 一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』 記

廿三日、四半時、御発駕、御作法前々之通、御見立之人々(三月)

御席江出、御用番江恐悦申述退出、

四月五日、夕、江戸 御着、

(中略)

四月五日、夕、江戸 御着、同十六日、上使松平周防守(康福)

殿、同廿二日、御登城、御参勤之御礼、前田修理・

不破彦三(前田) 御目見等如御先例、

四月二〇日

加賀藩、金沢城本丸鉄門台(本丸鉄門台、戌亥櫓

明和二年、明和三年

西面)の石垣修復のため、この日以降、同所の往來を禁止する。翌年八月一八日、修復完了につ  
き同所の往來を許可する。

107 「政隣記」 一 一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』 記

十八日、御本丸鉄御門台御石垣積直被仰付、当廿日、往來(四月)

留、御番人等右御門続埋御門、往來之筈、候旨、御城

代被仰渡候由、如例御横目廻状有之、翌年八月十八日、往來不支旨触有、

五月二二日

前田利実(前田吉徳の九男。重教の弟)、金沢にて没する。

108 「諸事被仰出等記」明和三年五月二二日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、喜六郎殿当正月、御滞候処不被宜、今日七つ時、御

死去、御歳廿四歳、

109 「政隣記」 一 一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』 記

廿二日、喜六郎殿、今日申下刻御死去、依之為伺御機

嫌頭分以上御用番宅江参出、右三付、不押立普請ハ

今日、明後廿四日迄三日、諸殺生・鳴物ハ来月朔日

迄十日遠慮之旨、御用番駿河守殿、御廻状出、

四五

喜六郎殿御歳二十四、於宝円寺御葬式、六月五日、御中陰御茶湯有之、御法号 廓諦院殿、

六月

加賀藩、金沢城二ノ丸「御裏口御門統御長屋」造営のため、木谷藤右衛門から材木を買い上げる。

110 「木谷藤右衛門家文書」二〇九号 『木谷藤右衛門家文書』

覚

一、百五匁八分四厘 文丁銀

四尺切木五十四丁取

但、枳播九十代

六丁二而枳播老丁形

但、壹丁三付壹匁九分六厘宛

右、明和三年戌六月、二之御丸御裏口御門統御長屋相建申為御用、内作事方江持届売上申御材木直段之儀者、於御作事所相極候通、代銀請取申所如件、

安永四年五月

(前北郡)  
栗崎村

藤右衛門

吉田清太夫殿 (守彬)

山岸源太夫殿 (水矩)

山本久右衛門殿 (良忠)

高島権太夫殿 (政次)

陸田孫六殿 (易通)

一二月二九日

金沢城東丸の大銀土蔵に賊が入り、金銀を盗ま

111 「諸事被仰出等記」明和三年一二月二九日条

館加越能文庫蔵

金沢市立  
玉川図書

一、十一月廿九日、東御丸御土蔵江賊入候躰見付、相改

候所、左之通金銀紛失之旨、

式拾四貫三百目 封銀

千式百七拾壹兩 金子

内 六百兩 小判

式千六百八十四切 一步

右、物高之内廿一兩通用金、殘金八正金二而當時通

用無之金子之由、

十一月廿九日東御丸

組外 丹羽直記

泊番

小原八郎左衛門

112 「泰雲公御年譜」四 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、同二十九日、今夜御城中東丸大銀御土蔵へ賊入、御銀式拾貫目計致紛失候由、御作事方棟梁ニ候哉、御本丸辺御普請、東之丸へも罷出候ニ付、御土蔵之前鎖損居申義見付、御番所へ相断候由、御改之所、金子五百両・金壹歩四百切・銀式拾三貫目与申事ニ候、

一二月

加賀藩、金沢城二ノ丸「御表口御門御蔵」造営のため、木谷藤右衛門から材木を買い上げる。

113 「木谷藤右衛門家文書」一九四号 『木谷藤右衛門家文書』

覚

一、百五匁八分四厘 文丁銀

但、桎樞九桎代 但、壹桎ニ付拾壹匁七分六厘宛

右、二之御丸御表口御門御蔵相建申為御用、明和三年十二月売上申直段之儀者、於御作事所相極候通、代銀請取申所如件、

安永四年二月

(河北郡) 栗崎

藤右衛門

明和三年〜明和四年

法田治左衛門殿

山岸源左衛門殿 (源大夫永矩)

山本久右衛門殿 (良忠)

高島権左衛門殿 (権大夫政次)

陸田孫六殿 (易直)

明和四年 (一七六七)

四月一五日

前田重教、帰国を許可される。同月一八日、江戸城に登る。次いで六月四日、江戸を発し、同月一六日、金沢城に到着する。

114 「江戸幕府日記」明和四年四月一五日条 国立公文書館内閣文庫蔵

上使松平右京太夫 (輝高)

松平加賀守 (前田重教)

銀百枚 巻物三十

(中略)

右、御暇就被 仰出候被遣之、

115 「江戸幕府日記」明和四年四月一八日条 国立公文書館内閣文庫蔵

四七

御黒書院

御暇

御鷹被下  
御馬被下

松平加賀守  
(前田重教)

(中略)

松平加賀守家来

同(巻物)

前田修理  
(知定)

同

不破彦三  
(直廉)

116 「諸事被仰出等記」明和四年四月条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、四月十五日、御国元江之 御暇、上使御老中松平

右京大夫殿を以被進、白銀百枚・紗綾三十卷御拝領、

大納言様(徳川家憲)松平周防守殿を以縮緬廿卷、

御台様(康福)縮緬五卷御拝領、十八日、為御礼 御登城、

如御例相濟候、御痛所御座候二付、御用番迄江御勤

外、御老中江者為御名代備後守様御勤被成候、

117 「諸事被仰出等記」明和四年六月一六日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、当四日、江戸 御発駕、夜前石動御泊二而、今日四

つ時過、 御着城、

118 「御触并御返書留」九

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

当十七日、今石動(越中四)御着城之筈候条、御着之御様子被承

合登城、可伺御機嫌候、若御着七時以後二候ハ、翌十

七日四時頃(四)九時頃迄之内、可被罷出候、病氣等之面々

者、御用番宅迄以使者可被申越候、以上、

六月十四日

横山々城守  
(隆達)

御同組様 奉得其意候

119 「政隣記」一一

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』記録拾遺

十五日、上使御老中松平右京大夫殿を以、御国許江之御

暇被仰出、從西御丸も御老中松平周防守殿、從

御台様も御使森(輝高)山城守殿を以、夫々御例之通御拝領

物有之、

十八日、御登 城、御暇之御礼被 仰上、御懇之 上意、

御鷹・御馬御拝領、御家老兩人前田修理・不破彦三

御目見、拝領物等都而如御先例二候事、于時御痛被

為在、今月来月 御発駕 御延引、

六月四日、江戸 御発駕、十六日夕七時過、御着城、但、昨

夜今石動御泊、御礼使人持組三千五百石横山又五郎、

御目見并御拝領物如御例二而同日発、廿六日江戸着、

(中略)

十七日、昨日 御着城御遅三付、今日四時ヨリ九時迄之

内、頭分以上布上下着用、為伺 御機嫌登 城、御帳ニ付、例之通於御帳前火事御定書披見、退出、

閏九月六日

前田重教、金沢を發し、同月一八日、江戸に到着する（參勤の挨拶は翌年六月一日に行う）。

120 前田貞一「覺書」 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏

一、明和四丁亥、御痛所為御保養御出府御願、閏九月六日、金沢 御發駕、同十八日、江戸御着府、

121 「諸事被仰出等記」明和四年閏九月六日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏  
一、今日六時前、御供揃ニ而五つ時前、御發駕被遊候、御供人等末ニ記、

122 「御触并御返書留」九 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏

猶以、難被罷出人々ハ、其段名之下ニ可被書記候、以上、  
来月六日、御發駕之筈ニ候条、同四日四時頃分九時頃迄之内登 城、可被相伺御機嫌候、病氣等之面々ハ御用番宅迄以使者可被申越候、以上、

九月晦日  
(三〇日)

長九郎左衛門  
(連起)

横山多宮殿 奉得其意候  
(政札)

明和四年、明和六年

123 「政隣記」一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏 『政隣記 録拾老』

六日、五時前、御機嫌克 御發駕、御作法如前々、御

供御家老松平大弐、  
(康透)

十八日、江戸 御着、御老中方始御案内聞番被遣、大奥

江八七時後ニ成候故、翌十九日女使被上之、

124 「諸事被仰出等記」明和五年六月朔日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏

一、於江戸六月朔日、御病後之後御參勤御礼御登城、同日、御前様御名、今日分千間姫様卜御改被遊、

## 明和六年（一七六九）

正月二九日

還俗した前田治脩（時次郎）、越中国勝興寺より「金谷御居所」に移る。

125 「諸事被仰出日記」明和六年正月二九日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏

一、今日、古国府表 時次郎殿御發足、今日、金谷御居

所江御移被遊、

一、越中古国府勝興寺御事 御様子有之、御帰俗之儀御

願被成候所、御願之通就被 仰出候、今般御引取被成、

前田時次郎殿与被称候、此段可申聞旨被仰出候事、

126 「政隣記」 一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記 録拾巻』

二月朔日、四半時過、出仕早而居残、出仕以下之頭分ハ筆頭

老人宛御呼出、左之趣御用番本多安房守殿御演述、今日

不罷出人々江ハ同役等ハ伝達候様、御横目を以被仰談、

越中古国府勝興寺御事、御養子有之、御帰俗之義、御願

被成候処、御願之通就被 仰出候、今般御引取被成、

前田時次郎(治庸)与被称候、此段可申聞旨被 仰出候事、

一、時次郎殿、今日金谷 御屋敷江御引移被成候事、

同日、左之通例文之趣を以、御横目廻状有之、

△越中国府勝興寺御事、御養子有之、御帰俗之義御願

被成候処、御願之通就被 仰出候、今般御引取被成、

前田時次郎殿与被称候、是以後殿付ニ唱可申候、此

段一統可申聞旨、被 仰出候事、

右之趣、頭支配人等江被申聞、組等之内才許有之面々

ハ、其支配江も申聞候様、可被申談候事、

一、右之趣、同月九日、於江戸表夫々為御知被仰遣、且又

時次郎殿御年齢、御客衆等被尋候ハ、廿七歳与可答

旨、松平大式(康河)被申談、

四月二五日

前田重教、帰国を許可され、同月二八日、江戸

城に登る。次いで五月六日、江戸を發ち、同月

一九日、金沢城に到着する。

127 「江戸幕府日記」明和六年四月二五日条 国立公文書館内閣文庫蔵

上使阿部伊予守(正右)

松平加賀守(前田重教)

銀百枚  
巻物三十

(中略)

右、就御暇被 仰付候被遣之、

128 「江戸幕府日記」明和六年四月二八日条 国立公文書館内閣文庫蔵

一、巳后刻、御黒書院江 出御、

御暇

御鷹被下  
御馬被下

松平加賀守(前田重教)

(中略)

松平加賀守家来

卷物五

煩 (康透)  
松平大式

大音帶刀 (原書)

〆九時頃迄之内、可被罷出候、且又病氣等之面々者、御用番宅迄以使者可被申越候、以上、

五月十六日 (連起)  
長九郎左衛門

横山多宮殿 (政札)  
奉得其意候

129 「諸事被仰出日記」明和六年四月条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
(四月) 廿五日於江戸、

一、御本丸〆御老中阿部伊与守殿、西ノ丸〆御老中板倉

佐渡守殿、(勝清) 從 御台様森山備後守殿を以、御国許江

御暇被進、如例夫々御拝領物有之、同廿八日、御登

城、御礼被仰上、御家老大音帶刀御礼も申上候、但、

松平大式(康透)当病也、

130 「諸事被仰出日記」明和六年五月一三日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、六日、益御機嫌克、江戸御発駕之御飛脚、今日到着、

131 「諸事被仰出日記」明和六年五月一九日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日八半時、御帰城、夜前(越中国)今石動御泊り、御礼之

御使者青山将監(勇次)、暮時発足、但、御供人左三記、

(下略)

132 「御触并御返書留」一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

当十九日、(河北郡) 從津幡

御着城之筈二候条、御着之御様子被承合登 城、可被

相伺御機嫌候、若 御着七時以後二候ハ、廿一日四時

133 「政隣記」一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記録拾遺』

廿五日、(四月) 上使御老中阿部伊予守殿を以、御国許江之御

暇被 仰出、

大納言様〆同断、板倉佐渡守殿を以御例之通夫々御

拝領、

御台様〆も同断、

(中略)

廿八日、御登 城、御暇之御礼等都而御例之通、但、御

痛御指引二而、御老中之内松平右京大夫殿・田沼主

殿頭殿迄御勤、其余ハ 御名代備後守様、

(中略)

六日、(五月) 江戸 御発駕、十四日境 (越中国) 御着二付、御老中方江

之 御書、以早飛脚廿日江戸江到来、廿一日朝聞番

明和六年

持参之、大奥江之御書も同日女中持参、

(朱書「下カ」)

廿九日、八半時、金沢 御着城、昨夜今石動御泊也、御

供御家老役松平大式、御帰国御札使青山将監、御

目見等御例之通ニ而発足、六月六日江戸着、十一日

登城、廿一日江戸発、

五月二十六日

前田重教、この日から七月三日にかけて、浄瑠璃を嗜む町人を金沢城土橋広式に招く。

134 「泰雲公御年譜」四 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、土橋御広式江浄瑠璃語候町人被召候事、五月二十六

日夜今七月三日迄、追々罷出、其時々押紙面を以相

通候、尤夜中罷帰候由、

九月二三日

前田重教、金沢を発し、一〇月六日、江戸に到着する。参勤の挨拶は翌年四月一五日に行う。

135 「御触并御返書留」一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

猶以、難被罷出人々者、其段名之下ニ可書記候、以上、

当廿三日、御発駕之筈ニ候条、廿二日四時頃〇九時頃

之内登城、可被相伺御機嫌、病気等之面々ハ御用番宅

迄以使者可被申越候、以上、

九月廿日

(降書)  
奥村主水

御相組中殿 奉得其意候

136 「諸事被仰出日記」明和六年九月二三日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日六時之御供揃ニ而、御機嫌克御発駕、

六日於江戸

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、申ノ刻、御機嫌克江戸御上屋敷御着之段、十六日御

飛脚到着、

138 「政隣記」一一

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』記

廿三日、六半時過、御発駕、御作法都而前々之通、

(九月)  
(中略)

(二〇日)

六日、江戸御上邸江七時過、御着、但、昨夜鴻巣御

泊、今日九半時之御供揃ニ而、御下邸江御立寄、御

供御家老西尾隼人・大音帯刀、

(中略)

十五日、御登城、御参勤之御礼被仰上、御家老大音

帶刀・西尾隼人 御目見等如例、但、御痛所就被為  
在候、御老中御勤者 御名代前田伊豆守殿、  
(長敷)

## 明和七年（一七七〇）

一二月四日

加賀藩、金沢城石垣普請にかかる年間の入用銀  
四〇貫目等につき、翌年以降の半減を決定する。

139 「文禄年中以来等之旧記」(横山本)

横山隆昭氏蔵 『金沢城  
石垣構築技術史料』<sup>1</sup>

付札御普請奉行江

御城中御石垣御普請方、明和元年今定御普請申渡、年中御  
入用銀四拾貫目、役小者百四十人ニ相極メ、坪数九拾坪宛  
致出来候因り申渡置候得共、詮義之趣有之候条、来年今右  
御入用銀等半減ニ而、連<sup>(連)</sup>ニ御普請致出来候様、夫々可被申  
談候、右相減シ候御かね者、役銀之内を以除置可被申事、  
(明和六世) 己丑十二月四日

但、明和六年被仰渡也、

五月二〇日

この日以後、前田治脩(時次郎)、金沢城内を見  
分する。

140 「泰雲公御年譜」四

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、前月廿日以後、江戸表今申来候由ニ而、  
(五月)

(前田治脩)  
時次郎殿

御城内御順見被遊候由、且又江戸御出府之義も、来春  
雪消次第之筈、御用意等、御細工所之分者不残出来也、  
閏六月七日

新たに出来した「御マリ場」(江戸藩邸か)にて  
蹴鞠興行が行われる。

141 「諸事被仰出日記」明和七年閏六月二二日条

館加越能文庫蔵

金沢市立  
玉川図書

一、当七日、今度出来仕候御マリ場ニ而、蹴鞠御興行、  
エシシ 惠深与申一向宗出家并御用聞町人岸本太右衛門等四  
五人罷出候由申来、

八月一日

江戸深川の加賀藩米蔵、焼失する。

142 「毎日帳書抜」五 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

明和七年八月十二日 毎日帳

府一、深川筋出火、御蔵所不残焼失、御米も千八拾石余

焼失之事、

143 「政隣記」一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記 録拾巻』

八月十一日、深川御蔵屋敷御焼失、依而御届有之、

九月四日

時鐘の鑄直しが完了する。次いで同月九日、金

沢城内の時鐘所へ設置される。

144 「泰雲公御年譜」四 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、同四日、当夏御城中時鐘、(宝暦九年四月)先年焼候後、鶴丸早鐘を

時鐘ニ被用候所、鑄替出来、今日九時過、車ニ而時

鐘所へ持付候、

加賀藩江戸藩邸（平尾邸）の長屋等、失火により  
焼失する。

145 「政隣記」一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記 録拾巻』

十四日、夜五半時頃、御下邸詰与力早崎作助(一〇月)足輕使を

以て御近習頭中迄、御下邸長屋今出火之処、及大火、

御殿も危く候段注進ニ付、物頭火消二手合被遣之今凶

ニ候処、重而作助今使来、御門統御長屋作助御小屋

切にて火鎮り、御殿御別条無之段注進ニ付、物頭

火消ハ不被遣之、右ニ付公辺江 御届之義、聞番之

内御下邸江罷越、火事所等委細見届、宜取計候様就

被仰出、中川四郎左衛門(正 柄)聞番見習也罷越、今夜中御

届有之、当座ニ御指扣ニ不及旨、御差今相濟候得者

其通、若当座ニ御挨拶無之候得者、御差今有之迄御

慎之趣故、明十五日大奥江女中御使之義否、御広式

御用人江委細御用人今示合置、明朝尚又申遣筈之事、

一、明日ハ式日ニ付、着服之事并御邸中慎等之儀、御用

番御老中御指図相待候而ハ夜明候も難計ニ付、先

御慎之趣ニ御家老中今夫々江申渡、右御届書左之通、

拙者平尾下屋敷南之下長屋今酉中刻致出火、二

一〇月一四日

間梁二廿一間之長屋二筋并二間梁二六間計之物置、

九尺梁二四間計之賄所致焼失、戊刻火鎮申候、尤

屋敷外類焼等無御座候、

右御届申達候、以上、

### 明和八年（一七七二）

二月一五日

十月十四日 御名

前田治脩（利有）、金沢を發し、同月二七日、江

拙者平尾下屋敷之内、今夜致出火候ニ付、指扣申

戸に到着する。次いで三月二五日、初めて江戸

候而可有御座候哉相伺申候、以上、

城に登り、徳川家治と対面する。

十月十四日 御名

146 「諸事被仰出日記」明和八年二月一五日条 金沢市立玉川図書館蔵  
館加越能文庫蔵

享保十年正月廿七日、加賀守平尾下屋敷之内致出

一、今日五時、御機嫌克 時次郎殿 御発駕被遊、高岡（畿中阻）

火候ニ付、其節御用番水野和泉守様江指扣之儀相

御泊り、

伺候処、下屋敷之儀ニも候間指扣ニ不及旨、即刻

147 「諸事被仰出日記」明和八年三月七日条 金沢市立玉川図書館蔵  
館加越能文庫蔵

御指図相濟申候、以上、

一、前月廿七日夜五時頃、時次郎殿御儀、御機嫌克江

十月十四日 御名之内 岡田太郎（正誼）右衛門

戸御上屋敷江御着被遊候、御居間書院ニ御当分被成

右御書付写三通、御用番板倉佐渡守殿江致持参候処、

御座候由、廿九日出町飛脚抜出之、今日参着之事、

不及指扣候旨、当座ニ御指図有之、

148 「江戸幕府日記」明和八年三月二五日条 国立公文書館内  
閣文庫蔵

右御届之儀、出雲守様（前田利有）・備後守様江先聞番申上、

一、巳后刻、御黒書院江 出御、

其外御一門様方江者、翌十五日聞番分無急度御留守

初而 御目見、

居まで夫々申遣、

加賀守実弟養方伯父（前田重教）

卷物五  
金馬代

松平時次郎（前田治脩）

149 「前田貞一手記」明和八年四月二日条 金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、時次郎様、前月廿五日、初而 御目見、御首尾能被 仰

上候旨、同日江戸発足町飛脚抜出中飛脚步ヲ以、帶刀 (天音屋曹)

等分申来、今日到着之由、帶刀等紙面写等、御用番分市 (前田)

正連名ニ而申来、下書相調、市正江為持遣之事、 (季陳)

150 「諸事被仰出日記」明和八年四月四日条 金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、今日、頭分登 城、左之通、

時次郎様初而 御目見之儀、御願置被成候所、前月 (前田治脩)

廿五日、御登城被成候様、前日御老中方御連名之御

奉書、前田伊豆守殿御同道御登城、於御黒書院 (長教)

御目見被仰上、殊ニ被蒙 上意、忝御仕合 思召候、

右之趣、可申聞旨被 仰出候事、

今日、御弘之為御祝儀、今日中、又ハ六日、御用番宅江

罷出可申候、幼少 (病氣) □□等ニ而今日登城無之人々ハ、向

寄分伝達、為御祝儀御使者申越候様可被申談候事、

四月四日

151 「御触并御返書留」 一三三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

時次郎様初而御目見之儀、御願置被成候処、前月廿五日、御 (三月)

登城被成候様、前日御老中方御連名之依御奉書、前田伊豆守 (長教)

殿御同道ニ而御登 城、於御黒書院御目見被仰上、殊被蒙上

意、忝御仕合被 思召候、右之趣可申聞旨被 仰出候事、

152 「政隣記」 一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記  
録拾遺』

十五日、朝六半時、御供揃ニ而 時次郎殿御発駕、御供御 (二月)

馬廻頭青木与右衛門、御小將頭三宅権右衛門、御先筒 (貞圓)

頭堀孫左衛門、御大小將横目大藪勘右衛門、御大小將 (勝周)

等名前、旧冬、廿九日ニ有之互見、廿七日、江戸 御着、 (清行)

(中略)

廿五日、時次郎様、昨日御老中方御連名之依御奉書、今 (二月)

日御登城、初而於御黒書院 御目見、被蒙上意、但、

前田伊豆守殿御同道ニ而御登 城之事、 (長教)

四月二三日

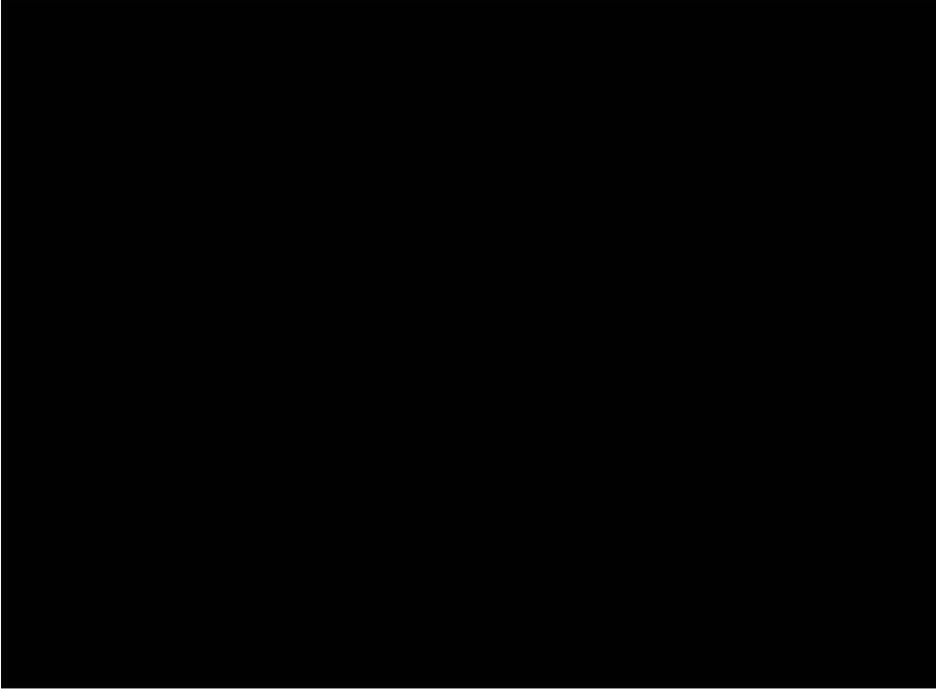
前田治脩(利有)および前田重教の名代、江戸城に

登り、重教の隠居と治脩の家督相続を命じられる。

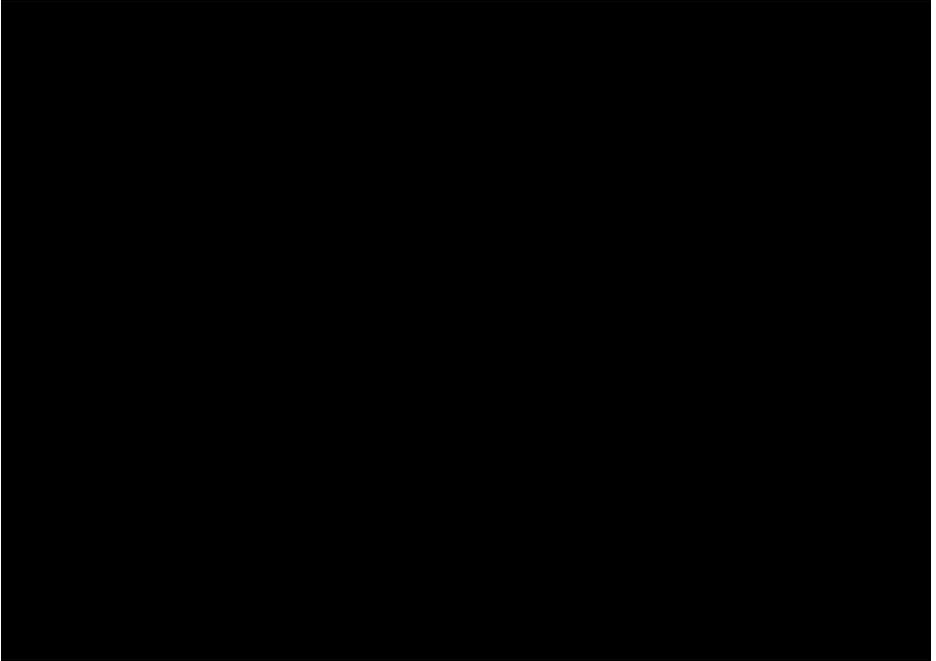
153 「太梁公日記」明和八年四月二三日条 前田育徳会尊経閣文庫  
蔵『太梁公日記』第一



明和八年



五七



154 「江戸幕府日記」明和八年四月二三日条 国立公文書館内閣文庫蔵

松平加賀守 (前田重教)

名代松平播磨守 (頼濟)

実弟養方伯父

松平時次郎 (前田治脩)

右、被為 召、加賀守病氣三付、願之通隠居被 仰  
付、時次郎江家督相統被 仰付之旨、於

155 「前田貞一手記」明和八年四月二十九日条 金沢市立玉川図書館 館加越能文庫蔵

御前御懇之 上意有之、

一、四半過、月番(大音帯)紙面、去廿三日江戶発足之早飛脚、

今朝到来、帶刀等(大音帯)申来候趣有之間、追付可致出席

旨申来、及返書、追付金谷へ出席、

一、中將様御隠居御願之趣、先達而御願置被成候処、去

廿三日、御名代松平播磨守殿并 時次郎様御登 城

被成候様、前日御老中方御連名之御奉書到来、御登

城候処、於 御座之間、御願之通御隠居、 時次郎

様御家督被 仰出、段々御懇之 上意有之由、委細

之御様子ハ追付御使者を以被 仰遣候由、帶刀等(大音帯)

之来状、月番披見候様被申聞致披見候事、

一、一統服相改恐悦之挨拶有之事、

但、(前田貞)圖書儀も一統之通、当座之所(二)而恐悦之挨拶申

達候、且又右紙面披見以前(二)、服改無之(カ)三付、披見

之節ハ上下着用也、外仲間衆八年寄中一統披見後披

見有之、常服之俣之由也、右紙面披見(二)付而、改候

二而ハ無之、恐悦之挨拶可申ため迄也、

一、橘次郎殿(奥村尚寛)・三左衛門(前田直方)ニも被罷出、(本多政行)房州今日出席断

明和八年

候処、右之御様子ニ付、押而出席有之様(二)、月番(大音帯)申参り、出席之事、

一、来状左之通

折紙 猶以、左之趣、土佐守殿・橘次郎殿等、并(前田直方)圖書

書・若年寄中ニも御伝達可被成候、以上、

一筆致啓達候、今廿三日、中將様御名代松平播

磨守殿并 時次郎様ニも御登 城被成候様、昨

日御老中方御連名之御奉書到来、則今日、御登

城被成候処、於御座之間 中將様御願之通、御隠

居、時次郎様御家督被 仰出、段々 御懇之被

為蒙 上意、重畳難有御仕合被 思召候旨、拙者

共 中將様御前江被為召候而、御意ニ御座候、

且又 時次郎様ニ茂御前江被召、右御同様之御

意ニ御座候、先以重畳結構成御儀、恐悦御同意奉

存候、委細之御様子ハ追付御使者を以被 仰遣

候由ニ御座候、右之御様子、御姫様方江も御申

上可被成候、為其以早飛脚申進候、恐惶謹言、

四月廿三日 (明敷) 西尾隼人 名乗判

大音帶刀 同

五九

安房守殿初十人様

156 「諸事被仰出日記」明和八年四月二十九日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、当廿三日、前日御老中方御連名依御奉書、（前田重教）中将様 御

名代松平播磨守殿、（頼濟）時次郎様御登城之処、於御座間御

家督并御隠居御願之通被仰出候由、今曉早飛脚到来之事、

157 富田貞直「覚書」 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

五月朔日

一、登城之処、御内々御申談之趣、

（前田重教）中将様先年御大病御煩被遊候以後、今以御不出成被

為在候に付、御医師中誰彼御薬御服用被成候得共、

御全快可被遊御様子無御座候、依之 （前田治徳）御隠居被成、

時次郎様江御家督御相続之儀、御願被成候処、依御

奉書前月廿三日、

中将様御名代松平播磨守殿并 （頼濟）

時次郎様 御登城候処、於 御座之間

中将様 御願之通 御隠居、

時次郎様江御家督被 仰出、段々御懇之被為蒙 上

意之旨、御家老中今早飛脚を以申述候、先以恐悦之

御儀ニて、此段為承知申達候、御祝詞被申上儀ハ、

158 「諸事被仰出日記」明和八年五月四日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今朝、從江戸表 御両公様御使者河内山七左衛門 （前田重教）御近習頭

役、（重朝）当廿五日、江戸発足、富山江之御使相勤、夫今年寄中

江之御使相勤以後、御広式江罷出、夫今前田土佐守病中ニ

付宅江罷越、御使相勤、尚又從 御両公御書被成下候事、

但、頭分以上今四日、追付熨斗目上下着用登城、

左之通御弘、

前月廿二日、依御老中方御奉書、翌廿三日、（前田重教）

中将様御名代松平播磨守殿并 （頼濟）

時次郎様御登城被成候処、於 御座之間 （前田治徳）

中将様御隠居御願之通被 仰出、 御家督

時次郎様江被仰付候旨、段々 御懇之 上意

重畳難有御仕合被 思召候、右之趣、何茂召寄

可申聞旨、今般御使者河内山七左衛門を以、從

御両殿様被 仰下、 御書茂被 成下候、先以

御願之通被 仰出、目出度御儀、恐悦之至三候事、

五月四日

右、御用番（奥村隆振）主水殿、於柳之間御演述、其以後、於檜

垣之間人持組頭・物頭御番頭以下、四切ニ被召呼、  
左之趣重而御演述、

159 「政隣記」 一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』 記  
録拾壹

五月朔日、申達候儀有之候条、今日五時過可有登 城旨、昨

晦日御用番長九郎左衛門殿依御廻状、頭分以上登 城之

処、柳之御間列居、御用番奥村主水殿、左之通御演述、

中將様、先年御大病御煩被遊候以後、今以御出来御不

出来被為在候ニ付、御医師中誰彼煎藥御服用被成候得

共、御全快可被遊御様子無御座候、依之 御隠居被成、

時次郎様江御家督御相続之儀、御願被成候処、依御

奉書、前月廿三日、

中將様御名代松平播磨守殿并

時次郎様御登 城被成候処、於 御座之間

中將様御願之通御隠居、

時次郎様江御家督被 仰出、段々 御懇之為蒙 上

意候旨、御家老中分以早飛脚申来候、先以恐悅之御

事ニ候、此段先為承知申達候、御祝詞被申上候儀ハ、

追而委細之御様子被 仰下候上ニ而可申談候、

付札御横目江

明和八年

今日頭分以上江申聞候趣、当病等ニ而不罷出人々ハ  
ハ筆頭、又ハ向寄分伝達有之様、夫々可被申談候事、

五月朔日

四月二七日

前藩主前田重教、加賀守から肥前守に改める。

160 「前田貞一手記」明和八年五月四日条 金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、中將様御名 肥前守様与御改被成度旨、御願之通、

前月廿七日分被改候由、帯刀等分申来候事、

161 「諸事被仰出日記」明和八年五月四日条 金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、前月廿七日分 中將様御名 肥前守様与御改被遊候、

162 「政隣記」 一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』 記  
録拾壹

廿六日、中將様御名替之儀 御願書、松前主馬殿を以

御指出之処、翌廿七日、御願之通被 仰出、

肥前守様与御改、右御札ハ御用番へ迄聞番被遣之、残ル

御老中方江ハ御届迄有之、大奥江も女中文ニ而被 仰遣、

六月二五日

前田治脩(利有)、江戸城にて元服、正四位下少

六一

将・加賀守に叙任され、治脩と改める。

163 「太梁公日記」明和八年六月二十五日条

前田青徳会尊経閣文庫  
蔵『太梁公日記』第一

上意、御名をも加賀守様与御改、且又御名乗字も

治脩チカ様与被称候旨、同廿六日、江戸発足之早飛脚、今日

到着、河内守等河内守申来候二付、為御承知申進候、先以段々

結構之御様子、恐悦御同意二御座候、以上、

七月朔日 前田駿河守(孝昌)

前田圖書様(貞)

166 「前田貞一手記」明和八年七月朔日条 金沢市立玉川図書 館加越能文庫蔵

一、月番分紙面到来、(前田治脩)時次郎様、前月廿五日、御元服可

被仰付候条、御登 城被成候様、前日御老中方御連名

御奉書到来、則 御登城被成候処、於御黒書院 御目

見、御一字被進、被任正四位下少将候由、御老中御演

述、其以後御盃、御肴御頂戴、御腰物 御拝領、御懇

之上意、御名も 加賀守様与御改、且又御名乗字

も 治脩チカ様与被称候旨、同廿六日江戸発足之早飛脚、

今日到着、河内守殿等(前田隆達)申来旨、談候而及返書候事、

167 「諸事被仰出日記」明和八年七月四日条 金沢市立玉川図書 館加越能文庫蔵

一、今日、御弘之趣為御祝儀、今日・明後日中年寄中等

宅江可相勤候、幼少・病气等二而今日登城無之面々

者、御弘之趣、向後分伝達、為御祝儀御用番宅江以

164 「江戸幕府日記」明和八年六月二五日条 国立公文書館内閣文庫蔵

一、巳后刻、御黒書院江 出御、

金五枚 元服

卷物十 松平時次郎

御馬一疋 加賀守治脩卜改

御刀若狭国冬広 代金十五枚

右、 御一字被下、被任正四位下少将、

御盃頂戴、御刀備前雲次、代金廿枚拝領之、

165 「留帳鈔録」五 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

(前田治脩)時次郎様前月廿五日、 御元服可被仰付候条、 御登

城被成候様、前日御老中方御連名之御奉書到来、則 御

登 城被成候所、於 御黒書院御目見被 仰上、 御一

字 御頂戴、被任正四位下少将候由、御老中御演述、其

以後 御盃・御肴御頂戴、御腰物御拝領、御懇之被蒙

使者可被申越候、此段夫々可被申談事、左之通演述、

前月廿五日、御元服被 仰付候条、 御登城被成

候様、前日御老中方御連名依御奉書、則御登城被

成候処、於 御黒書院 御目見被 仰上、 御一

字御頂戴、被任少将、其上御盃・御肴御頂戴、御

腰物御拝領、御懇之被為蒙 上意、御名をも 加

賀守様与御改、重畳難有御仕合被思召候、此段何

茂可申聞旨、拙者共迄以 御書被仰下候事、

一、御一字御拝領二付、 御名乗字 治脩様与奉称候、

御家中之人々、実名同字有之候者、相改可申候、文

字違候而も唱同事候者、唱替可申事、

七月四日

168 「政隣記」一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』記  
録拾遺

廿五日、当公御元服、賜御字、御名

加賀守様与御改、御諱 治脩公与被称、

七月二五日

前田治脩、家督相続後、初めて帰国を許可され、

同月二八日、江戸城に登る。八月六日、江戸を

発し、同月一八日、金沢城に到着する。

169 「江戸幕府日記」明和八年七月二五日条 国立公文書館内閣文庫蔵

上使松平周防守 (康福)

銀百枚  
巻物三十

松平加賀守 (前田治脩)

右、御暇二付被遣之、

170 「江戸幕府日記」明和八年七月二八日条 国立公文書館内閣文庫蔵

一、已后刻、御黒書院江 出御、

御暇

初而 松平加賀守 (前田治脩)

御馬 備前国康光  
御刀 代金廿枚

一、御白書院江 渡御、月次之御礼四品已上、早而、

(中略)

松平加賀守家来

横山河内守 (隆達)

大音帯刀 (原忠)

171 「前田貞一手記」明和八年八月朔日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、前月廿五日出足之早飛脚、今日到着、同日、上使松平

周防守殿を以 御国許へ之御暇被 仰出、御拝領物如

御例、從 大納言様も上使阿部豊後守殿を以 御拝領

物有之、御台様も夏目但馬守殿を以御拝領もの有  
之候旨、河内守殿等も申来、且御発駕弥当六日、十八日  
御着城可被成旨も申来、右紙面自分二も披見之事、

172 「前田貞一手記」明和八年八月五日条

金沢市立玉川図書館  
館加越能文庫蔵

一、月番紙面、前月廿九日卯之刻、江戸発出早飛脚、

昨夜到着、同廿八日、御暇被進候御礼御登城、於

御黒書院御礼被仰上、御懇之上意、御手自御熨

斗蛇御頂戴、御腰物・御鷹・御馬御拝領、河内守・

帯刀御目見、御卷物拝領之段申来候、仍之明六日、

頭分以上御弘申聞候二付、五時過可致登城旨申来、

恐悦承知之段、及返書候事、

173 「諸事被仰出日記」明和八年八月六日条

金沢市立玉川図書館  
館加越能文庫蔵

一、今日諸頭登城、左之通御弘、

前月廿五日、上使松平周防守殿を以、初而御国許江

之御暇被仰出、白銀・御卷物御拝領、從

大納言様阿部豊後守殿を以、御拝領物有之、從御台様

茂夏目但馬守殿を以、御卷物御拝受被成候、右為御礼、

同廿八日、御登城被成候所、於御黒書院御目見、御

懇之上意、殊御手自御熨斗蛇御頂戴、其上御腰物・

御鷹・御馬御拝領、且又横山河内守・大音帶刀御前  
江被召出、御卷物頂戴之、重畳難有御仕合被思召候、  
右之趣何茂江可申聞旨、以御書被仰下候事、

174 「御触并御返書留」一三

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

前月廿五日、上使松平周防守殿を以、初而御国許江之御

暇被仰出、白銀・御卷物御拝領、從大納言様阿部豊後守殿

ヲ以御拝領物有之、從御台様茂夏目但馬殿を以御卷物御

拝受被成候、右為御礼同廿八日、御登城被成候処、於御黒

書院御目見、御懇之上意、殊御手自御熨斗蛇御頂戴、其

上御腰物、御鷹・御馬御拝領、且又横山河内守・大音帶刀

御前江被召出、御卷物頂戴之、重畳難有御仕合被思召

候、右之趣何茂可申聞旨、以御書被仰下候、

175 「太梁公日記」明和八年八月六日条

前田育徳会尊経閣文庫  
蔵『太梁公日記』第一

176 「前田貞一手記」明和八年八月一日条 金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、去六日辰ノ后刻、御機嫌能御発駕被成候旨、同日早飛

脚を以、(前田知定)修理今申来、今日到着、右紙面披見之事、

177 「諸事被仰出日記」明和八年八月二二日条 金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、六日弥御機嫌克、江戸御発駕之早飛脚到来、

178 「太梁公日記」明和八年八月一八日条 前田育徳会尊経閣文庫  
蔵『太梁公日記』第一

人々目録、松田五郎左衛門江相渡上之候事、

180 「諸事被仰出日記」明和八年八月一八日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、夜前、津幡御泊、森下二而駒御覽被遊、九半時、御機

嫌克御着城被遊、為御礼江戸表之御使、御家老前田

〔貞〕書、七半時発足之事、〔書〕御書拜領物紗綾二卷、判金式枚御羽織一被

下、將又圖書儀加判之儀於、御前被仰渡

181 「政隣記」一一

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』記録拾志

廿五日、上使御老中松平周防守殿を以、初而御国許江之

御暇被進、御拜領物等御前例之通、但、八月六日互見、

〔中略〕

六日、昨日御用番長九郎左衛門殿依御廻文、頭分以上布

上下着用、今日五時登城、御帳二付、柳之御間二

列居之处、左之通九郎左衛門殿御演述、依之前記之

通談有之、御年寄衆等御宅江参出、

前月廿五日、上使松平周防守殿を以、初而御国

許江之御暇被仰出、白銀・御卷物御拜領、從

大納言様阿部豊後守殿を以御拜領物有之、從

御台様も夏目但馬守殿を以御卷物御拜受被成候、為

御礼同廿八日、御登城被成候処、於御黒書院御目見、

御懇之上意、殊御手自御熨斗蛇御頂戴、其上御腰

179 「前田貞一手記明和八年八月一八日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、六半時、半上下着用、出宅登城、

但、供廻常之通、中小将兩人上下供、

一、九時過、大桶見番罷越、年寄中等三ノ御丸橋爪へ被

罷出、大桶見番ニテ御城代・房州〔多政行〕・御家老中御式

台へ罷出有之、見計階下江罷出、房州ニハ御前之

御右之方江召出、〔前田貞〕圖書等ハ御左之方江列居、彦〔不破直兼〕三者

御先立ニ付、箱段際ニ伺公、房州江御意有之、則

御請被申上、圖書等へも御意有之、被為入、房

州等御跡ハ御供ニ而罷越、房州ニハ席之口迄御供、

圖書等ハ御居間書院取附之御廊下御杉戸外迄御供也、

但、御着城少前九半〔之〕打御馬也、

一、御着城追付檜垣之間上ノ間ニ年寄中等・御家老中迄

列座、初て御着城、御祝義御肴代目六〔龜〕ヲ以献上之、

（八月）  
今日十五日、江戸御上邸 新御殿斧初御規式有之、

一〇月二七日

前田治脩、金沢城内を見分する。

184 「政隣記」一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 録拾巻』

（二〇月）  
廿七日、四半時過、奥之口（多政行）被 御出、御城中御巡見、八時

頃、同断（前田孝忠）、御帰殿、御城代安房守、駿河守其外御城附

之御役人、前々之通罷出、御歩頭二付、安房守御先立被

勤之折ニ小雨降候ニ付、御供建之外ハ安房守等初何も

手傘用之、且御供建御近習（直兼）被 召連、御通行之節御

玄闕前江詰番之人々罷出候儀等、御寺御参詣之節同断、

一一月五日

加賀藩、来年の金沢城石垣普請につき、辰巳槽

の崩落箇所からの着手を命じる。

185 「文禄年中以来等之旧記」(横山本) 横山隆昭氏蔵 『金沢城 石垣構築技術史料』1

付札御普請奉行江

来年御石垣御普請之儀、右紙面を以 相伺候処、辰巳

御槽下御石垣崩所（直兼）ハ早速御普請取掛候様、被 仰出候

物・御鷹・御馬御拝領、且又横山河内守・大音帯刀（原忠）

御前江被 召出頂戴物被 仰付、重畳難有御仕合被

思召候、右之趣、何も可申聞旨、以 御書被 仰下候、

同日、当公江戸 御発駕、但十八日、 御入国、其

節二委書ス、

（中略）

十八日、昨夜津幡駅（河北郡） 御泊、今日六半時御供揃ニ而、同

刻過、 御発駕、九半時頃、御機嫌克 御着城、御

供横山河内守・大音帯刀等、御式台鑑板江 御城代

本多安房守（政行）・御家老役・若年寄中罷出有之候処、

御着有之、御先立不破彦三勤之（直兼）、階上御大小将御番

頭・御大小将列居、其外御先例之通、

八月一五日

加賀藩、江戸藩邸（本郷邸）西御殿の斧初めを行う。

182 「太梁公日記」明和八年八月二十九日条 前田育徳会尊経閣文庫 蔵 『太梁公日記』第一

183 「政隣記」一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 録拾巻』

条、可被得其意候事、

十一月五日

但、明和八年被仰渡也、

一一月

加賀藩、時鐘所の位置を検討する。

186 「前田貞一手記」明和八年一月二六日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

○去夏、時鐘鑄直出来之砌、當時之時鐘所へ為釣可然と遂僉

義候所、場所狭ク大鐘之鐘楼者難相建様、御作事奉行本保

十太夫等申聞候ニ付、最前之通、越後屋敷ニ鐘楼可被仰付

哉と相伺候所、僉義之通与被仰出候ニ付、御入用之義遂僉

義候所、拾貫三百目余ニて致出来候旨申聞候間、過分之御

入用故、先見合、當時之時鐘所、甚右衛門坂御門脇之義者、

古来時鐘所ニ候所、何頃ニ候哉、越後屋敷へ被遣候様ニ承

伝候間、鐘楼建直候者、右鐘為釣申義可相成と、重而段々

遂僉義候所、右之通被仰付候へハ不指支、御入用も弍貫七

百目計ニて致出来候段申聞候間、過分御入用相減候ニ付、

當時之所へ被遣、只今迄時鐘ニ用置候早鐘ハ、最前之通三

ノ御丸へ被遣置可然旨遂僉義、（前田治徳）加賀守様へ相伺候所、

明和八年

伺之通与被 仰出候、右之趣ニ付、先達而相伺候趣とハ違

候間申進候条、以御序可被達御聴旨、十一月十四日、

駿河守（前田孝昌）状兩人充所、此外之来状替ル品無之、爰ニ略ス、

右紙面、以万右衛門彦三人（中村齊）（不破直康） 御覽、

一二月二二日

加賀藩、江戸藩邸（本郷邸）西御殿の上棟式を行う。

187 「前田貞一手記」明和八年二月二一日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、西御殿御上棟御規式、御首尾能被為濟候旨、志村

五郎（識行）左衛門申聞候事、

188 「政隣記」一一

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 録拾遺』

廿一日、江戸新御殿御上棟御規式有之、（二月）

\*明和年間

戸室山からの石材調達に關係して、石川郡牛坂

橋の高山の内に仮小屋が建設されたという。

189 「戸室山初年号等留帳」

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵 戸室石切丁場確認調査報告書」I

明和年中ハ橋之高山ノ内ニ仮小屋相建、山役銀相渡候事

も有之、

六九

安永元年（明和九年。一七七二）

二月一六日

甚右衛門坂の上の時鐘、一時的に鶴丸へ移される。

190 「頭書日記」明和九年二月一六日条 前田土佐守家資料館蔵

- 一、甚右衛門坂之上ニ有之當時之時鐘、九ツ打、今昼直
- ニ鶴の御丸早鐘所江釣、八時より打候事、但、本右
- 之鐘ハ早鐘ニ候事、

但、右鐘楼出来次第、去年次第之時鐘釣申筈之事、

二月二八日

金沢城会所付近の長屋が焼失する。

191 「太梁公日記」明和九年二月二八日条 前田育徳会尊経閣文庫蔵「太梁公日記」第一

192 「頭書日記」明和九年二月二八日条 前田土佐守家資料館蔵

- 一、夜四時過、会所御宮坂之方長屋出火、十三間計焼失、九時前鎮、

右火事二付、駿河守(前田孝忠)早速罷出、彼是指図有之由也、

193 前田貞一「覚書」明和九年三月四日条 金沢市立玉川図書 館加越能文庫蔵

○今夜亥中刻、表会所御門統御長屋出火之処、火消中等罷出火防、早速防留申候、右出火之様子、御横目へ申渡、相糺候所、御長屋御宮坂之方(前カ)十軒計置、此方物置カ燃出、御門之方八、九軒計焼失仕、外ニ会所役所御土蔵等、別条無御座候、右之処者常々人無之候ニ付、御門番人も参付不申、外カ呼候而聞付候旨ニ御座候、先以早速火鎮、恐悅之至奉存候、尤拙者共初御家老中等罷出、夫々及指図申候、委細之義者追而及言上可申候、右之趣可被達御聴候、依之以早飛脚申進候、以上、二月廿八日

(兼山路邊)  
河内守兩人宛所 追而宝曆七年正月八日夜、越後屋敷

御長屋焼失之節、公儀へ御届無之様子ニ相見へ候間、此度も及申間敷と存候、此段為御心得申進候、以上、

○今廿八日夜四時過、会所御長屋御宮坂之方より六、七間計置物置之内カ燃出、御門之方へ八、九間計焼失仕、四ツ半時過、消留申候、即刻拙者共罷出、夫々縮方申渡候、会所之内等相違之義無御座候、委細御用番カ言上之通ニ候ても、尚更各迄申達候条、此段可被達御聴、(候脱カ)

安永元年(明和九年)

以上、二月廿八日 (本多政行)安房守・駿河守 兩人宛所

一、右月番カ之状、聞番江見七御届ニ不及趣申遣候旨申聞候へ者、尤御届ニ及不申義ニ候由申聞候事、

194 「諸事被仰出日記」明和九年二月二十八日条 金沢市立玉川図書 館加越能文庫蔵  
一、今夜四時、会所御長屋カ出火、御長屋八、九間焼失、外御別条無御座事、

二月二十九日

加賀藩江戸藩邸(本郷邸)の西御殿が類焼する。

195 「太梁公日記」明和九年三月五日条 前田育徳会尊経閣文庫 蔵『太梁公日記』第一

196 前田貞一「覚書」明和九年二月二九日条

金沢市立玉川図書館  
加越能文庫蔵

一、昼四時頃今日黒行人坂より出火之所、烈風段々及大火候  
内、暮合頃丸山より出火、揃拍子木打候二付、即刻御殿  
へ罷出候所、山辺へ罷越見計ヒ、手勢を以て防候様、  
(中村齊)  
義右衛門を以て被 仰出候二付、奉畏ル段申上、追付山辺  
(方外)  
へ罷越候所、無心元義も無之ニ付、追分御門の方へ見廻  
り、西御殿辺ニ扣罷在、其内西御殿へも見廻り候所、次  
第二追分の方へ焼拔候二付、西御殿往来之方角之御土  
藏辺を防、危キ様子も無之ニ付、一先御殿へ立歸候所、  
丸山之方跡火指返シ、西御殿甚危由ニ付、又西ノ御殿之  
方へ罷越候而、火之粉を防候所、火之粉西御殿屋祢裏へ

吹込焼出、不残御類焼、夫より御附引越小屋等、亭・御土  
藏其外下長屋等焼失、切通シ之高与力小屋半分焼失、  
八筋の方へハ火不出、水戸様(福川信徳)の方へ焼ぬけ候事、委細者  
略ス  
一、右行人坂より出火之火ハ、千住の方へ焼貫、丸之内御  
老中方初、御大名衆不残類焼、御城ハ無御別事、此  
火翌卅日昼過鎮り候由、委細者略ス、  
一、中將様(前田治勝)度々御屋敷之内 御巡見御出馬被遊候事、  
一、西御殿御類焼之義、先火事最中丑ノ刻、御国江以早  
飛脚申遣候事、

197 「諸事被仰出日記」明和九年三月五日条

金沢市立玉川図書館  
館加越能文庫蔵

一、前月廿九日暮六時、於丸山田町より出火、烈風ニ而段々  
及大火、御上屋敷新御殿御類火、夫より北御櫓并御前  
様付御小屋等焼失、御屋形無御別条、  
(前田重政)  
中將様益御  
機嫌克被為入旨、今日四半時過、早飛脚到来、依之  
公辺を御窺御使番石黒宇兵衛早打御使被仰渡、同日  
七前発足之事、同月十七日帰着

二月二九日

加賀藩、金沢城河北門の普請につき、往来を禁

止する。

198 「頭書日記」明和九年二月二二日条 前田土佐守家資料館蔵

河北御門御普請就仰付候、当廿九日より往来指留候条、

御城中御番人、且又就御用罷出候面々、石川御門より往

来之筈に候条、此段夫々一統不相洩様可被申談候事、

二月廿一日 御城代安房守(本多政行)より御横目へ渡之、

199 「諸事被仰出日記」明和九年二月二二日条 金沢市立玉川図書館蔵

一、河北御門御普請就被 仰付、当廿九日夕往来指留候

条、御城中御番人、且又御用ニ付罷出候人々、石川

御門夕往来之筈之旨、今日被

200 「太梁公日記」明和九年二月二九日条 前田育徳会尊経閣文庫蔵

「太梁公日記」第一

二月二九日

甚右衛門坂の上の撞鐘堂が竣工する。次いで三

月二日から時鐘が撞かれる。

201 「太梁公日記」明和九年二月二九日条 前田育徳会尊経閣文庫蔵

「太梁公日記」第一

202 「太梁公日記」明和九年二月晦日条 前田育徳会尊経閣文庫蔵

「太梁公日記」第一

203 「太梁公日記」明和九年三月二日条 前田育徳会尊経閣文庫蔵

「太梁公日記」第一

204 「頭書日記」明和九年三月二日条 前田土佐守家資料館蔵

一、去年出来之時鐘、今日より甚右衛門坂御門之内鐘楼

就出来、右鐘を釣つき候事、

四月一〇日

中村宇右衛門ら、金沢城石川門の与力番所において酒宴を催し、後日処罰される。

205 「頭書日記」明和九年四月二〇日条 前田土佐守家資料館蔵

一、去十日夜、石川御門与力番所江料理屋弁当取寄、何

茂振廻酒盛、小謡も諷候二付、一昨朝より右与力共

寺西弾正宅にて詮儀有之、昨夕方濟候由、右与力ハ

伊藤内膳与力中村宇右衛門、永原将監与力小原守右

衛門、明組与力原田吉郎兵衛、三人共為指置候、

但、右料理屋ハ才川橋爪中屋相平等ハ町会所ニ而

吟味有之、組預リニ成候由、

六月二八日

この日以前、金沢城河北門が竣工する。年寄役本多政行（安房守）、同日、河北門を見分する。

206 「頭書日記」明和九年六月二八日条 前田土佐守家資料館蔵

一、河北御門就出来、今日御城代見分有之ニ付、定番頭・

同御番頭主附頭原五郎左衛門・永原忠兵衛、御作事

奉行初、手先之役人召連罷出候、

一、右御門就出来、来月朔日より往来相成候由、御横目

中より申談有之、

207 「太梁公日記」明和九年六月二九日条 前田育徳会尊経閣文庫蔵「太梁公日記」第一

一、今般河北御門御普請出来ニ付、為御祝拝領物覺

一、白銀五枚 御門主付額頭

一、晒布三疋 御門主付額分（孝良）

一、八講布式疋宛 御作事奉行（明氏）

一、晒布三疋 御作事横目

一、八講布式疋宛 岡田平丞

一、晒布三疋 内作事奉行（豊強）

一、八講布式疋宛 沢田弥左衛門

一、晒布三疋 山岸源大夫

一、八講布式疋宛 高島権大夫

一、晒布三疋 同上

一、八講布式疋宛 山上柰之助

一、晒布三疋 御門方主付

一、八講布式疋宛 高島権大夫

一、晒布三疋 同上

一、八講布式疋宛 清水次左衛門

一、晒布三疋 御門方主付

一、八講布式疋宛 松波源右衛門

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、金三百疋宛 同壁塗 堀越源右衛門 同上 堀越津右衛門

一、金二百疋 同上 堀村市右衛門

一、金三百疋 同壁塗 堀内吉右衛門

一、金二百疋宛 同御扶持方大工 水島権之助

一、金百疋 同棟梁大工 惣四郎 同上 善次

一、金百疋 同棟梁大工 忠右衛門 同上 善次

一、金百疋 同屋祿吹棟梁 甚左衛門 同上 善次

一、金百疋宛 同左官棟梁 長右衛門 同上 善次

一、白銀壹枚宛 御大工棟梁 西田清之丞 同上 田辺久丞

一、金貳百疋宛 御扶持方大工 山上右平次 (同上) 高橋見右衛門

一、金百疋 御扶持方大工 山本九左衛門 同上 助左衛門

一、金七百疋 大工肝煎 平助 同上 武右衛門 同上 助左衛門

庄助 同上 彦助 棟梁大工 七丞 同上 与助

太助 同上 九右衛門 屋祿吹棟梁 惣兵衛 同上

一、金二百疋宛 御算用者 今村三右衛門 同上 猪山左内

一、金三百疋 留書足輕貳人 取次足輕貳人

一、金百疋宛 御横目足輕六人

一、金五百疋 火ノ番足輕六人

一、金貳百疋 入口番足輕三人

一、鳥目三貫文 小遣小者六人

御内々ニ而拝領物

一、御紋付御羽織 一、白銀五枚 土方勘左衛門

一、金五百疋宛 沢田弥左衛門

以上 山本久右衛門

山岸源大夫

209 「政隣記」一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』 録拾壹

七日、河北御門御普請出来、当月朔日令往来不指支、依

之今日右御用懸り左之人々江左之通、

白銀五枚 晒布三疋 原五郎左衛門 (元成)

晒布三疋 永原忠兵衛 (孝良)

同二疋宛 土方勘左衛門 (明氏)

御作事奉行 玉井舍人 (直秀)

八講布二疋宛 内作事奉行等同所御横目都合七人

金子等 御大工等江

右河北御門御普請、何も入精相勤候ニ付致出来、

御喜悅 思召候、依之御祝被成、御目録之通被下之、

七月一三日

前田治脩、金沢を發し、同月二五日に江戸に到着する。同月二八日、江戸城に登り、参勤の挨拶をする。

210 「頭書日記」明和九年七月一三日条 前田土佐守家資料館蔵

一、六時過、御供揃ニ而五時前、御発駕、

211 「諸事被仰出日記」明和九年七月一三日条 金沢市立玉川図書館蔵

一、今日六時過之御供揃ニ而、五時、御機嫌克御発駕被遊候、

212 「太梁公日記」明和九年七月二五日条 前田青徳会尊經閣文庫蔵

213 「太梁公日記」明和九年七月二八日条 前田青徳会尊經閣文庫蔵

214 「江戸幕府日記」明和九年七月二八日条 国立公文書館内閣文庫蔵

一、巳后刻、御黒書院江 出御、

参勤

銀五十枚  
卷物二十

松平加賀守(前田治脩)

御白書院

(中略)

松平加賀守家来

手綱廿筋  
銀馬代

前田兵庫(真方)

同 松平大弐(康澄)

215 「頭書日記」明和九年八月三日条 前田土佐守家資料館蔵

一、前月廿五日、江戸発足之中飛脚、今朝到着、加賀守(前田治脩)

様御機嫌能御日廻り之通、江戸御着府之旨申来、

216 「頭書日記」明和九年八月七日条 前田土佐守家資料館蔵

一、前月廿七日、上使松平右京大夫殿御出、同廿八日、御登

城、於御黒書院御参勤之御礼、御懇之上意、前田

兵庫・松平大弐(康澄) 御目見被仰付候由、中飛脚を以申来、

217 「諸事被仰出日記」明和九年八月二一日条 金沢市立玉川図書館蔵

一、今日諸頭登 城、左之通被 仰渡、

加賀守様御途中 御機嫌克、前月廿五日、御着府

被遊候所、同廿七日、以 上使松平右京大夫殿被為

蒙 上意、且又同廿八日、御登城被遊所、於御黒書

院 御參勤之御礼被仰上、殊 御懇之 上意、前田

兵庫・松平大弐(康詮) 御目見被 仰付、重畳難有被 思

召候、此段何茂江可申聞旨、以 御書被 仰下候事、

今日御弘之趣、為御祝儀今日中御用番宅江可被相勤

候、幼少・病氣等にて今日登城無之人々ハ、同役又

ハ向寄合伝達、為御祝儀御用番宅江以使者可申越候、

右之趣、夫々可申談旨、御用番主水殿被仰聞候事、

八月十一日

218 「政隣記」 一 一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記  
録拾遺』(七月)

十三日、五時、 御発駕、廿四日、蕨(武藏國) 御泊、廿五日四

時過、 御着府、追付御老中方御勤、若御年寄衆江

ハ御使者被進之、其外八月十一日ニ有互見、

(中略)

八月十一日、当八日、御用番奥村主水殿依御廻文、今日頭

分以上登 城之処、柳之御間ニ而左之通御用番被

安永元年(明和九年)

仰聞、為恐悦御用番御宅江参出、

加賀守様、御途中御機嫌克前月廿五日 御着府被遊

候処、同廿七日、 上使松平右京大夫殿を以被為蒙

上意、且又同廿八日、御登 城被遊候処、於御黒

書院御參勤御礼被 仰上、殊ニ御懇之 上意、前田

兵庫・松平大弐(康詮)御目見被 仰付、重畳難有被 思召

候、此段何も江可申聞旨、以 御書被 仰下候事、

一二月一八日

前田治脩、左近衛權中將に昇任する。

219 「太梁公日記」安永元年一二月一八日条 前田育徳会尊経閣  
文庫蔵「太梁公日  
記」第二



220 「頭書日記」安永元年一二月二七日条

前田土佐守家資料  
館藏

一、今日就御弘、頭分以上登城、柳之御間列居、年寄中

等出席、河内守左之通演説、

当月十八日、御登城被成候様、前日御老中方御連名之

御奉書到来、則御登城被成候処、被任中将候段、御

老中方御列座、松平周防守殿被仰渡、難有御仕合被

思召候、此段何も可申聞旨、以御書被仰下候、

221 「諸事被仰出日記」安永元年一二月条

金沢市立玉川図書  
館加越能文庫藏

十八日

一、叙爵被仰付諸大名衆左ニ記、

中将 御家

222 「政隣記」一一

金沢市立玉川図書館加越能文庫藏 『政隣記』 記録  
拾巻

十八日、昨日御用候条、御登城之儀依御奉書、今日御

登城之処、於御白書院御老中方御列座、被任中

将候段、松平周防守殿御演述、御下り御勤等之義、

宝曆五年御転任御例之通、

安永二年（一七七三）

二月十五日

前田治脩、本多政行（安房守）・前田孝昌（駿河守）に対し、年内の金沢城二ノ丸表玄関・虎の間の普請完了を命じ、村井長穹（又兵衛）にも普請の用材確保のため「郭内外植物」伐採を許可する。

223 「太梁公日記」安永二年二月一四日条

前田育徳会尊経閣文庫  
蔵『太梁公日記』第三

二月二十八日

加賀藩、金沢城二ノ丸大式台から虎の間の普請につき、年寄役・家老役に対し、材木の供出を命じる。

224 「頭書日記」安永二年二月二十八日条 前田土佐守家資料館蔵

一、二之御丸大御式台より虎之御間被仰付筈之事、

但、右就御用、年寄中・御家老役中、庭之大木もみ・

つか・杉御用ニ付、指上候由之事、

三月五日

前田治脩、金沢城二ノ丸竹の間等の普請につき、

村井長穹（又兵衛）の書状を受け取る。

225 「太梁公日記」安永二年三月五日条

前田育徳会尊経閣文庫  
蔵『太梁公日記』第三

三月二八日

加賀藩、金沢城の造営方御用主附（表玄関・表式

台・虎の間・実検の間担当）に湯原信道を任命する。

226 「頭書日記」安永二年三月二十八日条

前田土佐守家資料館蔵

一、御大式台并虎之御間等就被仰付候、御普請方御用主

附湯原典膳（信通）御馬廻頭被仰渡、

227 「諸事被仰出日記」安永二年三月二十八日条

金沢市立玉川図書館  
加越能文庫蔵

一、御城御造営方御用主付

湯原典膳（信通）

但、表御玄関并御表式台 虎ノ間 実検ノ間

閏三月一日

加賀藩、金沢城埋門の普請につき、同所の往来を禁止する。

228 「頭書日記」安永二年閏三月一三日条

前田土佐守家資料  
館蔵

一、埋御門之橋御普請有之ニ付、明後十五日より往来留候旨触有之、

閏三月二五日

前田治脩、金沢城二ノ丸玄関・虎の間・実検の間造営につき、作事奉行がこれらの部屋と表式台の「木図」を提出したとの報告をうける。

229 「太梁公日記」安永二年閏三月二五日条

前田育徳会尊経  
閣文庫蔵『太梁公日記』第三

閏三月二七日

前田治脩、江戸藩邸（本郷邸）の「高山亭」修復を許可する。あわせて金沢城二ノ丸玄関等の「木図」を近習御用三宅正直へ渡し、前々の通りその造営を命じる。

230 「太梁公日記」安永二年閏三月二七日条

前田育徳会尊経  
閣文庫蔵『太梁公日記』第三

四月一二日

家老役松平康済（大忒）、江戸藩邸（本郷邸）の「高山亭」を見分する。

231 「太梁公日記」安永二年四月一二日条

前田育徳会尊経閣文庫  
藏『太梁公日記』第三

\* 四月

この月以前、金沢城辰巳櫓下の石垣普請用の貯石が払底する。普請奉行藤田安栄・浅加居郷、今後予定される辰巳櫓続シノギ角の積み直しのため、戸室山での石切再開を要請する。

233 「河北郡戸室山開之事等留帳」

告書 一

金沢市立玉川図書館後藤文庫  
藏『戸室石切丁場確認調査報

告書 一

四月一四日

前田治脩、江戸藩邸（本郷邸）の「高山亭」修復につき、重教の意向を確認し、絵図通り行うことを指示する。

232 「太梁公日記」安永二年四月一四日条

前田育徳会尊経閣文庫  
藏『太梁公日記』第三

御城御造営以来、御石垣所々御普請就被 仰付候、往古今戸室山（河北郡）中山村領等江中出有之候大角石并平石、地車を以、年々引寄、夫々御用相立申候、然処、右角石之分、最早中山ニ茂無御座、当時辰巳御櫓台御石垣角之手之分者過分折レ、角石茂無御座ニ付、随分古角石為作直并高御石垣下ニ御座候、御貯用石之内（大）成石角石ニ作立、先手合申候、右御貯用石茂此度ニ而遣ヒ切、最早無之、先達而被仰渡候、同続のき角之方、平孕所等積直御用ニ者、角石之手当テ無御座候、其上此所者両角等折レ石、過分御座候、元来角之手、左右之孕強茂角石等過分ニ折レ候故、自ラ平積之方（ヒ）き孕出申候、依之御石出方穴生手前段々詮義仕候所、明和元年十一月中山（今）戸室本山迄之道繕り御入用方中勘図り帳面、并紙面茂

先奉行中（政行）指出置候旨、則御道具代等之銀高式拾貳貫目余之図り御座候、尤此度道繕被仰付候者、地車を以引出候義故、往古之道幅五間迄無御座候而も大概三間計ニシテ、間數式千六百四拾間余ニ道作候得者、地車運并山方人馬共往来指支間敷、其上幅式間充、右間敷之通、相減シ候而、町在之者共へ入札ニ申付候ハ、過分銀高相減可申と奉存候間、往古之通、道筋所々江五間幅之印左右ニ大石ヲ伏立置候者、後々之為ニ茂相成可申候、且又戸室山御丁場ヲ開、角石等切立候義、就中急ニ者難仕共、上土中（土中）掘出候新石者、其俣積立ニハ和ニ御座候、年月雨風ニ合置候得者、石堅ク宜相成申候間、角石并平石分（分）年々切立置候ハ、追々御石垣方御用ニ相立可申候、尤本山ニ往古之出殘角石拾石計茂御座候、并谷合等ニ顯レ年々風雨ニ（の）され居申候石御座候間、指急申石之分者、彼等ヲ拵、追々地車ニテ為引寄可申候間、早速被仰渡御座候様仕度奉存候、被仰渡次第、夫々用意申付度奉存候、以上、

四月

藤田八郎兵衛（安榮）

浅加隼人（居懸）

本多安房守様（政行）

前田駿河守様（孝昌）

安永二年

【解説】金沢城本丸辰巳槽下の石垣修復が安永二年（一七七三）五

月以前に完了したとの徴証がある（後掲）。そこで本史料の年代を同年以前と推定し、仮にここに掲出した。

五月一日

前田治脩、金沢城二ノ丸玄闕・虎の間造営につき、三規式の挙行や棟札に関する事項を指示する。

234 「太梁公日記」安永二年五月朔日条

前田育徳会尊経閣文庫  
蔵『太梁公日記』第四

五月一七日

前田治脩、江戸藩邸（本郷邸）の「高山亭」の飾り等を見分する。

235 「太梁公日記」安永二年五月一七日条

前田育徳会尊經閣文庫蔵『太梁公日記』第四

五月二七日

加賀藩、金沢城二ノ丸大式台・虎の間等につき、木造始を行い、次いで七月四日、柱立を行う。

238 「頭書日記」安永二年五月二七日条

前田土佐守家資料館蔵

一、御大式台・虎の間等御造営ニ付、今日木作初御規式有之、祭主御扶持方大工松田与助、長袴ニて勤之、御普請懸之御役人并御城代初、定番頭以下壱人充、御先例之通罷出、御祝之赤飯・御吸物・御酒被下、町人等へ於御作事所前々之通被下之、

239 「太梁公日記」安永二年六月一五日条

前田育徳会尊經閣文庫蔵『太梁公日記』第四

五月二七日

この日以前、金沢城本丸辰巳櫓下、石垣の修復完了する。

236 「頭書日記」安永二年五月二七日条

前田土佐守家資料館蔵

一、辰巳御櫓下石垣積直出来、依之役小者へ御酒被下之、  
237 「御城高石垣之事等」

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵 『金沢城郭史料』

安永二年、辰巳御櫓台下御普請也、小角之方崩候、崩候所迄御普請、其下者昔之通也、右御櫓台、往古築候節カ、ミ等有之上へ、右御普請之節、又カ、ミ等付弥見分悪敷相成候、ケ様之出角ハ六ケ敷また不思議ニ出来、絵図等も無之躰ニ候、

七月一三日

前田治脩、金沢の金谷「七匹立之厩」完成の知らせをうける。

240 「太梁公日記」安永二年七月一三日条

前田育徳会尊経閣文庫  
蔵「太梁公日記」第四

七月二五日

前田治脩、帰国を許可され、同月二八日、江戸城に登る。次いで八月一日、江戸を発ち、同月一三日、金沢城に到着する。

241 「太梁公日記」安永二年七月二五日条

前田育徳会尊経閣文庫  
蔵「太梁公日記」第四

242 「江戸幕府日記」安永二年七月二五日条

国立公文書館内閣文庫蔵

上使松平周防守

(康福)

銀百枚  
巻物三十

右、御暇被 仰出候ニ付被遣之、

松平加賀守

(前田治脩)

243 「江戸幕府日記」安永二年七月二八日条

国立公文書館内閣文庫蔵

一、巳后刻、御黒書院江

出御、

御暇

御鷹被下  
御馬被下

松平加賀守

(前田治脩)

一、御白書院江 渡御、月次之御礼四品以上、早而、

(中略)

松平加賀守家来

巻物五

松平大弐

(康透)

同

篠原織部

(保之)

244 「諸事被仰出日記」安永二年七月条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

〔御〕  
〔西〕  
〔正〕  
〔允〕  
暇之上使松平周防守殿、阿部豊後守殿ヲ以、両御丸

(御本丸分)

(康福)

(西ノ丸分)

(正允)

今如御例御拝領物有之、同廿八日、為御礼御登城、  
御目見被 仰上、御家来玉井主税<sup>(貞通)</sup>・松平大式<sup>(康清)</sup>御目見  
被 仰付、  
篠原織部<sup>(保之)</sup>

245 「太梁公日記」安永二年八月朔日条

前田育徳会尊経閣文庫蔵  
『太梁公日記』第四

246 「諸事被仰出日記」安永二年八月朔日条

金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、今日、加賀守様御機嫌江戸

御発駕之旨、同八日告来、

247 「太梁公日記」安永二年八月一三日条

前田育徳会尊経閣文庫  
蔵『太梁公日記』第四

248 「諸事被仰出日記」安永二年八月一三日条

金沢市立玉川図書館  
加越能文庫蔵

一、今日九半時、御機嫌克 御着城被遊、夜前石動御泊

り、夜八時之御供揃、諸向六半時揃、御着御礼御使

人持組多賀織人、

249 「政隣記」一一

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』記  
録拾遺

同日、上使御老中松平周防守殿を以、御国許江之御暇被

蒙仰、御例之通御拝領、西御丸(正九)も阿部豊後守殿を

以、御例之通御拝領、

廿八日、御登、城、御礼被 仰上、御懇之 上意、御鷹・御馬

御拝領、松平大弐・篠原織部 御目見等都而御例之通、

八月朔日、当公御発駕、姫川満水ニ付、九日昼頃迄糸

魚川ニ御逗留、同日夜江懸、境江 御着、

十三日、昨夜今石動 御泊、今昼八時前、御着 城、御

作法前々之通、御帰国御礼之御使人持組多賀織人、

年寄中席ニ而夫々之通、巻物二・御羽織一ツ被下之、

御用番本多安房守殿演達、披露御大小将脇田伊織、

暨御目見被 仰付直ニ発足、十月三日帰、

八月二日

普請奉行藤田安榮、奉行・穴生・扶持人石切らの河北郡田上村・中山村等への止宿につき村方に協力を命じる。

250 「河北郡戸室山開之事等留帳」

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵  
『戸室石切丁場確認調査報告書』I

告書

一、戸室山(河内郡)御丁場(河内郡)中山迄道作り之儀、被仰渡候間、町

在入札之儀、於御普請会所八郎兵衛殿被仰渡候事、

今般戸室山御石丁場為御用御道具調奉行并渡奉行、

暨穴生・御扶持人石切等、右御用罷越候節、田上村・中(河内郡)

山村等於所々致止宿候儀茂有之候間、其節手寄次第

宿申付候条、小家見苦敷儀者勿論無構候条、不指支様

兼而被申渡置候様致度、如此御座候、以上、

八月二日

藤田八郎兵衛

奥村左太夫様

〔朱書〕  
「右、安永二年」

八月二八日

前田治脩、金沢城二ノ丸玄関・虎の間・実檢の

安永二年

間等の「木図」を受け取る。

251 「太梁公日記」安永二年八月二八日条

前田育徳会尊経閣文庫蔵  
『太梁公日記』第四



【解説】『金沢城総合年表 後編』では八月二七日としたが、右の

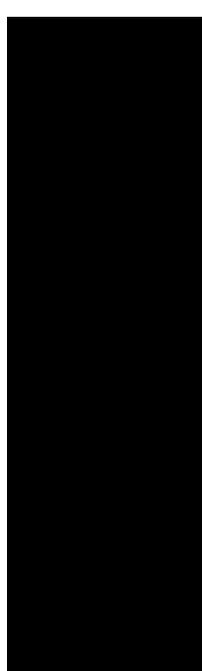
通りこれを八月二八日と訂正する。

八月二九日

前田治脩、金沢城玄関の高彫花鳥の絵図を確認する。

252 「太梁公日記」安永二年八月二九日条

前田育徳会尊経閣文庫蔵  
『太梁公日記』第四



九月二一日

前田治脩、金沢城二ノ丸「用之間」の横庭に庭籠・泉水を設けるよう命じる。

253 「太梁公日記」安永二年九月二一日条

前田育徳会尊経閣文庫  
蔵『太梁公日記』第四

九月二六日

加賀藩、金沢城にて庭籠・泉水造営を開始する。

254 「太梁公日記」安永二年九月二六日条

前田育徳会尊経閣文庫  
蔵『太梁公日記』第四

九月二七日

加賀藩、金沢城二ノ丸虎の間の上棟式を行う。

255 「太梁公日記」安永二年九月二七日条

前田育徳会尊経閣文庫  
蔵『太梁公日記』第四

一〇月六日

加賀藩、金沢城二ノ丸「用之間」の横庭の庭籠・泉水へ水を掛け、仮屋根を取払う。前田治脩、泉水にカモ・アヒルを放つ。

256 「太梁公日記」安永二年一〇月六日条

前田育徳会尊経閣文庫  
蔵『太梁公日記』第五

一〇月九日

前田治脩、金沢城二ノ丸「用之間」の横庭の庭籠および植木の配置を直させる。

257 「太梁公日記」安永二年一〇月九日条

前田育徳会尊経閣文庫蔵『太梁公日記』第五

一〇月一〇日

加賀藩、金沢城二ノ丸「用之間」の横庭の庭籠の整備を開始する。次いで同月一五日に完成し、前田治脩、白鴈等を放つ。

258 「太梁公日記」安永二年一〇月一〇日条

公日記』第五

前田育徳会尊経閣文庫蔵『太梁

259 「太梁公日記」安永二年一〇月一五日条

公日記』第五

前田育徳会尊経閣文庫蔵『太梁

一〇月一日

金沢城内、穎姫（前田重教の娘。治脩の養女）居間の欄間が完成する。

260 「太梁公日記」安永二年一〇月一日条

公日記』第五

前田育徳会尊経閣文庫蔵『太梁

一〇月一三日

前田治脩、金沢城二ノ丸の玄関・虎の間の格子天井金具等の絵図を確認する。

261 「太梁公日記」安永二年一〇月一三日条  
公日記 第五

前田育徳会尊経閣文庫蔵『太梁公日記』第五

十一月一日

金沢城内「鞠場」の「土台切石」、前日までに完成する。この日から柱等を建て始め、同日暮頃には屋根が完成する。

262 「太梁公日記」安永二年十一月朔日条

前田育徳会尊経閣文庫蔵『太梁公日記』第五

十一月二日

穎姫（前田重教の娘。治脩の養女）、金沢城二ノ丸広式へ移徙する。

263 「太梁公日記」安永二年十一月二日条

前田育徳会尊経閣文庫蔵『太梁公日記』第五

一二月二三日

前田治脩、金沢城二ノ丸「用之間」縁頬にでき  
た爐につき、「ヒツ石」の上を塗るよう検討させる。

264 「太梁公日記」安永二年一二月二三日条 前田育徳会尊経  
閣文庫蔵『太梁  
公日記』第五

一二月二四日

前田治脩、穎姫（前田重教の娘。治脩の養女）の金  
沢城二ノ丸広式移徙後の金谷につき、今後の呼  
称を「御殿」・「広式」・「部屋」いずれにす  
るか、年寄役に検討を指示する。

265 「太梁公日記」安永二年一二月二四日条 前田育徳会尊経  
閣文庫蔵『太梁  
公日記』第五

都合之申分、前後之分別茂なく筆ニまかせて調タル者也、

### 安永三年（一七七四）

二月一六日

前田治脩、蓮池の「弓の寄せ」完成との報告を  
うける。

267 「太梁公日記」安永三年二月一六日条

前田育徳会尊経閣文庫  
蔵『太梁公日記』第五

この年

加賀藩、河北郡中山村から戸室山までの石引道の修繕を、町方に請け負わせたという。

266 「戸室山初年号等留帳」

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵  
『戸室石切丁場確認調査報告書』I

安永二年御達之趣ハ、道幅三間計ニシテ、間数式千六百四十間余為作、町在之者入札ニ而出来之儀、御達有之候、且土中より堀出候石、其俣積立ニハ和ニ御座候、年月風雨ニあい置候得者、石堅ク相成候与調有之候、夫者甚<sup>正木</sup>左衛門等甚心得違、左様なれハ新石ハ御用ニ不立と云ものニ候、初心之内ハ必つ用仕候得共、是ニ茂不限文面能心ヲ付味へき事候、右ハ不

二月一七日

前田治脩、舞台・物置・寝間の方の雪垣を取り  
払わせる。また、京都から届いた金沢城二ノ丸  
玄関の若松下絵の描き直しを命じる。

268 「太梁公日記」安永三年二月一七日条

前田育徳会尊経閣文庫  
蔵『太梁公日記』第五

五月一六日

金沢城二ノ丸表式台等が竣工する。

269 「毎日帳書抜」三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

安永三年五月十六日

一、表御式台等出来ニ付、一統布上下着用、(嶺山隆達)河内守初恐

悦申上、御吸物・御酒頂戴被仰付、

270 「諸事被仰出日記」安永三年五月一九日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日、諸頭御用番、或ハ筆頭一役(長連起)ハ老人宛、御城江

御呼出、左之通御用番九郎左衛門殿被仰述、

御城御造営ニ付、御家中之面々ハ指出候人足を以、

今度表御式台等出来、御喜悦被思召候旨、拙者共

迄被 仰出候、此段申達候事、

安永二年～安永三年

右之趣、被得其意、同役中伝達、組支配之面々江可被申聞候、組等之内才許有之人々ハ、其支配江も不相洩様ニ可被申談事、

五月

271 「諸事被仰出日記」安永三年五月一九日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今般御表式台等御出来ニ付、左之通拝領物被仰付、

晒布三疋・白銀五枚 御作事主付(桑也)

御内々ニ而白銀五枚・御紋付御上下二具 湯原典膳(信道)

晒布三疋 御作事奉行

御内々ニ而白銀三枚・御紋付御上下二具 土方勘左衛門(明氏)

272 「御触并御返書留」一六 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

写

御城御造営ニ付、御家中之面々ハ指出候人足を以、今度

表御式台等出来、御喜悦ニ被思召候旨、拙者共迄被

仰出候、此段申達候事、

右之趣、被得其意、同役中伝達、組支配之面々江可被申

聞候、且又組等之内、才許有之人々者其支配江茂不相洩

申聞候様、可被申談事、

五月

九五

右、本紙御相組へ御廻シ、五月十九日也、

273 「御触并御返書留」一六 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏

御城御造営ニ付、指出候人足を以、今度表御式台等就

御出来、御喜悦ニ被 思召候旨、御覚書を以被 仰渡、

奉得其意難有仕合奉存候、相組中へ相達候処、難有仕合

ニ奉存候段申越候、依之私シ一紙を以御請申上候、以上、

甲午 五月廿二日

御名御判

長九郎連起左衛門殿

豎物奉書也、

274 「御触并御返書留」一六 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏

表御式台等御普請、当十六日出来ニ付、出仕之面々前々

之通、表御式台シ罷出、虎之御間ニ溜申筈ニ候間、此段

御組等へ御申談被成候事、

五月廿一日

五月廿八日 右御書立、御相組へ御廻シ之事、

附り、文言前之通り、

着する。次いで同月二八日、江戸城に登り、参勤の挨拶をする。

275 「諸事被仰出日記」安永三年七月一日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏

一、今日五時過之御供揃ニ而、五半過、御機嫌克御発

駕被遊候事、

276 富田貞直「覚書」 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏

十一月十七日

一、今日、御機嫌能 御発駕被為遊候、御式台階上迄

御見送り罷出申候、

277 「江戸幕府日記」安永三年七月二八日条 国立公文書館内閣文庫藏

一、辰下刻、御黒書院江

出御、

参勤

銀五十枚 卷物二十 (前田治脩) 松平加賀守

一、御白書院江 渡御、月次之御札四品以上、早而、

(中略)

松平加賀守家来

手綱廿筋 銀馬代

玉井主税 (貞通)

同 西尾隼人 (明教)

七月一日

前田治脩、金沢を發し、同月二三日、江戸に到

278 「御触并御返書留」一六 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

前月廿三日、御機嫌能御著府、廿七日ニ 上使松平右近将監(武元)

殿を以、被為蒙 上意、廿八日、御登城、於御黒書院御札

被 仰上、殊御懇之上意、玉井主税(貞通)・西尾隼人御目見被 仰

付、重畳難有御仕合被思召候段、御書を以被 仰下候事、

別紙之通、可被得其意候、以上、

八月廿七日

長九郎左衛門(連起)

横山多宮殿(政礼)

青山将監殿(勇次)

寺西彈正殿(秀烈)

前田数馬殿(孝徳)

三田村内匠殿(定昌) 留主居 迄

279 「三守御譜」三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

七月十一日、金沢(安永三年) 御発駕、同廿三日、江戸 御着、廿七日、

上使松平右近将監(武元)ヲ以テ被為蒙 上意、廿八日、御登城、

於御黒書院御札被 仰上、御懇之 上意、玉井主税(貞通)・西尾

隼人(明教) 御目見被 仰付、此時御供、西尾隼人、

一一月一日

安永三年

加賀藩、金谷屋敷の普請を開始する。そのため

金沢城内の諸役所を一時、長連起（九郎左衛門）

宅に移す。

280 「諸事被仰出日記」安永三年一月朔日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日今金谷御家舗御普請ニ付、年寄中初諸役所、長

九郎左衛門宅御用屋敷ニ相成候、

281 「諸事被仰出日記」安永三年一月条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

今般金谷御屋敷御殿向御普請有之候ニ付、御留主中当分、

於九郎左衛門宅年寄中初御用取捌候筈ニ付、来月二日(長連起)ノ

御用番致出席候条、御用之人々彼宅江罷出可申候、且又

諸役人九郎左衛門宅大門内横二枚開レ往來之筈ニ候、右

二枚開レ内万端最前越後屋敷之振ニ候、

御城方

御勝手方

御家老中等席

御用所

御儉約所

宗門所

御横目所

九七

御祐筆所

右之諸席等間囲も致出来候、諸役所留帳等、明廿八

日〆勝手次第指遣可申候、

右之趣、夫々可被申談候事、

十月廿七日

一、右之趣ニ候処、御様子有之由ニ而、十二月四日〆二

之御丸ニ相成、九郎左衛門宅止メニ相成候事、

282 「政隣記」 一一

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記 録拾巻』 (奥村尚寛)

十月廿七日、左之通、御用番助右衛門殿被仰聞候旨等、

御横目廻状有之、

今般金谷御屋敷 御殿向御普請有之候ニ付、御留守中当

分於九郎左衛門宅、年寄中初御用取捌候筈ニ付、来月二

日〆御用番致出席候条、御用之人々ハ彼宅江罷出可申候、

且又諸役人中、九郎左衛門宅大門之内横ニ枚開〆往来

之筈ニ候、右ニ枚開〆内万端最前越後屋敷之振合ニ候、

御城方御勝手方席 御家老中等席 御用所

御儉約所 宗門所 御横目所 御祐筆溜

右之諸席等間囲も致出来候、諸役所留帳等明廿八日

〆勝手次第指遣可申候、

右之趣、夫々可被申談候事、

十月廿七日

一二月一八日

幕府、前田治脩の家臣一人に叙爵を認め、次い

で長連起(九郎左衛門)、従五位下大隅守に叙任

される。

283 「諸事被仰出日記」安永四年正月六日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、旧臘十八日、諸大夫御願之通被仰出候ニ付、御使不

破和平(後明)御使番、廿一日江戸発足、今日參着、明七日、

御使相勤候事、長九郎左衛門 大隅守ニ改、

284 「諸事被仰出日記」安永四年正月一一日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、右御弘、今日物頭並以上登 城之事、

但、宝曆七年河内守殿諸大夫之節、御弘も出仕以

上、寛延二年安房守殿・丹後守殿之節ハ、頭分以

上御弘有之事、

旧臘十七日、御老中方依御奉書、翌十八日、御登 城

被遊候所、於御白書院御老中御列座、御願之通御家来

諸大夫被仰付候旨、御用番松平右近将監殿被仰述、誠

以難有御仕合被 思召候、依之長九郎<sup>(連起)</sup>左衛門儀、大隅守与御改被成候、此段何茂江可申聞旨、御意ニ候事、

285 「御触并御返書留」一七 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

旧臘十七日、御老中方依御奉書、翌十八日、御登城被遊候処、於御白書院御老中御列座、御願之通御家来諸大夫被 仰付旨、御用番松平右近将監殿被 仰述、誠に難有御仕合被 思召候、依之長九郎<sup>(連起)</sup>左衛門儀、大隅守与御改被成候、此段何茂江可申聞旨御意候事、別紙西尾隼人等之紙面之写、指進候条、可有御承知候、以上、

正月十三日

長大隅守

御相組中殿 承知仕候、

286 「御年表」七 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、十二月十八日、御登城、諸大夫御願之通被仰出、長九郎<sup>(連起)</sup>左衛門叙爵被仰付、大隅守起連ト改ラル、

この年

加賀藩、金沢城鼠多門続櫓台の石垣の積み直しを命じる。

安永三年～安永四年

287 「御城高石垣之事等」

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵 『金沢城郭史料』

安永三年、鼠多御門続御櫓台積直し被仰付候処、出来無間茂孕、地震ニ大孕、文化年中崩申候、右積直様甚不宜、角石ハ石垣之柱ニ候、然所角石之外面ニて石口持せ、内ノ方ハかき取或ハ栗石ヲ指置候故、丈夫ニ持申所なく故、右のことクニ候、ケ様ニ弱キヲ好候事根元不知故ニ候、木ニ而致候ても堪申程も有之候、御上ハ難有ものニて御せんさくもなき物也、

安永四年（一七七五）

二月二二日（ないし二四日）

加賀藩、金沢城内の石垣普請を当年から二～三年停止し、戸室山の石材切出のみの実施を決定する。

288 「文禄年中以来等之旧記」(横山本)

横山隆昭氏蔵 『金沢城石垣構築技術史料』<sup>1</sup>

付札御普請奉行江

御城中御石垣方御普請、今年々二三年御猶予被成、戸室山ノ石切出候義迄可被 仰付候、依而定銀式拾貫目之半減を以右御用相弁、相残候拾貫目与除銀式拾貫目、

九九

都合三十貫目外入用候条、村井(長寛)又兵衛可被任指図候、

且又穴生御扶持人石切等之内、別御用申渡候義茂可有

之候条、是亦又兵衛指図次第可被相心得候事、

(安永四年)  
未二月廿二日

但、安永四年被仰渡也、

【解説】「河北郡戸室山開之事等留帳」にも本史料が採録されるが、

同文のため割愛した（未二月廿二日付）。なお、金沢市立玉

川図書館後藤文庫蔵「文禄年中以来等之旧記」の該当箇所には

日付が「未二月廿四日」とある。

四月一三日

前田治脩、帰国を許可される。同月一五日、江

戸城に登る。次いで同月二二日、江戸を発ち、五

月四日、金沢城に到着する。

289 「江戸幕府日記」安永四年四月一三日条

国立公文書館内閣文庫蔵

上使松平周防守(康福)

銀百枚  
巻物三十

松平加賀守(前田治脩)

右、御暇就被 仰出候被遣之、

290 「江戸幕府日記」安永四年四月一五日程

国立公文書館内閣文庫蔵

一、巳后刻、御黒書院江 出御、

御暇

御馬被下

(中略)

松平加賀守家来

巻物五

同

西尾隼人(明教)

篠原縫殿(織部保之)

291 「諸事被仰出日記」安永四年五月朔日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日出仕之面々江左之通御用番演述、

加賀守様前月十三日、御国許江之御暇上使松平周防(康福)

守殿、西ノ御丸上使阿部豊後守殿を以、御例之通御

拝領物、十五日、為御礼御登城、御目見被 仰上、

御手自御熨斗鮑御頂戴、且西尾隼人・篠原織部御目

見も被仰付、恐悦御事二候、

292 「諸事被仰出日記」安永四年五月四日程

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、加賀守様、前月廿一日、江戸御発駕、夜前(越中)今石動御

泊三而、今日八時、御機嫌克御着城被遊、為御礼江

戸表江之御使人持前田主計(家持)、七時過発足、

293 「御触并御返書留」一七

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

当四日、(越中国)今石動ふ 御着城之筈候之条、御着之御様子被承合被登城、可被相伺御機嫌候、病気等之面々ハ、御用番宅迄使者を以可申越候、以上、

五月三日

奥村主水(隆振)

御相組中殿 奉得其意候

294 「政隣記」 一一

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』 記録拾巻(康福)

十三日、(四月)上使御老中松平周防守殿を以、御国許江之

御暇被 仰出、御例之通白銀等御拝領、從

大納言様も 上使御老中阿部豊後守殿を以蒙 上意、(徳川家基)  
(正九)

御例之通御拝領物有之、

五月四日、前月廿一日、江戸 御発駕、昨夜今石動 御泊、今四日八時、御帰城、御作法前々之通、且江戸表江之御礼使人持組前田主計、御目見・拝領物御例之通三而、七時前発足、

五月二七日

前田重教、湯治のための帰国を許可される。六月一日、江戸城に登る。次いで八月二三日、江戸を発ち、九月五日、金沢に到着、金谷御殿へ入る。

295 「江戸幕府日記」安永四年五月二七日条

国立公文書館内閣文庫蔵

上使井伊兵部少輔(重朗)

松平肥前守(前田重教)

右、病気ニ付、国許加州温泉江入湯養生仕度段、願之通御暇被下之旨、被 仰遣之、

296 「江戸幕府日記」安永四年六月朔日条

国立公文書館内閣文庫蔵

一、巳后刻、御黒書院江

公方様・大納言様 出御、(徳川家基)

国許江湯治御暇

御馬被下

隠居

松平肥前守(前田重教)

297 「諸事被仰出日記」安永四年六月一日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日、頭分以上登 城、左之通御弘有之、

中将様御痛所為御保養、御国許温泉江 御入湯之儀、(前田重教)

御願被成候処、前月廿七日、上使御奏者番井伊兵部少輔殿を以、御願之通被 仰出、且又同晦日、依御奉書(重朗)

当朔日、押而御登城被成候処、於御黒書院御湯治御暇之御札被 仰上、御懇之被為蒙 上意、其上御馬御拝領被成、重畳難有御仕合 思召候、此段可申聞旨、

御両殿様被 仰出候、

御両殿様被 仰出候、

六月十一日

298 「諸事被仰出日記」安永四年八月二日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、中將様御帰国ニ付、御泊付、

十四日振御泊付

江戸

〔武藏國〕三ツリ十丁

御中休

〔武藏國〕二ツリ廿八丁

御小休

上尾

〔宋書〕二ツリ

御泊

〔中略〕

〔宋書〕一七日

〔宋書〕一七日

〔宋書〕一七日

〔宋書〕一七日

299 「御触并御返書留」一七

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

猶以、難罷出人々ハ者、其段名之下ニ可被書記候、以上、

中將様今四日、御着之段、昨日相触候处、相延、明五

日夕、御着之旨重而申来候条、明後六日四時過、被致

登城、御祝詞等可被申上候、以上、

九月四日

村井又兵衛

御相組中殿 奉得其意候

300 「諸事被仰出日記」安永四年九月五日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、夜前津幡御泊ニ而、中將様益御機嫌克御着城、金谷

御殿江御着被遊候、加賀守様御玄関迄御出迎、年寄

中等七拾間御門之内、御奏者番・組頭・新番頭・御

歩頭・御小將番頭御使番罷出、八時過、御着城、

301 「政隣記」一一

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記』録拾巻

〔六日〕左之通、

中將様御国許温泉江御湯治、御願 組外御番頭

之通前月廿七日被 仰出候ニ付、從 岩田勘右衛門

加賀守様御礼使今日被 仰付、同八日癸、御例之通

五日之内癸ニ付、白銀五枚・御羽織一拝領、

〔中略〕

十一日、御用番前田駿河守殿〆一昨日之依御廻文、今朝五

時過、頭分以上布上下着用登城、御帳ニ付、柳之御間

列居之处、御年寄衆御列座、左之通御用番御演述、依

之御用番宅江為御祝詞相勤候様、例之通被仰談有之、

中將様御国許温泉江 御痛所為御保養御入湯之義、

御願之通前月廿七日、上使御奏者番井伊兵部少輔

殿を以被 仰出、且又同晦日依 御奉書、当月朔日、

押而御登 城被成候処、於御黒書院御湯治御暇之御

札被 仰上、御懇之被為蒙 上意、其上御馬御拝領、

重畳難有御仕合 思召候、此段可申聞旨、從

御兩殿様被 仰出候、

(中略)

五日、八時過、

中將様 御着、依之二之御丸も終日布上下着用、且

江戸江之御礼使人持組三田村内匠、於金谷 御殿

御目見被 仰付、二之御丸年寄衆於席紗綾二卷拝領、

追付発足、從 加賀守様も右御札御使寄合神谷

紋左衛門、今日発足、

302 「御年表」七 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、八月廿三日、湯治御願ニ而、中將様江戸御発駕、九

月五日、金沢江御帰着、金谷御殿ニ被為入、

八月一九日

加賀藩、金谷御殿の前田重教御座所への変更にと

もない、金谷御殿七十間門内を二ノ丸格に改める。

303 「諸事被仰出日記」安永四年九月二五日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

付札御横目江

金谷七間間両御門之内、三ノ御丸格合ニ順候得共、

今般

中將様御座所ニ相成、御門ノ内手狭ニ而、供之人数

込合可申候間、二ノ御丸格合ニ召連可申候、且又御

近習之外、右両御門続 玉泉院様丸等ニ役所有之

人々ハ、格別二ノ御丸江相詰候、役人押有之候共、

急御用之外、右両御門往来指扣、石川・河北両御門

等往来候様、一統可被申談候事、

八月十九日

304 「御触并御返書留」一七 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

金谷七拾間両御門之内、三之御丸格合ニ准シ候得共、今般

中將様御座所ニ相成、御門内手狭ニ而供之人数込合可申

候間、二之 御丸格合ニ召連可申候、且又御近習之外、右

両御門続玉泉院様丸等ニ役所有之人々者、格別二之 御

丸江相詰候、役人押有之候共、急御用之外右両御門往来指

扣、河北・石川両御門等致往来候様、一統可申談候事、

八月十九日

九月一三日

前田重教・治脩、新たに造営した金沢城二ノ丸

虎の間・実検の間・表式台を見分する。

305 「政隣記」 一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記 録拾巻』

(九月一三日)  
同日、七時過、

(前田重教・治脩)  
御両殿様御同道、虎之御間・実検之御間・表御式台

江 御出、

(前田重教)  
中将様ハ始而 御覽、

但、御式台御番頭等不及列居、唐紙建切之事、

この年

加賀藩、金谷御殿の修復を行う。

306 富田貞直「覚書」 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

(前田重教)  
△中将様御国許江被為入候に付、金谷御修覆方等御用戸

(守勝)  
田与一郎申談相勤候様被仰渡、折々金谷御殿江も罷出

取捌之御用有之由、

【解説】右は富田貞直「覚書」安永四年正月四日条の付記。

安永五年（一七七六）

三月一〇日

河北郡田島村の戸室山石切丁場での石切が開始

される。

307 「河北郡戸室山開之事等留帳」 金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵 『戸室山石切丁場確認調査報告書』

一

河北郡田島村領戸室山於御丁場ニ御用石切立、当日夕

為取掛候ニ付、御丁場之内、柴・杪為苜取候条、去年之

通不指支様夫々御申渡可有之候、以上、

三月六日

御普請会所

御算用場

(朱書)  
一今年御算用場へ申遣候儀、一昨御用へ相聞江候、去年

之紙面ニ当年夕と調遣置候へハ、御用相済候迄、御算

用場不及懸合候、且又最早石割御用、如先規御丁場一

山、田しま村へ指預、番人申付候節ハ、尤此段御城代

ニ御達、御算用場へも申談候事也、山役銀上納之義者、

右山荒山と申ものニ候得者、御算用場ニ而二年山役銀

に致上納与か、御格有之義、其時之詮義之事、」

【解説】年代比定は、普請奉行金森成章による「安永五年の戸室山於御丁場 御本丸シノキ角高御石垣御用之大角石等段々切立候」との言及（「河北郡戸室山開之事等留帳」）や、木越隆三「戸室石切丁場の歴史と石引道の管理」（「戸室石切丁場確認調査報告書」Ⅱ、石川県金沢城調査研究所、二〇一三年）二五二頁の記述に拠る。

四月二〇日

加賀藩、越中国での前田重教の鷹狩にともない、戸室山での石切を中断し、金沢城への石引のみを命じる。

308 「河北郡戸室山開之事等留帳」

告書<sup>1</sup>

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵「戸室石切丁場確認調査報告書」

今般戸室山石引出之儀被仰渡、其用意方夫々申渡候、然

処

（前田重教）

中将様越中筋へ御鷹野被為入候ニ付、御人指支候ニ付、

山之手石切出之義、暫相見合候様重而被仰渡受取置候、

役小者五拾六人之内、三十人割場江相通シ、残二十六人

之高を以、先中山筋道繕り、少充ニ而茂申付、追而役小

安永四年～安永五年

者相渡次第御石引出、蓮池車橋下水留土居御石垣、去年積残不足石、為引出積立申渡度奉存候、右御普請所難積置所々御座候間、御達申上候、以上、

申四月廿日

岡田八兵衛<sup>（成章）</sup>

金森猪之助<sup>（成章）</sup>

浅加隼人<sup>（居郷）</sup>

本多安房守様<sup>（政行）</sup>

前田駿河守様<sup>（孝昌）</sup>

五月一日

前田治脩、金沢を発し、同月二四日、江戸に到着する。同月二八日、江戸城に登り、参勤の挨拶をする。

309 「御触并御返書留」一八

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

猶以、難被罷出人々ハ、其段名之下ニ可被書記候、以上、

当十一日、御発駕之筈候条、十日九時八時迄之内被

登城、可被相伺御機嫌候、病気等之面々者、御用番宅

迄以使者可被申越候、以上、

五月六日

長大隅守<sup>（連起）</sup>

一〇五

(半切奉書包  
先之内也)

横山多宮殿(政札) 奉得其意候

寺西様・前田様御名無之事、

金沢参勤之御留守也、

右、御添紙面ニ而青山様へ為持被遣ル、

310 富田貞直「覚書」 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

五月十一日

一、御機嫌能 御発駕、御供  
御供揃朝五時

311 「江戸幕府日記」安永五年五月二八日条 国立公文書館内閣文庫蔵

一、巳后刻、御黒書院江 出御、

参勤

(前田治脩)  
松平加賀守

(中略)

銀五十枚  
卷物廿

松平加賀守家来

纏二十筋  
銀馬代

(原曹)  
大音帯刀

同

(康透)  
松平大式

312 「御触并御返書留」一八 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

(五月) 前月廿四日、御機嫌能御着府、廿七日、上使板倉佐渡守殿を

以、被為蒙上意、廿八日、御登 城、於御黒書院御礼被 仰上、

殊ニ御懇之上意、大音帯刀・松平大式 御目見被 仰付、

重畳難有御仕合ニ被 思召候段、御書を以被 仰下候事、

313 「政隣記」一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記  
録拾遺』

(五月) 十一日、九時前 御発駕、廿四日 御着府、

314 「三守御譜」三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

(安永五年) 五月十一日、金沢 御立、同廿四日、江戸 御着、同廿

七日、上使板倉佐渡守、廿八日、御登城、御目見被

仰上、大音帯刀・松平大式 御目見、此時西丸(以下欠)

### 安永六年(一七七七)

三月二五日

前田治脩、帰国を許可される。四月一日、江戸

城に登る。次いで同月一日、江戸を発ち、同

月二三日、金沢城に到着する。

315 「廻状留」安永六年三月二五日条 国立公文書館内閣文庫蔵

(康福)  
上使松平周防守

縮纏三十卷  
銀百枚

(前田治脩)  
松平加賀守

右、就御暇被遣之、

316 「廻状留」安永六年四月朔日条 国立公文書館内閣文庫蔵

一、公方様(德川家基)・大納言様御一同

出御、月次之御礼相濟、

御黒書院

御暇

御鷹二居  
御馬二疋

松平加賀守(前田治脩) 丹後

御白書院

(中略)

松平加賀守家来

縮緬五卷

二人(厚曹) 大音帯刀 玄蕃

同断

松平大弐(康濟)

317 「御触并御返書留」一九 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

去月廿五日、上使松平周防守殿を以、御国許江之御暇

被 仰出、白銀・御卷物御拝領、従

大納言様茂 上使阿部豊後守殿を以、御拝領物被成候、

右為御礼当朔日、御登 城被成候処、於 御黒書院

御目見、御懇之上意、殊御鷹・御馬御拝領、大音帯刀・

松平大弐(康濟) 御前江被 召出、其上御卷物頂戴之、重畳難

安永五年〜安永六年

有御仕合候旨、拙者とも迄以御書被 仰下候事、

今日於 御城御用番御渡之別紙、相廻し申候、以上、

四月十五日

今枝刑部(易世)

本多安房様(政行)

御名

御廻状并別紙之趣  
致承知候

成瀬主計様(当尾)

前田主計様(孝博)

横山又五様(政賢)

竹田五郎左衛門様也、

六人

318 「御触并御返書留」一九 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

当廿三日、今石動合(越中国)

御着城之筈二候条、御着之御様子被承合登 城、可被

相伺御機嫌候、若御着七時以後二候者、翌日四時頃合九

時頃迄之内、可被罷出候、病氣等之面々者、御用番宅迄

以使者可被申越候、以上、

四月廿日

本多安房守(政行)

御名 奉得其意候

青山殿

三田村殿

篠原殿

青木殿

津田殿

池田殿

松崎殿

別紙之通、可被得其意候、以上、

四月廿一日

長大隅守(連起)

御名 奉得其意候

御別 横山多宮殿(政礼)

寺西彈正殿(秀親) 奉得其意候

319 富田貞直「覚書」 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

廿三日(四月)

一、御機嫌能 御帰国、無異に而 御供相勤罷帰事、

320 「政隣記」 一 一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記 録拾巻』

同日、於江戸 上使御老中松平周防守殿を以、御国許江

之御暇被蒙 仰、御例之通御拝領、從西御丸も 上

使御老中阿部豊後守殿を以御拝領有之、但、三月中

御暇被 仰出候様依而被 仰込、本文之通、

(中略)

廿三日、江戸御発駕、今廿三日朝五半時、御帰城、且

昨夜今石動 御泊、同夜四時過 御発駕也、御作法都

而前々之通り、江戸表江御札之御使人多賀逸角御目

見、於御年寄席御羽織・御巻物拝領、披露御大小将、

321 「三守御譜」 三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

同六丁酉年三月十六日、暑氣御痛、四月中旬ニモ御暇被

仰出候而ハ、御旅中ニテ暑氣催時分ニモ相成候間、四月

へ入、御暇被下置候様ニト御願書付、松平右京大夫へ

御指出被成候処、同廿二日、聞番被召呼、岡田太郎右衛門

罷越候処、先達テ御願書御指出候ニ付テ、近々上使被成

下、来月朔日、御暇之御札被 仰上候御沙汰之旨、内

意被仰聞、同廿五日、上使松平周防守ヲ以テ、御暇被

仰出、西丸ヨリ阿部豊後守ヲ以テ、御拝領物等如 御

例、四月朔日、御暇之御札被 仰上大音帯刀・松平大式

拝謁、同十一日、江戸 御発駕、同廿三日、金沢 御帰城、

三月二七日

加賀藩、金沢城本丸高石垣の孕所につき、石取除の普請等を指示する。

322 「河北郡戸室山開之事等留帳」

告書<sup>Ⅰ</sup>

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵  
戸室石切丁場確認調査報告書

一、高石垣しのみき角孕所等御普請之儀、江戸表江 御調

之上、帳面之通被仰出候段、御用番 八兵衛殿被仰

(村井又兵衛長惣)

渡候ニ付、此段御扶持人石切等へ申渡候事、

付札 御普請奉行へ

高御石垣孕所之儀、且役小者増三拾人之内、式拾人

役小者拾人者日用被相雇、定銀外を以賃金相渡義等、

先達而被申聞候趣承届候条、石取除御普請等并日用

之儀、各紙面之通可被相心得事、

(安永六年)

西三月廿七日

【解説】「河北郡戸室山開之事等留帳」の後段に、編者後藤彦三郎

による「シノキ角御石垣、安永六年より取除置」との付記あり。

一二月一七日

幕府、前田治脩の家臣二人に叙爵を認め、次いで前田直方(三左衛門)が従五位下土佐守、奥村

安永六年

尚寛(助右衛門)が従五位下河内守に叙任される。

323 「三守御譜」三

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

(安永六年)

十二月十七日、前田三左衛門直方・奥村助右衛門尚寛叙

爵、三左衛門ハ土佐守、助右衛門ハ河内守ト改メサセラ

ル、横山河内守・前田駿河守卒スル故也、○此時、御在

(隆達)

(孝昌)

国ニ付、御名代前田大和守殿、○湯廿六日トス、十二月

(利尚)

廿八日、御弘、触留ニアリ、十七日トス、

324 「御年表」七

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、十二月廿六日、前田三左衛門叙爵、土佐守直方、奥

村助右衛門叙爵、河内守尚寛、

この年

加賀藩、金沢城東ノ丸中櫓下シノキ角の高石垣

普請のため、角石を戸室山から地車をもつて引

き出すよう通達する。

325 「戸室山初年号等留帳」

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵  
戸室石切丁場確認調査報告書<sup>Ⅰ</sup>

戸

一、安永六年、東之 御丸中御櫓下シノキ角高御石垣御

普請之儀御達、則同年被仰出候、就夫右御手当テ之

角石無御座に付、戸室山々地車ヲ以引出申候儀御達、

一〇九

新道之儀茂夫々御聞届、道幅之儀等之儀、御算用場掛合有之、相極候事、

### 安永七年（一七七八）

正月

普請奉行金森成章・岡田章直、金沢城東ノ丸中櫓下シノキ角の高石垣普請のため、消雪次第、戸室山から石材を搬送して石垣修復を行うことを上申する。

326 「河北郡戸室山開之事等留帳」

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵 戸室石切丁場確認調査報告書 1

高御石垣統中櫓下しのき角脇第一之孕所、坪高八拾壹坪計之所石取除之儀、先達而略絵図紙面を以、御届申上置候通被仰渡夫々申渡、裏詰栗石等、旧臘十月廿七日切石ケ所八十八坪計為取除、一先為相仕廻申候、依而当春雪消次第せり込候而、今年中ニも積立取懸候様及詮義候所、去年取除候八十八坪計之所ハ、天平均上ハ石故、人足茂人少ニ而事済候

得共、角之方ハ平積石与ハ格別大石、其上次第取下り候ニ付迄ハ、石与違引上石等手遠ニ相成候故、今七十人相増、此丁場ニ而以上百人計請取不申而者御不益之筋御座候、尤人少ニ而年久相懸候得者、当時御人馬ニ而者御不益之様ニ相見へ申候得共、決算之上、万端御不手ニ相成申候、其上右丁場者御城中第一之高ニ而見込茂如何御座候故、可成程者指急申付度所ニ御座候、惣而近年諸品御道具并持籠亭綱等之類第一繰々古物ニ新物取交召仕候故、御不益無御座候、人足数少ク年久相懸候得者、前々之古物朽損候而、自ラ其年之新物多相成、御銀之方ニ而御不益至極相成申候、暨積立前棧橋足代仕懸、先年辰巳御櫓台御普請之節之仕懸とハからくも達達申候段、正木甚左衛門申聞候、右足代材木を以組立候故、手長ク掛置候得者、度々加修復等候故、弥御かね相増申候、私共於手合ハ、人銀共前後御不益無御座候様図方申渡候、去年者戸室山并中山ハ御石引出、暨御石垣堀立等為御用、都合百人充受取候得共、今年者前文之通御座候間、御石垣堀立之方増七十人、右旧冬被仰渡候百七十人充受取申度奉存候、乍併旧冬被仰渡候通、弥御人支ニ而右人高程難相渡御座候ハ、重而御詮義之上、増人相渡候様仕度奉存候、

一、去暮略絵図相記、懸御目ニ置候朱引之外、根石石式間

計上上へ之方、少々孕相見へ申候、右当時御普請ニ付、

二重塀引除上上見請申候所、右孕相見江積方之様ニ

も見請候間、先達而御届不申候、尤下下ハさのミ目立

不申候得共、此度取除候石見分仕候所、往古出来候節、

積立はか行第一ニ仕候哉、積石大方小石共打交居申

故、少々之孕所茂難捨置、依而此度席ニ右ケ所繰返シ

ニ積立申付度奉存候、左候てハ、弥御人高二相成候間、

こたへ候義も如何有之候哉与、重而詮義仕候所、大地

震等之不時成義無之候ハ、当分堪可申旨、穴生申聞候

間、先此度ハ其通ニ指置可申被奉存候、

一、しのき角御普請御用之石并平石、去々年以来、於戸室

山追々出来為仕候石出方、御家中役小者 御定夫付之

儀、人持組御馬廻組両下奉行へ申渡置候、右人足図り

出来之上、道作等夫々詮義之趣并御普請御用之諸品御

道具等、棧橋足代図り戸室山山石引出方御入用等惣図

り、追而帳面相調指出可申候、去年中山山九十八石新

石為引出置候間、堀立次第、此新石ニ古石宜分分為交合

根へり積立可申付与奉存候、勿論当時大御普請所之義、

安永六年〜安永七年

其上戸室山より角石等引出候ニ付、只今迄之定銀高二

而者、中々御図方行届不申候間、兼而是等之趣、御聞届

御座候様仕度奉存候、勿論雪消次第、戸室山石切出候

義者前々之通、可申付と奉存候、以上、

(安永七年)

戊正月

金森猪之助 (成章)

岡田八兵衛 (幸直)

浅加隼人 (居郷)

本多安房守様 (政行)

三月一九日

前田治脩、村井長穹(又兵衛)を金沢城代に任命

する。

377 「諸事被仰出日記」安永七年三月一九日条

金沢市立玉川図書 館加越能文庫蔵

一、御城代

村井又兵衛

328 「政隣記」一一

金沢市立玉川図書 館加越能文庫蔵 『政隣記』 録拾巻

(三月) 十九日、左之通被 仰付、

公義御用

長大隅守 (連起)

御城代

村井又兵衛 (長穹)

五月一日

前田治脩、金沢を発し、同月一四日、江戸に到着する。次いで六月一日、江戸城に登り、参勤の挨拶をする。

(中略)  
御白書院

329 「御触并御返書留」二〇 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

猶以、難罷出人々ハ、其段名之下ニ可被書記候、以上、

手綱二十筋  
銀馬代

松平加賀守家来

二人  
本多刑部 玄蕃

同断 西尾隼人

来月朔日、御発駕之筈ニ候条、当廿九日九時ハ八時迄之内被登 城、可被相伺御機嫌候、病氣等之面々ハ御用

333 「諸事被仰出日記」安永七年六月八日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

番宅迄以使者可被申越候事、

一、前月廿五日、上使板倉佐渡守殿御本丸、但、御参向之節ハ西ノ丸ハ此事、御出前々之通御作法相濟、朔

330 「諸事被仰出日記」安永七年五月朔日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日九半時前之御供揃ニ而、八半過、御機嫌克 御

日、御登城被成、御目見被 仰上候、御供御家老本多刑部・西尾隼人御目見被 仰付、

発駕被遊、津幡御泊、

334 「御触并御返書留」二〇 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

331 「諸事被仰出日記」安永七年五月二九日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、前月十四日、御機嫌能御着府、同廿五日、以上使板倉佐渡守殿被為蒙 上意、去朔日、御登 城、

一、当十三日、御着府之筈之処、一日御滞留ニ而、十四日昼過、御機嫌克御着府被遊候段申来、

於御黒書院御礼被 仰上、殊御懇之上意、本多刑部・西尾隼人 御目見被 仰付、重畳難有御仕合被思召

332 「廻状留」安永七年六月朔日条 国立公文書館内閣文庫蔵

御黒書院

候段、御書を以被 仰付候事、

参勤

今日、於 御城河内守殿御渡之別紙一通廻廻之申候、以上、

縹紗二十卷  
銀五拾枚

松平加賀守 对馬

六月十五日

御名

津田玄蕃様(政本)

成瀬主計様(首尾)

不破左京様(為替)

松平大弐様(康濟)

竹田五郎左衛門様(忠順)

335 「政隣記」 一一

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 記録拾遺』

五月朔日、夕八半時、御発駕、津幡(河北郡) 御泊、十四日江戸

御着、

九月四日

加賀藩、金沢城尾坂門の普請を開始し、この日以降、同所の往來を禁止する。次いで一〇月一日から同所の往來を許可する。

336 「御触并御返書留」二〇 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

付札  
御横目江

尾坂御門御普請就被 仰付候、来月四日迄往來指留候条、前々之通、夫々可申談候事、

八月廿九日

右、今枝様迄廻状ニ而、成瀬様迄就到来写、御相組相廻

安永七年

候、御筆頭方へも御添御紙面ニ而遣候事、

337 「御触并御返書留」二〇 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

付札御横目江

尾坂御門御普請中、往來指留置候得とも、来月朔日迄往來不差支候条、夫々可被申談候事、

九月廿四日

別紙御横目所迄就到来、相廻之申候、以上、

九月廿五日

御筆頭二  
御名様 御廻状并別紙之趣、致承知候、

今枝刑部(易直)

右写、御相組中へ相廻申候、

九月一三日

前田齊敬(教千代。重教の子)、金沢城二ノ丸にて生まれる。

338 「諸事被仰出日記」安永七年九月一三日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今夕六過、於二之御丸 若君様御誕生、御母マス 青山大膳亮家

来用人金井 与兵衛娘、十九日御七夜ニ付、於二ノ丸御能養老、吉野

靜・狸々、年寄中等江御吸物被下、御近習頭中同断、御名從（前田重悠）中將様教千代様与被進候、殿付ニ可唱旨被 仰出、

九月

加賀藩、戸室山（石切丁場）から河北郡中山村への石引道につき、「山手の方」への付け替へを許可する（翌年「新道」完成）。

339 「河北郡戸室山開之事等留帳」

金沢市立玉川図書館後藤文庫  
蔵「戸室石切丁場確認調査報告書」

告書 一

一、安永五年の戸室山於御丁場 御本丸シノキ角高御石垣御用之大角石等、段々切立候、右為御用山奉行多分式人充相詰、御扶持人石切茂式人充、二十人石切 御城中御用之様子にて七、八人、拾人にて相詰、五日目（河北郡）致交代候、役小者為手伝受取、田島村百姓相雇召仕、此節之御丁場者、御門内山ノ手中壇ニ大石有之、此度割立角石等ニ仕、又水丁場烏帽子石下壇ニ大石有之、是等割夫々角石等ニ切立申候、往古烏帽子石辺山高キ所迄堀立等致候程ニ候所、如何詮義にて、右大石殊ニ手寄も甚宜所取残置候哉、不審ニ候、扱大角石

等出来ニ付、地車を以引出候図ニ候所、御石釣道之義者、御定茂有之候所、百ヶ年余御石出方致中絶候故、道は、所ニ寄段々せはり指支候ニ付、御算用場懸置合之上、弥五間幅相極候趣左ニ調置、

一、戸室山道之内（河北郡）新保村領等之内、道附替之儀御達申上、往古之道難所ニ而、中々地車難運道ニ而候、深キ谷ニ而、金沢の方よりハ中程迄一文字ニ下り、夫ハ南原宮横迄上り坂ニ而、引石ニ者甚六ヶ敷道にて、此所ハ地車引申時ハ、道幅尤広ケ候得者、御入用多相懸、非其耳引方ニ甚除取、旁以山手の方ニ新道付候義御達也、昔ハケ様難所ハ大石等釣出候事、戦国之者故、能ク弁シ候哉、其所各難知候、山奉行大キニ骨折候与相見へ、甚証扱ハ御座山迄度々利長公  
利常公被為入候所ヲ考候得者、大勢之儀不一通様ニ被存候、弱キ者ハ多ク死候由及承候、然者六ヶ敷義者相知レ申候、釣石者大真棒ニ横指之棒指候得者、大鉢石之高サ極り茂有之、右者卷持と申者ニ候、地ヲはキ難釣大石ハ、修羅ニ而理不尽ニ大勢ニ而引タルと見へたり、重キもの故大ニ六ヶ敷候、戦国之人ハ上合下之根氣強キ筈也、人氣ハ次第ニ衰候与相見江候、

一、清水村上ミ之方、古道江入口右之方北松高迄、是

又右同様ニ新道也、此新道下古道也、右古道茂坂勝

二而、車はこひ不弁利ニ付、一集ニ新道之此達也、

〔〇〕

御本丸高御石垣しのき角積方之儀、最早角石無御座

候ニ付、積方当廿日切為相止メ、跡御縮方之義、竹

垣申付置候、且又 御本丸御番所へ御普請相止メ候

段、被仰渡可被下候、右之趣、御届申上置候、将又

九拾間土居崩所御用石等为持申候、

右等之趣、御届申上候、以上、

九月

金森猪之助

本多安房守様

村井又兵衛様

戸室山御石丁場中山迄之間、只今迄之道難所ニ而御石

難引出候ニ付、南原村・新保村領等、山之手方江道付替

度旨、各紙面を以被申聞候趣、無抛儀ニ付承届候、乍然

田地等へ相障候間、右道下ニ相成候田地等、別紙之通、

御石引出御用中者役銀之内を以可被請高候、此段被得其

意、地子米銀高之儀者、御算用場可被承合候、以上、

安永七年 戌九月廿八日

本多安房守 印

村井又兵衛 印

御普請奉行中

今般戸室山御用石出候ニ付、道附替并右道之内修復之

義、入札ニ被申付候条、今明日之内、町中江相触り人有之

候者、来月四日切指出可申旨、御紙面之趣致承知候、以上、

九月晦日

町会所

御普請会所

戸室山石引道附替新道田嶋等、道境本杭為打候ニ付、明十

三日当場より役人指出可申旨致承知、夫々申渡置候、以上、

十月十二日

御算用場

御普請会所

右ニ付、十三日、穴生正木甚左衛門、且御扶持人石切等

罷出、南森下村金七、是八十村也、村々肝煎等罷出、人々

領境杭木打、田嶋山歩数等相極メ候事、

右、立会領境相極候ニ付、御算用場承合候所、左之通候事、

道下ニ相成候田地等御算用場書出候写

一、式百四拾歩

田地

新保村領

高二シテ壺石式斗

一、長百八拾九間 山 同村領

幅五間此山銀式拾目

一、貳百歩 田地 南原村領

高ニシテ壹石

一、長百九拾四間 山 同村領

幅五間

此山銀十五匁

一、千百六十歩 新開歩數 田島村・清水村領

高ニシテ五石八斗 南原村・若松村(河北郡)領

一、長四拾五間 山 田島村領

幅五間

此山役銀拾五匁

高ニシテ八石

山役銀ニシテ四拾五匁

右、御算用場書出之通、毎年十二月朔日迄五日迄之米平均直段を以、切手仕立、南森下村十村手代切手役所へ持參致候、毎年如此、

一、戸室山道大田切等新道附替等之儀、夫々入札ニ被仰付候所、大工金浦屋八兵衛与申者、下札ニ付、此者

へ被仰渡候、此者ハ辰巳御槽台棧橋茂仕、町会所ニ

て縮方茂相濟候者ニ候得共、正木甚左衛門与別懇ニ

而、風聞甚不宜候、日用頭之儀者御様子も有之者、

ケ様之御用ハ可申付事候、時節与ハ申なから取捌方

悪敷相見へ候、其道ヲ糺シ申付度事ニ候、

一、右新道御用等、正月廿日より取掛候事、御用中役人

見廻り之事、

(朱書)「但、右道附替之儀者、大キ成御用ニ候、然処、役人見廻

り申義者、余りゆるかせ成事候、毎日詰切致指図申義

ニ候所無其儀、八兵衛へまかせ候事、甚不審千万也、

第一御縮方立兼申義、如何之詮義ニ候哉、不審而已ニ

候、兎角穩成時節故、如此にて相濟候与相見江候、」

340 「文禄年中以来等之旧記」(横山本) 横山隆昭氏藏『金沢城石垣構築技術史料』I

戸室山御丁場中山迄之間、只今迄之道難所ニ而御石難

引出候ニ付、南原村・新保村等山手之方江道付替度旨、

各紙面を以被申聞候趣、無抛義ニ付承届候、乍然田地等

江相障候間、右道下ニ相成候田地等、別紙之通御石引出

候御用中者、役銀之内可被請高候、此段被得其意、地子

銀高之儀者御算用場可被承合候、以上、

(安永七年)

戊九月廿八日

本多安房守印  
(長寛)  
村井又兵衛印

御普請奉行中

但、安永七年被仰渡也、

道下ニ相成候田地等御算用場々書出候写

一、式百四拾歩

田地

新保村領

高ニシテ壺石式斗

一、長百八拾九間

山

同村領

此山銀式拾目

一、式百歩

田地

南原村領

高ニシテ壺石

一、長百九拾四間

山

同村領

幅五間

此山役銀拾五匁

一、千百六拾歩

新開歩数

(河北郡)田島村・(河北郡)清水村  
南原村・(河北郡)若松村

高ニシテ五石八斗

一、長四拾五間

山

田島村領

幅五間

此山役銀拾匁

高ニシテ八石

山役銀ノ四拾五匁

以上、但、每暮御渡シ之地子米代此分ニ御座候、

一、安永八年、穴生・山奉行・道奉行兼帯可相勤旨被仰渡、

一、同年右新道出来、戸室山今大角石等地車を以引出候事、

但、右ニ付御石道幅之義、且地車起本此次ニ相調申候、

一二月一八日

幕府、前田治脩が齊敬(教千代)を嫡子として迎

えることを許可する。

341 「諸事被仰出日記」安永七年一二月二六日条

金沢市立  
玉川図書

館加越能文庫蔵

一、今日早飛脚到来、左之通申来、

今十八日、御登城被成候様、昨日御老中方御連名之依

御奉書、今日、御登城被成候所、於御白書院御縁類 教

千代様御養子ニ被成、御嫡子御願之通被 仰出候段、

御老中方御列座、松平右京大夫殿御演述、難有被 思

召候、此段被仰聞候、松平之御称号、且是以後万端勝丸

様御振合御同様、相心得可申候、頭分以上何も江可申

安永七年

一一七

聞旨、拙者共 御前江被 召出候、御意御座候、先以目  
出度御儀、恐悦之至御同意奉〔存候方〕□□、恐惶謹言、

十二月十八日

西尾隼人〔明教〕

本多刑部〔政均〕

本多〔政行〕安房守様 長大隅守様〔連起〕

前田土佐守様〔直方〕 奥村河内守様〔尚寛〕

奥村主水様〔隆徳〕 村井又兵衛様〔長寄〕

前田図書様〔貞〕 伴八矢様〔方敷〕

大音帯刀様〔厚曹〕 篠原織部様〔保之〕

この年

加賀藩、金沢城高石垣普請の費用不足のため、定  
銀額の見直しを行う。

342 「文禄年中以来等之旧記」(横山本) 横山隆昭氏藏『金沢城  
石垣構築技術史料』I

御城中御石垣方御普請、定銀四拾貫目之内式拾貫目、右  
御用相弁、残る式拾貫目者除置候様申渡置候処、今年の  
高御石垣御普請御入用不足ニ付、除銀之内の相弁度趣、  
若除銀難相渡候者、役銀之内の拾六貫目増銀被致度之段、  
各紙面之趣承届候条、役銀之内の足銀可有之候、尤除銀

之分只今迄之通全可被除置候事、

〔安永七年〕  
戊三月十七日

但、安永七年被仰渡也、

安永八年 (一七七九)

二月一四日

普請奉行金森成章、戸室山からの石材の搬送に  
ともない、戸室山から小立野出町までの道筋整  
備を命じる。

343 「河北郡戸室山開之事等留帳」 金沢市立玉川図書館後藤文庫  
藏『戸室山石切丁場確認調査報  
告書』I

今般御用石、河北郡戸室山の引出候ニ付、同所の小立野出  
町迄道筋為作申候、右出来次第、大石等引出候間、山中下り  
坂ニ而ハ、地車難指留候間、右道筋往来之百姓共氣遣可仕、  
其上牛馬口牽不申躰、且所々於休場古沓道之内江捨置御石  
運指支候条、右等之趣無之様、早速夫々御申渡可被成候、  
一、御石出シ道者、往古の道幅五間ニ而、則山中等所々ニ其

道幅形合以有之候、就夫上田上村領等之内、両方分田  
地自ラ仕出候哉、悉ク道狭ク相成、其上道之内茂近年  
田ヲ仕出候所茂有之躰ニ而、所々有之候間、右辺才許之  
十村御指出シ、道幅見分仕候様致度、如此御座候、以上、  
二月十四日

金森猪之助<sup>(成章)</sup>

御算用場

御奉行中様

【解説】年代は当該通達に対応する十村の上申書（河北郡戸室山  
開之事等留帳）所収が「亥二月」付であること、金森成章（猪之  
助）の普請奉行在任年代の以上二点から、安永八年（一七七九）と  
推認できる。

三月一六日

加賀藩、金沢城橋爪門外橋・鼠多門外橋の懸直  
しを開始する。この日以降、橋爪門外橋は四月  
一日まで、鼠多門外橋は四月一日まで往來を  
禁止する。

344 「御触并御返書留」二二一

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

御横目江

安永七年～安永八年

橋爪御門外橋当十六日分掛直、来月朔日分往來之事  
一、玉泉院様丸鼠多門外橋、同日分掛直、来月十一日分  
往來之事、掛直候ニ付、御普請中往來指留候事、  
右両所橋御普請中、往來橋留候、鶴之丸より往來等之儀、  
先達而申渡候通、相心得候様夫々へ可被申談候之事、  
三月十一日

三月

普請奉行浅加居郷、河北郡上田上村領で狭くなつ  
た石引道について詮議し、村方と論争になる。

345 「河北郡戸室山開之事等留帳」

告書<sup>一</sup>

金沢市立玉川図書館後藤文庫  
蔵「戸室石切丁場確認調査報

今般戸室山分御用大石等為出候に付、先達而紙面を以申  
進候所、夫々御申渡之旨致承知候、且又上田上村領等之内、  
道せはく相成居申趣申進候所、改作奉行中之紙面并十村  
共分の小紙共御指越ニ候得共、戸室山分石釣道者、往古分  
五間幅、則山中等ニ其形今以有之候、安永新道具地車を以  
為引出候ニ付、道幅五間迄無之而茂御用相済候得共、右地  
車者新格之義、万端往古之御格ヲ本文ニ相立候ニ付、安永

二年御承知之通、道幅五間ニ相改、則戸室山（河北郡）分（中山迄者道）作候ニ付、所々五間幅印石ヲ相建置申候、此度中山分小立野出町迄道作り申付候ニ付、先日一往申進候、都而道せはく兩方田畠道之所々者、引石（ヒキ）ニても指支候、而風与田縁等へも相障可申義、茂難計候、左之時分百姓共彼是申合候、而者御用方指支候間、五間幅之印ハ建置、何分當時之道幅ニ而為相弁可申候得共、至而せはき所者指支候、宝曆年中以來、雨水除之溝之内江田植付候て、郷割指支候ケ所茂有之候、譬新開キ相成候てもケ様之所者指支候条、近々之内役人御指出、今一往見分御申付可被成候、其砌此方役人茂為立会可申談候、尤日限之義者追而可申進候、以上、

三月十二日

浅加隼人（后郡）

前田兵部様（純老）

小堀牛右衛門様（定明）

河北郡戸室山分御用石為御引候に付、右山分小立野出町道幅五間ニ而則山中、二年戸室山分中山迄道作申付之砌、五間幅之段者御城代へ申上、則其御場へも同年六月廿六日、委曲紙面を以申進候所、御承知之段御返書致到来候、同七月廿日、戸室山分小立野出町之道幅五間ニ付、追々五間幅之印石

相建候趣茂申進置候、然此度上田上村領等之道幅之儀ニ付、十村共より小紙指出候趣ニ而者、安永二年御承知之御返書与ハ相違之様ニ相見へ申候、万治年中前後釣石之時分之槓棒・長棒耆間計、横指之棒長サ三間計ニ候、右ニ大人数を以為釣運候、而者、當時上田上村領等之道幅ニ而者悉ク指支申候、右万治年中以來戸室山分石釣出致中絶候故、右五間幅之内、新開坎、又ハ自ら仕出候哉、都而改作方之様子者於此方手合難相知候得共、所々五間幅之形有之、右槓棒間数等引合候、而ハ、上田上村領等之内、當時之道幅ニ而者指支申候、暨（河北郡）上野村者五間幅之道ニ相成申候、上田上村等領ニ限り、道せはく候様子、今一往御詮義之上、御申聞可被成候、

一、如往古大石等釣出候儀、本文ニ候得共、悉ク御入用相掛、其上道幅茂五間無之てハ、指支万端御不益ニ付、御造営以來者等ニ所々道幅形チ今以有之候処、上田上村等領之内、兩方分田地自ら仕出シ候哉、道幅狭ク相成申ニ付、指支申所茂有之候間、詮義仕可申上旨、先達而被仰渡候ニ付、其節村方詮義仕候所、右道幅之内ヲ求而御田地ニ仕出シ申義ニ而ハ無御座候得共、所ニ寄川等へ崩落申、所々自然与狭ク成可申哉之旨申聞候に付、其段先達而小

紙を以申上置候、然処、今般ハ被仰渡候ハ、右ニ付先年茂御詮儀之上、道幅五間ニ相極リ申義、承知仕罷在候所、

先頃小紙之趣ニテハ相違之義与被仰渡候ニ付、重而村役人共手前詮義仕候所、百姓共方々求而道幅之内ヲセハ  
め申儀ニ而者無御座候得共、右申上候通、自ラ道幅セハ

く相成申候、併道幅之義者、古来々 御定茂御座候義ニ

御座候得者、只今彼是申上候義無御座候、 御定之通、

相心得可申旨申聞候に付、重而小紙を以申上候、以上、

(安永八年)  
亥三月 御所村長左衛門跡組当分才許

少次右衛門 判

御改作

御奉行所

今般戸室山々御用石引出候ニ付、先達而御普請奉行之紙面御渡ニ付、則十村共へ申渡、石引出候時分、不指支様申付候処、重而御普請奉行浅加隼人々之紙面御渡に付、猶又十村共江申渡候所、上田上村才許之十村々別紙小紙指出候ニ付、御達申候、尤石引出候節不指支様申渡候、彼是不申出様申付置候、御普請会所役人罷出見分有之節者、才許之十村茂罷出候様申渡置候間、右役人罷出候日

限、先達而申越候様致度候、以上、

三月廿二日

御用番

遠藤次左衛門(直清)

小泉四郎兵衛

御算用場

追而浅加隼人々之紙面致返却候、以上、

先達而戸室山々御用石引出候道幅、上田上村領等之内狭く

相成居申様子ニ付、今一往可遂詮義旨、重而被申聞、則改作

奉行与猶更遂詮議候所、別紙両通指出候ニ付相達候、以上、

四月廿四日

御算用場

御普請会所

(朱書)

一、右道幅見分之義、御算用場へ申遣シ、十村罷出、致

見分治定之儀、留帳ニも不見へ候、留洩候哉、又切取候

哉、其程無覚束候、右紙面ニテ大躰致治定居申候事ニ

候、一

四月一八日

前田治脩、帰国を許可され、同月二一日、江戸城に登る。次いで同月二二日、江戸を発ち、五

月六日、金沢城に到着する。

346 「江戸幕府日記」安永八年四月一日条 国立公文書館内閣文庫蔵

上使田沼主殿頭(意次)

(銀百枚)  
卷物三十

松平加賀守(前田治脩)

右、就御暇被仰出候被遣之、

347 「江戸幕府日記」安永八年四月二一日条 国立公文書館内閣文庫蔵

一、巳后刻、御黒書院江 出御、

御暇

松平加賀守(前田治脩)

(中略)

(御鷹被下)  
御馬被下

松平加賀守家来

卷物五

本多刑部(政均)

西尾隼人(明教)

348 「諸事被仰出日記」安永八年四月条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

十八日

一、御国江之御暇上使、御老中田沼主殿頭殿を以、御例

之通御拝領物有之事、

廿一日

一、今日御暇之御礼御登城、御家老本多刑部・西尾隼人(政均)  
(明教)

御目見被 仰付、翌廿二日昼、江戸御発駕之旨申来、

349 「諸事被仰出日記」安永八年五月六日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、夜前津幡御泊、今朝六半時、御機嫌克 御着城、御

礼使人持上坂両左衛門、九時過発足之事、

350 「御触并御返書留」一一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

猶以、難被罷出人々者、其段名之下ニ可被書記候、以上、

当六日、津幡(河北郡) 御着城之筈ニ候条、御着之御様子被承

合登 城、可被相伺御機嫌候、病気等之面々者御用番宅

迄以使者可被申越候、以上、

五月四日

奥村主水(隆基)

横山多宮殿(政礼)

御相組中殿

351 「政隣記(耳目甄録)」一一二 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

今月十八日、上使御老中田沼主殿頭殿を以御国許江之

御暇被 仰出、御例之通御拝領物有之、

同廿二日江戸 御発駕、五月四日 御帰城之筈ニ候処、

六日御帰城ニ相成候事、但、境ヨリ御泊相延、如本文、  
(藏中)

(中略)

六日、前月廿二日、江戸 御発駕、昨夜津幡御泊、今朝六半  
(五月)  
(河北郡)

時頃、御帰城、御作法前々之通、江戸表江之御使上坂

両左衛門御目見、其後於御年寄衆席、御例之通御羽織

一、白紗綾二卷拝領、披露御大小将、其上二而追付発出、

五月一日

加賀藩、前田斉敬（教千代）のために、この日から

同月五日まで金沢城七十間門内に幟を立てる。

352 「政隣記（耳目甄録）」一一一

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾式』

廿五日、（中略）  
（四月）

（前田斉敬）  
教千代様御のぼり、七十間御門内二建候、来月朔日

五日迄、御家中并町方共男女見物、男子八十五才以下

七十間御門入、金谷御門江出候事、

右、中村万右衛門申聞候由、御横目中廻状有之、

五月一五日

前田重教、前田治脩を金谷へ招待する。同月一六

日、治脩、重教を金沢城二ノ丸へ招き饗応する。

353 「御年表」七

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、五月十五日、金谷へ加賀守様御招請、  
（前田治脩）

安永八年

同十六日、二御丸江 （前田重教） 中将様御招請、三汁九菜、翁

立御能被 仰付、

六月上旬

加賀藩、金沢城本丸高石垣（南面シノギ角）の石

垣修復に用いる石材の河北郡中山村からの搬出

を開始する。

354 「河北郡戸室山開之事等留帳」

金沢市立玉川図書館後藤文庫  
蔵『戸室石切丁場確認調査報  
告書』一

告書 一

一、（前北郡）中山道繕之事、

一、五月廿六日、シノギ角御石垣御用之角石、戸室山

引出候様被仰渡、

一、中山より平石引出候事、

覚

一、式人

御石先払 足軽

右、中山へ御石引出候二付、当月四日へ懸渡可被成

也、尤 御城代へ御達申置候、以上、

六月二日

岡田八兵衛 （幸直） 印

割場御奉行中様

一、御城代へ之御入略、

覚

一、式人充 御石才許并御道具御縮方御扶持人石切

一、四人充 御石道中才許割場附足輕

一、式人充 人足しらべ御石取遣棟取二十人石切

一、式人充 右下才許此分前々功者成役小者之内

定懸ル、

一、式人充 日用頭 御雇御用縮方

一日中勘図り

一、拾匁五分計 木やり人賃銀

右之通、仕法相調指上申候、御用引人足御門方不指

支様仕度奉存候、以上、

奥源左衛門

六月三日

後藤用助

正木甚左衛門

岡田八兵衛様

金森猪之助様(成章)

浅加隼人様(居郷)

(宋書)一右御達紙面之内、御扶持人石切之勤向先、右之通ニ而可

有之哉、割場附足輕御石才許と有之ハ、如何之詮義候哉、才許仕候得者、御石ニ故障有之節ハ、不取捌てハ相成申ましく、御石取捌ハ御扶持人石切、二十人石切有之、惣御縮方山奉行仕ル也、御扶持人石切と足輕之勤向不相分候、足輕之勤方ハ外何もなく、往來之士中へ御石ニ而御座候段、相達候得者宜、此外ニ勤方無之所、右之趣ハ合点不參、其節如何之詮義ニ候哉、且二十人石切人足しらへと有之候得共、役小者ハ石切ニしらへさせ候、日用ハ則日用頭罷出、小才許出候得者、小才許しらへ申答、是又如何之詮義ニ候哉、石切下才許此分前々功者成役小者之内定懸ルと有之候得共、下才許と申茂不相分名目ニ候、石切迄ニテハ不行届ニ付、定役小者いつとても加へ申也、不残日用ニテ引出候ても、羽留持手木仕ヒ等、役小者ハ右日用ニ相成、日用頭懸渡シ、尤此方も日用頭へ申渡シ召仕也、無左てハ羽留杯指支候事も有之故也、巖月成時節ゆへ、不相分文面ニても弁シ申候と奉存候事、一、シノキ角積立候角石大ノ分、大躰八丈七尺計可有之候、尤大地車ニ付引出候大地車床四ツ輪ニテ、目形中勸三百貫目可有之候、扱此車ニ右之大角石ヲ付、戸室

山を引出候処、甚車はこひ方あしく、日數十日計ニ而御城入仕候、御入用中勘五貫目計と相図り候、山中所々ニ可割木仮車杭組立候得共、中々思ふ様ニ用ニ不立、扱牛坂辺へ参り候所、町中を手伝人多ク参り引候処、余大人數ニて引スキ、田ノ中江引込、大キニ除取、やつと十日ニて御城入仕、不興之事情、右御城入之日ハ、甚左衛門方へ皆々祝ニ参り候様ニ夫々申入候得共、老人も不参躰、石切も大キニにくミ、新道谷へ落シ可申と工ミ候由候得共、無難 御城入仕候、何ニと申ても浅加のみ込居申候ゆへニ候、小ノ地車ニ仕法シテ付引候ハ、大キニ弁利可有之処、大地車ニ付候故六ヶ敷、是も手馴不申ゆへ也、功者ニ相成候得者、勝手次第弁利出来申もの也、右大地くるま、鶴丸材木入小屋之内ニ指置候、後々可用品ニてハなく、小ノ地車ハ弁利至極之品ニ候、其品ニ当テ幾重ニも工夫可有之事情、一樣ニ心得候てハ、物事相違するもの也、」

高御石垣続しのき角等御用之角石、安永五年の戸室山於丁場、段々出来仕ニ付、当春より引出方取掛様被仰渡候所、人銀御指支ニ付、日後ニ相成、六月上旬の人足を以引出申候、

安永八年

右角石ハ、行間角梁間角入角与三段ニ割立置申候、右之内大之分暫見合引出候様、先達而被仰渡奉得其意候、益前後に中之方を引出申候所、次第短日ニ相向、其上雨降候節者、迎も道方惣躰あしく、難引出御座候間、何卒大ノ分も交合、只今之内、二、三石も引出置候ハ、御石垣角之手積立之石配宜、丈夫ニ相成申候、尤大之分町引之節、何卒繰合、朝之内にも引入候ハ、町往来も少ク可有御座候与奉存候、依而山引之内ニ人足遣ヒ方、少々増も相懸可申候得共、随分取計、御不益無御座様繰合申度奉存候、右等之趣相伺申候間、早速被仰渡候様仕度奉存候、以上、

七月廿二日

穴生五人

篠原左次(郡 昌)右衛門様

金森猪之助様

浅加隼人様

(奉書)  
一右文面之内繰合、朝之内にも引入候ハ、往来少ク杯与調有之候得共、御用石引出候処、何レへ兼候而朝之内杯者相違候哉、左様ニ而くり合候てハ、決而出町辺ニ指置申義と相見へ候、然者夜番人も指置不申候ては、御縮方不相立、奉行衆へ紙面ニもおよひ申ましく、御達ニて相達可然事

一二五

候、岡田八兵衛御屋敷方不調法ニテ御指除、篠原左次右衛門殿代り也、篠原殿ハ才智有之人ニテ殊ニ軍学達者之由、夫故能人ヲ仕ヒ被申、下々ありかたかり申候、甚左衛門娘未氣ニ不入候得共、元來發明成者故、母衣みだし候事ハ無之候、三家之者御用立候ハ、大キニ可被用所人々、小兒のことくゆへ無是非事候、シノキ角御石垣、安永六年の取除置、角石出来引出シ迄其俣ニ仕置候事、世上風聞有之候、尤成哉、譬ハ屋ね葺<sup>フキ</sup>申候とて、板之用意なく取掛ハ不相成、板用意致取懸候、甚目立候所、ケ様ニ仕置候ハ甚不詮義取さた尤也、是皆浅加与甚左衛門と申談仕タル事也、

八月七日

この日以前、河北郡田上村から金沢城中へ松木三三本が納入される。

355 「河北郡戸室山開之事等留帳」

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵 戸室石切丁場確認調査報告書 1

覚

一、四百七拾八匁 文丁銀

松木長六間分七間迄

目廻三尺五寸分四尺五寸迄

木数三十三本持届請負賃銀  
右、田上村山分<sup>(河北郡)</sup> 御城中迄、松木持届請負賃銀如此御座候、尤日用頭へ之口銭者図銀之内を以相渡申候、被仰付候ハ、御請可仕候、以上、

安永八年  
亥八月七日

川上新町上山屋

与三右衛門 印

御普請会所

<sup>(朱書)</sup>「右松木、シノキ角高御石垣棧橋御用之松木分品方少ク故、専六寸角物等継立用ヒ候様子ニ候、夫故棧橋勾倍大キニ強ク相懸、上り兼候程ニ有之由、石ハ機具車梶ニ而卷上候躰ニ而、左候てハはか取不申、釣レかたき石ハ卷上、釣レ申石ハ成たけ為釣候得者、大キニはか取申事候、短キ木ヲ以能致出来候、是ハ石切清六・弥左衛門と申者、功者成者故ニ而一通り之者ハ出来不申事候、足代も如何致候哉、一切留等も無之故、盲人之杖なきことくニ候、彦三郎随分相考留置候得共、中々洩勝と相見へ候、家柄不相応、らくニ相勤タルものニ候、子孫之義も無貧着とハ此事ニ候、且棧橋之儀者、別而入念第一ニ候、子細ハ人命ニ懸り候得者、如何にも丈夫ニ可仕事候、悉ク念ヲ入

候上、自然之事ハ無是非事候、能々心入有之事候、御燒失後、近來迄ハ、石切之内ニも実義功者成者有之、御扶持人石切之内ニも勿論実義者有之候得共、皆々致病死、當時ハ若キ者計ニ相成、若キ内ニも後々御用ニも可相立者ハ致病死、當時ハ大キニ衰候、時節有之者と見へたり、一、棧橋足代飯小屋飯垣、宝曆九年以前者、悉皆御作事

所今致出来候得共、右九年後ハ悉皆御石垣手合にて

出来ニ候多<sup>九</sup>は、功者成者共有之故ニ候、右シノキ角<sup>続ニノ角等</sup>御石垣、近年之内御普請被仰付図ニ付、石切出、石引

等都而其御手当ニ候、今夏、右高御石垣惣図り仕、棧

橋足代吉三郎工夫を以、夫々繪図仕置候、今更先規

立戻り、御作事所にて出来茂口惜故、工夫仕、繪図仕

置候、是を以仕候得者、全出来可仕、猶更諸事相考申

事候、大キ成事故、不一通下役人も少骨有之者ハ、

夫々遂詮義申義ニ候、只和順第一ニシテ不取捌てハ

不合、人和平、殊ニ大御普請之事、猶更心得無之てハ

不合、甚左衛門等之取捌方にてハ人氣崩、甚御用後

レニも相成候、兎角取捌方ハ色々有之ものにて六ヶ

敷ものニ候、都而之義有ノ俣書置申候、後々手本ニ

仕、可相考事候、」  
右、安永八年御用向、

## 安永九年（一七八〇）

二月八日

加賀藩士中村斉、同高田種褒に金谷御殿蝶の間廊下にて殺害される。次いで同月一日、加賀藩、高田種褒に切腹を命じる。

356 「政隣記（耳目甄録）」一一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

八日、於金谷 御殿中村万右衛門（注記）実名斉（注記）、領八百石、

金谷御近習御用、御用部屋勤仕、年四十九才、定番頭

並（注記）を高田善蔵（注記）実名種褒タネヒサ、領五百石、御大小

将組ニ而金谷御表小将勤方、年二十三歳、不破半蔵組（注記）、

当時半蔵在江戸ニ付江守平馬支配（備房）、尤勤仕向ハ金谷

御表小将御番頭支配也」儀、切殺候一件左之通、

高田善蔵儀、今八日昼九時、可罷出御番ニ候処、四時

過金谷御殿江出候ニ付、何故早く出候哉与仲間之御表

小將中等尋候処、少御用之趣有之、早く出候段及答、一  
通り如例物語等致し、暫有之御用部屋江罷越、戸田  
与(勝芳)一郎等列座之内中村万右衛門江向ひ、於別席得御意

度旨申述候ニ付、万右衛門何御用ニ候哉と出候処、蝶之

御間廊下ニ而善藏儀脇指を抜、万右衛門之右腰腹今突

貫き、其俣乘懸り留メも半刺候処へ、万右衛門之立声

ニ而戸田与一郎等駈付押へ候故、留メハ全く不刺、于時

与一郎如何之趣与詞を懸候処、善藏血刀鞘ニ納之、御

表小將横目山本九郎(友守)大夫趣意相尋候処、答不分明ニ付、

御表小將溜江同道いたし罷越候、其内支配頭江守平馬・

同組御大小將番頭河地才(秀勝)記罷越、趣意尋候処、勤柄之

義ニ付各様江難申述段相答、依之御表小將御番頭・同御

横目立合、段々意恨之趣尋有之、其訳不詳ニ知、但、極

密を以趣意申聞候共、又私義致乱心候而万右衛門を及

切害候外ニ意恨無之、全私乱心ト迄申聞候共云々不詳、

(中略)

一、同月十三日、於御席御用番安房守殿、江守平馬江左

之紙御渡之、

不破半藏組 高田善藏

善藏儀、当八日於金谷 御殿中村万右衛門を脇指を以突  
伏候処、万右衛門右手疵ニ而依相果候、切腹被 仰付、

二月十五日

以上

高田善藏儀、明後十五日及暮、切腹被 仰付候間、被得

其意、為檢使御手前并同役之内壺人被申談、御番頭壺人

同道、竹田五郎左衛門宅江可被相越候、其節武田喜左衛

門・坂井要人、且園田一兵衛(直敬)・山本九郎大夫内壺人、御

横目も兩人罷出候様ニ申渡候、以上、

庚子二月十三日

本多安房守 印

篠原織部(保之) 印

西尾隼人(明教) 印

大音帶刀(厚唐) 印

江戸 伴 八矢

前田凶書(貞一) 印

本多刑部(政均) 印

前田大炊(家友) 印

横山求馬(隆從) 印

村井又兵衛(長岑) 痛

奥村主水(殿様) 印

奥村河内守(尚寛) 印

前田土佐守(直方) 痛

長 大隅守(連起) 印

江守平馬殿

二月一八日

加賀藩、金沢城本丸高石垣(シノギ角)の石垣修復に着手する。次いで五月六日、戸室山から城中への石垣搬出を開始し、同年一〇月、同所の修復完了する。

357 「河北郡戸室山開之事等留帳」

告書<sup>1</sup>

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵「戸室石切丁場確認調査報告書」<sup>1</sup>

御城中高御石垣しのき角御石垣御普請、当十八日ゝ為取懸申候間、御届申上候、且又取掛候ニ付、御用懸之者共、去年之通、御普請中毎日 御本丸出入為仕候間、穴生ゝ断次第不指支様 御本丸御番所江被仰渡御座候様仕度奉存候、以上、

二月三日

浅加隼人(居懸)

本多安房守様(政行)

安永九年

村井(長将)又兵衛様

一、御用向色々有之候得共、為構義にて無之ニ付、略仕候事、

一、四月四日、浅加隼人殿御指除被仰渡、金森猪之助殿(成章)

御免除被仰渡候事、

「(宋書)世上風聞之通ニ而浅加殿等不詮義ニ候、御城代之義

も風聞仕、御普請奉行ゝ御達申候とて、得与御詮義

もなく、御聞届ハ御未熟と申事候得共、甚左衛門ハ

最初者御普請事軽ニ仕置、段々大キ成所へいたらせ

候ゆへ如何ニ候、甚左衛門大不調法ニ候、」

一、御普請所、定番頭衆等見廻り之儀略仕、

一、御普請所、又兵衛殿御見分之事、

一、五月ゝ、戸室山ゝ御城中へ御石引入之事、

日用頭へ申渡候趣、左之通、

当月六日ゝ、戸室山ゝ御石引御用相初候条、惣而

仕法之儀者、去年之通可相心得事、

一、木やり人先正味三人充、御雇日用之内ゝ可被指出候、

同様之日用ニ付、別入ハ相定不申候、尤前月分翌日

朔日、平日用高二相置可申事、

一、毎日御用日用人高帳面ニ記、山方へ持参可有之事、

一、木やり人壺人充、御石車元ヲはなれ不申、尤車指引之様子得与見届、羽留打手木仕ヒ共之指図ヲ請、木やり之声掛引致候様、堅ク申付、無左候而ハ綱引人足混雜いたし候事、

一、御石引中惣而御道具途中在家へ預候共、家数少ク、譬ハ只今迄二軒へ預置候ハ、一軒相成候様、才料之者等へ可申付候事、

一、御石車付致候迄、みの笠等指置申間敷事、

一、此度長サ壺丈四寸角ヲ作立、薄かね巻ニ致、大手木相渡候条、惣而坂ニ或ハ車落入等之節、所々ニて此大手木を以取遣、随分小手木折不申様、夫々可申付、尤右大手木石之上ニ式挺充のせ来候事、

一、小坂ニ而車ニ扣綱付手引、無油断可致候、無左迄過テ人等有之共、不及貧着候事、

右等之趣、今年者格別申渡置候間、不相洩様夫々可被申付候、尤指掛夫々可及指図候、以上、

(安永九)  
子五月

穴生五人

日用頭 吉助殿

同 七左衛門殿

(朱書)  
一一、同月六日夕々御石引出候、是迄役小者ニ而茂御石

引出候事、引石夫付等極為引可申所、其義なく日用とて夫図りなくてハ御石引法も相立不申、如何之詮義ニ候哉、根元不極故、甚混雜之躰、或時ハ地車ニ平石五石付為引、

車ニ五石付申時ニハ甚除取申事候、然処一向引ケ不申、日用と茂も大キニよハリ、追々逃去、車ニ下役人までニ相成候事も有之、無利成仕法故、軽キ者其日之償ヲ捨歸り候事、不便成事候、日用頭致詮義候得共、大勢之事無是非不

興ニ候、物ノ初ハケ様成ものにてても可有之候得共、地車ハ御焼失後分取扱申品にて、大躰夫付も承知有之筈ニ候所、

左様之事もなく故、不縮ニ相聞へ、山中なれハこそ先ケ様之族にても相済申義、少非道之取捌ニ相聞へ候、右之族故、御石引分山奉行等歸り候刻限、夜四時分五時頃迄ニ

人々致帰宅、晝七時分罷越候、休息之間もなく、大暑之時分、人々疲申事候、甚左衛門晝七時ニ罷越居申、元氣者ニ

候、或時者新柵御門、夜五時頃ニ引入、御普請会所高挑灯ヲ立、引入申候、何与甚左衛門心得居申候哉、普請之儀者 公辺へひゞき申事、其上夜中石引過テ人難計不興ニ

候、此事篠原殿被聞、早速右様之義無之様候、御指留候所、

甚左衛門不きげん二候、大法ヲ不知てはケ様之もの二候、人々能相勤候、前段ニ調置候通候、実義故相勤事也、

右之通ニてハ中々勤兼申事候、物ノ初リハ法ヲ第一ニ不仕てハ崩安ク、夫故大キニこんざつつなき故也、甚左衛門根氣無シ候故坎、五十歳余ニて致病死候、吉左衛門者猶更非道故、人々にくミ申候、夫故家亡候与相見へ候、

大勢引仕捌之時ハ甚心得有之事、善悪共ニ山奉行之取捌ニ候得者、少も無利成捌ハ不相成、石引杯ハ御用ニても、一統和順至極なくてハ能不相弁もの二候、

右等之趣、彦三郎有増致会得候故、下々致心腹致出精候、御石引夫付年々相録シ、其法極メ置、文化十年堀殿尋有之、委曲調指出シ、彦三郎工夫之趣も御城代へ御達有之筈ニ候、此一巻ハ御石引夫付帳面ニ委調置候ニ付、大略仕候事、

一、右高御石垣御普請、十月出来仕候事、御城代等御見分之義此所ニ略ス、

358 「御城高石垣之事等」  
金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵『金沢城郭史料』

大シノキ角、安永九年御出来也、曲尺ノ手ハ能合候、平積不真、角石配り不宜、其上角石割合も違、旁以段々打損シ候、

安永九年

石も至て堅宜石ニてなく少和成方〔宝蔵ノ〕夫故也、高石垣之角石ハ悉ク堅キ石不仕てハ果而折レ申也、青石ニ安永之比も十分堅石無之中分之石故也、中山へ万治之比迄ニ釣出有之青石杯ハ大ヒニ堅ク宜石也、當時も中々左様ニ宜石と申ハなく、

小屋向ニ有之青石御造営之節敷石ニ割立候、是程之青石ハ無之候、昔ハ宜石沢山有之躰ニ候、段々扨底相成候、高石垣之角石ハくれくれ十分堅キヲ用ゆへし、

【解説】浅加居郷(隼人)・金森成章(猪之助)、いずれも安永九年(一七八〇)四月四日に普請奉行を免ぜられている(諸頭系譜)。

二月二四日  
金沢城内作事所の木挽小屋が焼失する。

359 「政隣記(耳目甄録)」一二  
金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵『政隣記 耳目甄録 拾式』

廿四日、暁八時過、金沢御廓内御作事所之内、木挽小屋四間(二)ニ十二間之御長屋焼失、七時過鎮、御姫様御立退無之、

五月一日  
加賀藩、前田斉敬(教千代)のために、この日から同月五日まで金沢城七十間門内に幟を立てる。

360 「御触并御返書留」二二二 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

教千代様御のほり、七拾間御門内ニ相建候、来月朔日(前田重教)迄、

御家中并町方共男女見物之儀御申渡、且男子者

十五日迄、七拾間御門分入、金谷御門江出申筈ニ

候条、夫々御申渡可被成候事、

四月

別紙御横目所分到来ニ付、相廻之申候、有無之儀ハ人々

々直ニ御横目所迄可被仰達候、以上、

四月晦日(三〇日)

今枝刑部(易直)

御名様 御廻状并別紙 両通之趣致承知候、

津田様

一月二八日

加賀藩、普請奉行に對し、来年の金沢城内の石

垣普請の取り止めと、戸室山からの石材の切り

出し続行を命じる。

361 「文禄年中以来等之旧記」(横山本)

横山隆昭氏蔵 『金沢城石垣構築技術史料』<sup>1</sup>

付札御普請奉行江

御城中御石垣御普請、来年者可被指止候、戸室山分石

切出候義迄、只今迄之通可被相心得候、御石垣方定銀

之内拾貫目ニ而石切出相弁、殘拾貫目之分者除置、最

前分之式拾貫目と同様可被相心得候事、

(安永九年) 子十一月廿八日 但、安永九年、

天明元年(安永一〇年。一七八一)

三月一日

加賀藩、前田重教發駕後、金谷門・七十間門内

を二ノ丸格から三ノ丸格とすることを通達する。

362 「御触并御返書留」二二三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

写 御横目江

金谷七十間兩御門之内、二ノ 御丸格合ニ相心得候様申

渡置候得共、

中将様御發駕以後者、最前之通ニ相心得候様、一統可被

申談候事、

三月十一日

別紙之通、可被得其意候、以上、

三月十二日

長大隅守(連起)

御相組中殿 奉得其意候

三月一三日

前田重教、金沢を發ち、同月二五日、江戸に到着する。次いで四月一日、江戸城に登り、参勤の挨拶をする。

363 「御触并御返書留」二二三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

猶以、難被罷出人々ハ、其段名之下ニ可被書記候、以上、  
中将様当十三日、御発駕之筈ニ候条、十一日四時〇九時迄之内被登城、御発駕之御祝詞并可被相伺御機嫌候、且又御発駕御当日登城、

加賀守様へ恐悦可被申上候、病氣等之面々ハ御用番宅迄以使者可被申越候、以上、

三月四日

横山求馬(隠從)

御相組殿付 奉得其意候

364 「諸事被仰出日記」安永一〇年三月一三日条 金沢市立玉川図書館蔵

館加越能文庫蔵

一、中将様(前田重教)、今日御発駕被遊候、今暁御泊高岡之事、  
(越中)

安永九年〜天明元年 (安永一〇年)

365 「江戸幕府日記」安永一〇年四月朔日条 国立公文書館内閣文庫蔵

一、巳后刻、御白書院江出御、

(中略)

参府

(銀三十枚  
卷物十)

松平肥前守(前田重教)

366 「諸事被仰出日記」天明元年四月一日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日、頭分以上布上下登城之所、去月廿五日、

中将様御機嫌克御着、御老中方御廻勤被成候所、同

廿九日、上使老中田沼主殿頭殿ヲ以、被蒙上意、

為御礼去ル朔日、御登城之所、於御黒(書院)御目見、

御懇之被蒙上意、御供之御家老篠原織部御目見、

367 「御触并御返書留」二二三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

中将様御途中御機嫌能、前月廿五日、御着府被遊候処、

同廿九日、以

上使田沼主殿頭殿御懇之被為蒙上意、且又当朔日、御

登城被遊、於御白書院御参府之御礼被仰上、御懇

之被為蒙上意、重畳難有御仕合被思召候、此段何

茂江可申聞旨被仰出候事、

御相組江写御廻之事、

別紙之趣、可得其意候、以上、

四月廿四日

長大隅守印(連起)

御相組中殿御判

368 「政隣記(耳目甄録)」一二二

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾式』

十三日、五時過、

中将様(前田重教) 御発駕、

(中略)

廿五日、前記十三日ニ有之通ニ候処、

中将様今夜之蕨御泊御止ニ相成、昨夜桶川御泊より(同上)

直ニ今日暮頃、江戸御着、御上邸ニ被成 御座、御出

入之御旗本衆等為御待受、朝分 御出之処、余り 御

着御遅キ故、暮少前ニ御退出、尤昼ニ汁五菜御料理出、

(中略)

朔日(西月)、陰、申刻分微雨、昨日御老中方依御奉書、

中将様今朝六半時、御供揃ニ而 御登 城、御参府

之御礼被仰上、御下り御老中方御廻勤、

三月二三日

前田治脩、金沢を発ち、四月六日、江戸に到着

する。次いで同月二一日、江戸城に登り、参勤

の挨拶をする。

369 「御触并御返書留」一二三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

猶以、難被罷出人々ハ、其段名之下可被書記候、以上、

当廿三日、 御発駕之筈候条、廿二日四時分九時迄之内

被登 城、可被相伺 御機嫌候、病氣等之面々ハ御用番

宅迄以使者可被申越候、以上、

三月十七日

横山求馬(備佐)

御相組中殿 奉得其意候

370 「諸事被仰出日記」安永一〇年三月二三日条

金沢市立  
玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、今日五半時御供揃ニ而、九時過御発駕、石動夜五時(越中)

御着之由、

371 「江戸幕府日記」天明元年四月二一日条

国立公文書館内  
閣文庫蔵

一、今已上刻、御黒書院 出御、

参勤

(銀五十枚  
卷物二十)

(前田治脩)  
松平加賀守

(中略)

松平加賀守家来

(手綱二十筋  
銀馬代)

奥村河内守

篠原織部

372 「諸事被仰出日記」天明元年四月条

金沢市立玉川図書館  
加越能文庫蔵

一、当六日、加賀守様御機嫌克御参府、当日御不快ニ

付、御使者勤段々御快、同十三日、御廻勤被遊候所、

同十九日、上使松平右京大夫殿を以、被蒙 上意、

為御礼廿一日、御登城、御礼被 仰上、御供之御家

老奥村河内守・篠原織部 御目見被 仰付旨申来、

373 「政隣記(耳目甄録)」一一二

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾貳』

廿三日、九時頃、御発駕、御作法前々之通、

(中略)

六日、七時、御着府、御痛押而 御参勤ニ付、御登

城、御廻勤も無之、

朔日、(中略)

江戸へ来状、左之通申来、

加賀守様、前月十三日 御参府後初而御老中方御廻

勤、同十九日、上使御老中松平右京大夫殿を以、

御懇之被為蒙 上意、同廿一日、御登 城、御参勤

天明元年(安永一〇年)

之御礼被 仰上、都而御例之通被為濟候事、

七月二〇日

加賀藩、金沢城二ノ丸広式の普請を開始する。次

いで同月二四日に地搗き等、同月二八日に柱立

を行い、一〇月四日に完了する。以後、建物の

修復を行い、十一月一五日に完了する。

374 「政隣記(耳目甄録)」一一二

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾貳』

廿日、奥向普請地平均、今日へ申付、廿四日ヨリ地搗等、

廿八日柱立、十月四日皆済、夫ヨリ是迄有之家修理

ニ取懸、十一月十五日全済、

十一月一日

加賀藩、金沢城二ノ丸の広式機能を新しく完成

した広式(「新造之奥之間」)へ移す。

375 「政隣記(耳目甄録)」一一二

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾貳』

十五日、新造之奥之間江今日引移候ニ付、如古例白粥祝、

右造立之節懸り候大工等江料理「一汁三菜・酒肴二

品、都合大工等廿五人也」、為祝棟取九兵衛江八布

上下、其外重立候大工六人江金百疋宛、左冠仁兵衛・  
豊屋市兵衛へ白銀一両宛差遣之事、

一二月二一日

加賀藩、普請奉行に対し、来年の金沢城内の石垣普請の取り止めと、戸室山からの石材の切り出し続行を命じる。

376 「文禄年中以来等之旧記」(横山本)

横山隆昭氏蔵『金沢城石垣構築技術史料』I

同(付札御普請奉行)

御石垣方普請、来年茂被指止め、戸室山石切出候義迄被仰付候条、諸事去年之通可被相心得候事、

(天明元年)

丑十二月十一日 但、天明元年也、

天明二年(一七八二)

三月七日

加賀藩、前田重教帰国後、金谷門・七十間門内を三ノ丸格から二ノ丸格とすることを通達する。

377 「御触并御返書留」二四 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

金谷七拾間両御門之内、三之御丸格合ニ相心得候之様申渡置候得共、

中将様(前田重教) 御帰殿之上八、最前申渡置候通、二之御丸格合ニ

可被相心得候、且又御近習之外、右両御門往来之儀も最前申渡置候通相心得可申候、右之趣、一統可被申談候事、

三月七日

別紙之趣、可被得其意候、以上、

三月七日

長大隅守(連起)

横山多宮殿(政社) 奉得其意候

御相組中殿

【解説】『金沢城総合年表 後編』では三月九日としたが、右の通りこれを三月七日と訂正する。

三月二一日

前田重教、江戸を発し、同月二三日、金沢城に到着、金谷御殿へ入る。

378 「諸事被仰出日記」天明二年三月二三日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日夜前、今石動御泊ニ而、今日七時、御機嫌克

中將様金谷御殿江御着城、御礼使人持前田内蔵助、

暮合発足、如例御卷物二・御羽織拝領仕候事、

379 富田貞章「袂草」 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

三月廿三日

一、中將様御帰殿、

380 「政隣記〔耳目甄録〕」一一一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

十一月十一日、今朝六半時、御供揃二而五半時頃、

中將様 御発駕、廿二日今石動御泊、廿三日七時頃金

沢金谷 御殿江御着、江戸江之御礼御使人持組前田

内蔵助、御目見之後、二之御丸於御年寄衆席、紗綾

着、廿八日登 城、五月七日御返翰渡、翌八日昼発帰、

但、御着之節、金谷へ罷出候人々等、去春之通 御

着之上、頭分以上登 城、恐悦之御帳ニ附退出、

三月二七日

前田治脩、帰国を許可され、四月一日、江戸城

に登る。次いで同月二日、江戸を發し、同月一

三日、金沢城に到着する。

381 「江戸幕府日記」天明二年三月二七日条 国立公文書館内閣文庫蔵

上使水野出羽守

(銀百枚 卷物三十)

右、就御暇被遣之、

382 「江戸幕府日記」天明二年四月朔日条 国立公文書館内閣文庫蔵

御黒書院

御暇

御鷹被下 御馬被下

御白書院

(中略)

松平加賀守家来

卷物五

同

大音帯刀

383 「御触并御返書留」二二四 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

前月廿七日、以上使水野出羽守殿御国許江之御暇被 仰

出、白銀・御卷物御拝領、從 若君様も以上使鳥居丹波守殿

御卷物御拝領、当朔日、右為御礼 御登 城被成候処、於

御黒書院 御目見、御懇之上意、殊ニ御鷹・御馬御拝領、且

又奥村河内守・大音帯刀御前江被 召出、其上御卷物頂戴之、

重疊難有御仕合ニ候旨、拙者共江以 御書被 仰下候事、

四月

384 「諸事被仰出日記」天明二年四月一三日条 金沢市立玉川図書館  
館加越能文庫蔵

一、夜前石動御泊りニ而、今日五半時過、御機嫌克 御

着城、御使人持不破彦三、同日七過発足仕候事、

385 富田貞章「袂草」 金沢市立玉川図書館  
館加越能文庫蔵

十三日

一、御帰城、 曉七時御登城、

386 「政隣記（耳目甄録）」一二 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾式』

廿七日、八時頃、 上使御老中水野出羽守殿を以御帰国

御暇被 仰出、御例之通御拝領物、從 西御丸も

上使御老中鳥居丹波守殿を以御例之通御拝領物有之、

(中略)

朔日、快天、昨日依御奉書今朝 御登 城、御暇之御礼

被 仰上、御懇之被為蒙 上意、御鷹・御馬御拝領

等御例之通、

右ニ付、奥村河内守殿・大音帯刀殿登 城、是又御例

之通 御目見、紗綾五卷宛拝領、西御丸江も被罷出、

御老中謁ニ而退出、直ニ両御老中・若年寄中へ為御礼

廻勤、右 御城等為聞番代同道、卯上刻出、未上刻帰、

(中略)

二日、陰雨昼分晴、今朝御老中方御廻勤、 御帰殿之上、

午八刻頃 御発駕、十三日御帰城、

(中略)

同月十三日、

加賀守様、前夜今石動御泊、同夜四時御供揃ニ而

御立、今十三日朝四時、御帰 城、御礼之御使不破

彦三、 御目見如前々、於御年寄席御羽織、巻物拝領、

七月二八日

前田齊広（亀万千。重教の子）、金谷御殿広式にて

生まれる。

生まれる。

387 「御触并御返書留」二四 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

今般金谷御広式ニおゐて、

若子様御誕生、御名亀<sup>マ</sup>千<sup>チ</sup>殿与

被称、殿付ニ唱候様、從

中将様被 仰出候事、

八月十五日

今枝刑部殿之廻状等両通写相廻之申候、先々御順達可被成候、以上、

八月十五日

御名

御相組中様

388 「政隣記(耳目甄録)」一二

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾式』

一、今廿八日、金谷於 御広式 藤姫様御袋之方「青山(幸完)

大膳亮殿御家来山脇次右衛門妹おミを」御安産、御

男子御出生、御篋役中島誠左衛門江被 仰付、八月

十五日御弘有之、互見、且御七夜御祝八月六日有之、

御名右誠左衛門指上候様被 仰出、則上之候事、

(中略)

十五日、左之趣今日於御横目所披見申談有之、追而定番頭(八)

も如例廻状出、今般金谷於御広式 若子様御誕生、御名、

亀万千殿与被称、殿付三唱候様、從

中將様被 仰出候事、

八月十五日

一二月二六日

加賀藩、普請奉行に対し、来年の金沢城内の石

天明二年

垣普請の取り止めと、戸室山からの石材の切り出し続行を命じる。

389 「文禄年中以来等之旧記」(横山本)

横山隆昭氏蔵『金沢城石垣構築技術史料』I

同(付札御普請奉行江)

御石垣方御普請、来年茂被指止メ、戸室山石切出候義迄

被 仰付候条、拾貫目ニ而被相弁、諸事今年之通可被相

心得候事、

(天明二年)

寅十二月廿六日 但、天明二年也、

この年

加賀藩、金沢城二ノ丸広式橋の間の普請を行う。

390 「観樹公言行録」

『御夜話集』下編

一、天明二年二の御丸御広式橋の御間御普請の節、同御

広式御三の間にて御騎射の御遊び事の時分、其辺の

御敷居御畳より少し高くなり、幼少之御居間方の者

折々つまづき候故、御足障に不成やうにと、其座に

て御附の人々談合候を御聞被遊、それは其敷居を下

けるがよろしきと御意被遊候、御五歳の時也

一三九

天明三年（一七八三）

二月一七日（一九日）

加賀藩、去る正月一日、年寄役本多政行（安房守）の橋爪門通過の際、三輪政倚ら門番六名が全員出払っていたことを咎め、この日、閉門・遠慮を命じる。

391 「諸事被仰出日記」天明三年二月一七日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、先頃橋爪於御番所当番之節、於御番所安房守殿江時

宜相洩、御番所明ケ候ニ付、今日左之通被仰渡、

閉門

橋爪御門四番組（政倚）  
三輪縫殿

同断

井上逸角（直政）

金子権右衛門

大石弥三郎

中村八（正兵衛）

急度指扣

辻五郎助

同断  
金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾三』

392 「政隣記（耳目甄録）」一三（二月）  
十九日、於金沢左之通被 仰付、

閉門

遠慮

附記、逸角等四人焼飯給候ニ付、張番縫殿五郎助致し候内、五郎助小用ニ罷立候内、縫殿用事有之立違候而、張番暫欠候内ニ安房守殿御通過与云々（本多政行）

急度指扣

辻五郎助

右人々、正月十一日橋爪御門当番之処、御城代本多

安房守殿御番所前御通之節、御番所ニ不在合ニ付言

上之処、右之通被仰出、附翌年四月十五日御免許、

可為互見、但、十七日ニ記有、

三月一五日

前田治脩、金沢を發し、江戸へ向かう。次いで

同月二六日、江戸に到着し、四月一日、江戸城

に登り、参勤の挨拶をする。

393 「諸事被仰出日記」天明三年三月一五日程 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、九時之御供揃ニ而、七つ三部、御機嫌克 御発駕被遊、

394 「江戸幕府日記」天明三年四月朔日条 国立公文書館内閣文庫蔵

御黒書院

(中略)

参勤

(銀五拾枚  
卷物二十)

松平加賀守(前田治脩)

(中略)

御白書院

(中略)

松平加賀守家来

緇二十筋

奥村主水(隆振)

同

前田図書(貞一)

395 「御触并御返書留」二五

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

前月廿六日、御機嫌克 御着府、廿八日、上使久世大和守殿(広明)

を以、被為蒙 上意、当朔日、御登 城、於御黒書院御礼被

仰上、殊ニ御懇之 上意、奥村主水(隆振)・前田図書御目見被 仰

付、重畳難有御仕合思召候段、 御書を以被 仰下候事、

御用番御渡之別紙、今枝刑部(貞直)分就到来、写進之候、御披

見後先々江御廻、落着分御返可被成候、以上、

四月十六日

青山将監(勇次)

寺西九左衛門様(秀一) 致承知候、

前田数馬様(家慈) 致承知候、

三田村内匠様(冠三) 同

篠原带刀様(二念) 同

青木新兵衛様(正路) 同

津田外記様(保和) 同

佐久間与左衛門様(盛式) 同

遠藤両左衛門様(直烈) 同

堀平次右衛門様(直種) 同

横山多門様(政寛) 致承知候、

396 「諸事被仰出日記」天明三年四月一〇日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、前月廿六日、御機嫌克御参府被遊、廿八日、両御丸

分上使御老中久世大和守殿を以、被蒙 上意、当朔

日、為 御礼御登城、御礼被 仰上旨、今日告来、

397 「政隣記(耳目甄録)」一三

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾三』

十五日、七時過、金沢 御発駕、

教千代様為御見立御式台階上迄御出、

(中略)

廿六日、九時前、御着府、追付御供揃ニ而御老中方御廻

勤、若御年寄衆江之御届者、自分為聞番代御使者相

勤、且御待請御客衆等御料理出、其外御作法如前々、

(中略)

朔日、陰(四月)(中略)

一、昨日御老中方御連名之依御奉書、今朝御登 城、御參

府之御礼被 仰上、御懇之被為蒙 上意、都而御例之通、

御献上物御太刀・金馬代、御老中等御配り、茂前々之通、

右ニ付、随駕之臣奥村主水殿(隆振)・前田図書殿、御先江登(貞)

城、御目見被仰付、御太刀・銀馬代献上之、西御丸并御

老中等十二家江も持參、自分為聞番代御城等江同道、

五月一日

加賀藩、前田齊広(亀万千)のために、この日か

ら同月五日まで金沢城七十間門内に幟を立てる。

398 「御触并御返書留」二五 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

亀万千殿御のほり、七拾間御門内ニ相立候、来月朔日(前田齊広)合

五日迄、御家中并町方共男女拜見之儀御申渡、但、男子

者拾五歳以下ニ候、都而拜見人七拾間御門合入、金谷御

門へ出申筈候条、夫々御申渡可被成候事、

四月

五月四日

加賀藩、金沢城石川門等の普請御用主附に、篠

原茂承・大野定暁を任命する。

399 「文禄年中以来等之旧記」(横山本)

同(付礼御普請奉行江) 横山隆昭氏蔵 『金沢城石垣構築技術史料』I

石川御門等御普請ニ付、右御用主付篠原勘左衛門・大

野仁(定暁)兵衛被仰渡候条、被得其意、諸事可被申談候事、

五月四日 但、天明三年也、

九月八日

加賀藩、前田重教発駕後、金谷門・七十間門内

を二ノ丸格から三ノ丸格とすることを通達する。

400 「御触并御返書留」二五 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

御横目江写)

金谷七十間両御門内、二ノ

御丸格合相心得候様申渡置候得共、 中將様御発駕以後(前田重教)

ハ、最前之通ニ相心得候様ニ一統可被申談事、

九月八日

別紙之通、御横目へ申渡候ニ付、為御承知進之候、御組

等江茂御触可被成候、以上、

九月八日

村井又兵衛(長寛)

別紙之趣、可被得其意候、以上、

九月九日

長大隅守(連起)

御相組中殿 奉得其意候

九月十一日

前田重教、金沢を發し、同月二五日、江戸に到着、

一〇月一日、江戸城に登り、参勤の挨拶をする。

401 「諸事被仰出日記」天明三年九月条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、当廿五日、

(前田重教)

中将様御機嫌克金川

(武藏国)

駅々直ニ御上屋敷

江御着被遊、即日、御老中方御勤被遊、廿七日、

上使老中格水野出羽守殿を以、上意有之事、

402 「御触并御返書留」二五

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

中将様御途中益

(前田重教)

御機嫌克、前月廿五日、

御着府被遊

候処、同廿八日、以上使水野出羽守殿被為蒙

(忠友)

上意、

且亦当朔日、御登城、於御白書院御参府之御札被仰上、

御懇之被為蒙上意、

(徳川家基)

大納言様江初而御目見、難有被思召候、此段何茂江可申

聞旨、被 仰出候事、

今日、御弘ニ付、為御祝詞、今日中御用番宅江可相勤候、

且亦幼少病氣等ニ而登 城無之面々者、御弘之趣、向寄

夕伝達、為御祝詞御用番宅迄以使者可申越候、此段夫々

可被申談候事、

十月十五日

403 「江戸幕府日記」天明三年一〇月朔日条

国立公文書館内閣文庫蔵

一、今已上刻、御白書院江

出御、

参府

(銀三拾枚巻物十)

隱居

(前田重教)  
松平肥前守

404 「政隣記(耳目甄録)」一三

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾三』

十一日、五半時頃、

(前田重教)

中将様御発駕、但、御日図廿六日之処、品川御泊止、

廿五日江戸御着之事、附今日布上下着用之義、頭分

御見立之義、其外都而御横目廻状等、去々年 御発

駕前之通ニ付略ス、

\*この年

加賀藩、金沢城石川門・玉泉院丸二重塀下の石垣積直しを命じる。

405 「文禄年中以来等之旧記」

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵  
『金沢城郭史料』

玉泉院様丸之内二重塀下御石垣押直積替之儀、御城代被仰渡候段、御用番篠原左次右衛門殿被仰渡候事、

【解説】年代は記事の位置より推定。

### 天明四年（一七八四）

閏正月一九日

前田重教、湯治のため帰国を許可される。同月二三日、江戸城に登り、三月六日、江戸を発し、同一五日、金沢城に到着、金谷御殿に入る。

406 「江戸幕府日記」天明四年閏正月一九日条

国立公文書館  
内閣文庫蔵

上使板倉伊勢守（勝晩）

隠居 松平肥前守（前田重教）

右、国許江湯治御暇付被遣之、

407 「江戸幕府日記」天明四年閏正月二二日条

国立公文書館  
内閣文庫蔵

一、今已下刻、御黒書院 出御、

国許江湯治御暇

御馬被下

隠居 松平肥前守（前田重教）

408 「御触并御返書留」二六

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

前月十九日、上使御奏者番板倉伊勢守殿を以、御願之

通被仰出、且亦依 御奉書同廿二日、御登 城被成候之

処、於 御黒書院御暇之御礼被 仰上、御懇之被為蒙

上意、其上御馬御拝領被成、重暈難有御仕合思召候、此

段何茂江可申聞旨、御両殿様被仰出候事、

二月七日

409 「諸事被仰出日記」天明四年三月一五日条

金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、中將様当六日、江戸御発駕ニ而、夜前滑川御泊ニ而、

今晩九時、御機嫌克金谷御殿江御着被遊候、御礼使

ハ翌十六日、前田権佐（直田）発足仕候事、四半時発足、

410 「御触并御返書留」二六

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

今日、中將様 御着之筈、伺御機嫌之儀等申触候得共、

明日御着ニ而可有之茂相知不申候之間、若明日ニ候者、先

達相触候通相心得、尤明日七時以後相成候者、明後日四

時分九時迄之内、登城可有之筈候事、

御横目所分之別紙壹結兩通、今枝刑部(易直)分就到來、写進之

候、御披見後先々江御廻、落着分御返可被成候、以上、

三月十五日

青山将監(勇次)

御相組中様 御廻状之趣  
致承知候

411 「三守御譜」三 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏

(宋書)「江戸御発駕、同十六日、金沢」

(天明四年)「六月」  
三月十六日、重教公 御帰着、

412 「政隣記(耳目甄録)」一三 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏  
(朱書)「政隣記 耳目甄録 拾三」

七日、一昨日御用番大炊殿依御廻文、今朝頭分以上布上下

着用登 城、於柳之御間御年寄衆等御列座、大炊殿左之

通御演述、依之為恐悅登 城之人々御用番宅江參出、

中将様御痛所為御保養御国許温泉江御入湯之義、御(前田重教)

願被成候処、前月十九日、上使御奏者番板倉伊勢(前田重教)

守殿を以御願之通被 仰出、且又依御奉書、同廿二

日、御登 城被成候処、於御黒書院御暇之御礼被

仰上、御懇之被為蒙上意、其上御馬御拝領被成、重

畳難有御仕合 思召候、此段何茂江可申聞旨從

御兩殿被 仰出候事、

天明三年〜天明四年

二月七日

(中略)

十五日、夜九時頃、

中将様金谷江御帰殿、昨十四日夜滑川(藏中)駅御泊分直三御

帰 着也、且江戸表江為御礼被指出候御使人持組前田

権佐(恒因) 御目見被 仰付、二之御丸於御用番席紗綾二

卷・御羽織拝領、披露御大小将、将又 御着二付、此間

迄二出候御横目廻状、暨諸頭等御待請二罷出、為恐悅二

之御丸江翌十六日登 城も前々之通二付、留略之、

三月五日

加賀藩、前田重教帰国後、金谷門・七十間門内

を三ノ丸格から二ノ丸格とすることを通達する。

413 「御触并御返書留」二二六 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏

金谷七拾間兩御門之内、三之御丸格合二相心得候様申渡置

候得共、中将様御帰殿之上者、最前申渡置候通、二之御丸

格合二可被相心得候、且又御近習之外、右兩御門往来之儀茂

最前申渡置候通相心得可申候、右之趣、一統可被申談候事、

三月五日

別紙両通之趣、可被得其意候、以上、

三月七日

長大隅守(連起)

御相組中殿

御名殿 奉得其意候

別紙之通、御横目江申渡候ニ付、為御承知進之候、御組等江も御触可被成候、以上、

三月七日

本多安房守(政行)

三月一三日

前田治脩、帰国を許可される。同月一五日、江戸城に登る。次いで同月一九日、江戸を発し、四月一日、金沢城に到着する。

414 「江戸幕府日記」天明四年三月一三日条

国立公文書館内閣文庫蔵

上使水野出羽守(忠友)

銀百枚  
巻物二十

松平加賀守(前田治脩)

右、御暇被 仰出候付被遣之、

415 「江戸幕府日記」天明四年三月一五日程

国立公文書館内閣文庫蔵

御黒書院江 出御、

御暇

(中略)

御鷹被下  
御馬被下

松平加賀守(前田治脩)

巻物五

松平加賀守家来

本多刑部(政均)

同

前田図書(貞一)

416 「御触并御返書留」二二六

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

当十三日、以上使水野出羽守殿御国許江之御暇被出、白銀・御巻物御拝領、從

大納言様茂以 上使鳥居丹波守殿御巻物御拝領、同十五日、右為御礼 御登 城被成候処、於御黒書院御目見、御懇之 上意、殊ニ御鷹・御馬御拝領、且又本多刑部・

前田図書(貞一) 御前江被 召出、其上御巻物頂戴之、重畳難有御仕合ニ候旨、拙者共江以 御書被 仰下候事、

三月

別紙之趣、可被得其意候、以上、

三月廿二日

御相組中殿

御名殿 奉得其意候

長大隅守(連起)

御名殿 奉得其意候

417 「御触并御返書留」二二六

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

猶以、難罷出人々ハ、其段名下可被書記候、以上、

明後朔日、御着城筈ニ候条、御着之御様子被承合登

城、可被相伺御機嫌候、若御着七時以後ニ候者、翌二

日四時分九時迄之内、可被罷出候、病氣等之面々者、御

用番宅迄以使者可被申越候、

一、明後朔日、例月之出仕相止候条、可被得其意候、以上、

三月廿八日

長大隅守(連起)

御相組中殿

御名 奉得其意候

青山新兵衛殿

堀平次右衛門殿(直種)

奉得其意候、私儀痛所御座候ニ付、難罷出奉存候、奉得其意候、私儀氣配相滞罷在候ニ付、難罷出奉存候、(藏中)

418 「諸事被仰出日記」天明四年四月朔日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、夜前五時之御供揃ニ而、今日四半過、高岡之駅分御(藏中)

機嫌克 御着城被遊、御礼使前田兵庫(家理)、

419 「政隣記(耳目甄録)」一三三

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記』耳目甄録、拾三(忠友)

今月十三日、上使御老中水野出羽守殿を以、御国許江之

御暇被蒙 仰、御例之通御拝領物、從 西丸も 上使

殿を以、御例之通御拝領物、且前日依御奉書、(空白)

同十五日、御登 城、於御黒書院御暇之御礼被 仰上、

御懇之 上意、御鷹、御馬御拝領、本多刑部(殿均)・前田図書(貞二)

御目見等被 仰付、且当月十九日、江戸 御発駕、

三月朔日金沢御帰城之筈候旨、追々江戸分申来候事、(四)

五月一日

加賀藩、前田斉広(亀万千)のために、この日か

ら同月五日まで金沢城七十間門内に幟を立てる。

420 「御触并御返書留」二二六

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

亀万千殿御のほり、七十間御門内ニ相立候、来月朔日分五

日迄拝見之儀御申渡、且男子者十五歳以下候、都而拝見人七

十間御門分入、金谷御門江出申筈ニ候条、御申渡可被成候事、

四月

八月二七日

前田斉敬(教千代)、金沢城二ノ丸に移る。

421 「諸事被仰出日記」天明四年八月二七日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日分教千代様二ノ御丸江御引移被遊候事、(前田斉敬)

天明五年（一七八五）

二月一日

この日以前、前田齊敬（教千代）、金沢城二ノ丸式台等を訪れ、家臣に松竹梅・鶴・富士山等を描かせる。

422 「政隣記（耳目甄録）」一三三

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾三』

二月一日、（中略）

教千代様、去年以来折々為御遊慰、二之御丸御式台等江

御出、詰人姓名杯 御尋之義も有之候処、春来八度々

御出、詰人江絵被 仰付義折々有之、各多分松或者

竹・梅・鶴等調上之、御大小将横目中村九兵衛者絵

を書候ニ付伺候処、弁慶与 御好ニ付、則調上之、

自分ハ富士山・三穗松原調之、料紙等者御抱守持参

也、右御礼ニ者不及段、御抱守中申談、

加賀守様江之御礼ニも不及段、御近習頭申談也、且今月

十二日御出之節者、当番御大小将戸田五左衛門与御抱

守与脊競被 仰付、此後度々右絵等被 仰付候義有之、

二月十五日

前田治脩と婚約した法梁院（俊姫。元大聖寺藩主前田利道の娘）、金沢城へ到着し、二ノ丸広式へ入る。

423 「御触并御返書留」二二七 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
当十五日、

俊姫様御引移ニ付、出仕之面々退出遅相成候而者、御城中等可混雑候条、右出仕之面々揃刻限五時迄ニ相揃候様、夫々可被申談候事、

前々被 仰出候、御法度之品、暨御定書之趣、急度可被相守候、尤与力家来等嚴重ニ可被申渡候、以上、

二月十日 （進起） 長大隅守

御名殿 御判

青山殿

424 「政隣記（耳目甄録）」一三三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾三』

十五日、（中略）

俊姫様、一昨十三日、(江沼郡)大聖寺表御発興、同夜小松梅

林院ニ御止宿、十四日夜松任(石川郡)ニ御止宿、今十五日九

時前、金谷 御広式江御着之上、

中將様(前田重教)・俊姫様・藤姫様御益事等之御次第(中略)

右御膳、夫夕御能見物、暮前二之御丸御広式江御移

被遊候、

五月一日

加賀藩、前田斉広(亀万千)のために、この日か  
ら同月五日まで金沢城七十間門内に幟を立てる。

425 「御触并御返書留」二七 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

(前田斉広) 亀万千殿御のほり、七拾間御門内ニ相建候、来月朔日夕

五日迄、拜見之儀御申渡、但、男子八十五歳以下ニ候、

都而拜見人七拾間御門夕入、金谷御門江出申答候条、夫々

御申渡可被成候、以上、

四月 佐々木孫兵衛(定国)

御横目衆中

七月二一日

天明五年

加賀藩、金沢城東ノ丸境門の鍵紛失につき、金  
沢城本丸の番人一名に遠慮を命じる。

426 「諸事被仰出日記」天明五年七月二一日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、左之通遠慮被 仰付、

伴七兵衛組(資愛) 伴七兵衛組 松田治右衛門組(倫郷)

松宮吉兵衛(勝興) 佐藤清蔵○ 金岩嘉大夫(善陣)

松田治右衛門組 松田治右衛門組 松田治右衛門組

永井儀右衛門 丹羽久大夫(広知) 多田直記

松田治右衛門組 伴組 松田治右衛門組

駒井浅右衛門(守永) 横地善助(是政) 河合右膳○(左)

伴組 伴組

青木善大夫(致広) 熊谷半蔵(貞寛)

右、御本丸番人定番御馬廻十一人、御番所江御作事所

夕預置候、鍵紛失ニ付、遠慮被仰付、朝昼ノ当番人也、

427 「政隣記〔耳目甄録〕」一三三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

(七月) 十一日、(中略)

御本丸御番人定番御馬廻十一人、

伴七兵衛組(資愛) 駒井浅右衛門(守永) 永井儀右衛門 松宮

吉兵衛(勝興) 青木善大夫(致広) 能谷半蔵(貞寛)

佐藤清蔵 (是政) 横地善助

松田治右衛門組 (倫郷) 丹羽久大夫 (広知) 河合右膳 (往惣) 金岩嘉大夫 (善雄)

多田直丞

右、東丸境御門鍵致紛失、不念之趣ニ付、今十一日遠慮被仰付、但、右鍵者御本丸御番所預り之處、当番之節紛失故也、

九月一二日

加賀藩、金沢堂形の畑を、元通りの明地とするよう命じる。

428 「政隣記(耳目甄録)」一三三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 耳目甄録 拾三』  
十二日、(中略)

堂形新畑苜毀、暫時之内如元明地ニ被 仰付、依之大豆・小豆拾ひ悦申者も有之、但、花屋清左衛門請地ニ仕、大豆・小豆作り置候処、右之通ニ而損分、剩清左衛門追込ニ被 仰付、

九月二八日

加賀藩、穴生方御徒並奥源左衛門および石切足輕

正木吉左衛門・坂井孫助(孫六)を召し放ちとする。

429 「袖裏雜記」三〇 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

〇九月廿七日、左之通伺濟、(中略)

〇穴生奥源左衛門御知行被 召放、同正木吉左衛門・御扶持人石切坂井孫助御扶持被召放、三人共不屈之趣有之旨之被 仰出也、

430 「諸事被仰出日記」天明五年九月二八日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

御扶持被召放 四拾俵 穴生 正木吉左衛門  
御知行七拾石 穴生 奥源左衛門

431 「政隣記(耳目甄録)」一三三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵 『政隣記 耳目甄録 拾三』  
廿八日、(中略)

不屈之趣有之ニ付、御知行等 穴生方 奥源左衛門 被 召放、 御歩並 七十七石

石切足輕 坂井孫六

九月二九日

加賀藩、金沢城内の儉約所を廢止し、その職務を御用所に引き継がせる。

432 「諸事被仰出日記」天明五年九月二十九日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

廿九日

一、今日今御儉約所御指止被成候、於御用所取捌可仕旨

被仰渡、

湯原典膳(信通) 芝山十郎左衛門(正方) 松田清左衛門(忠郷)

大野仁兵衛(定晩) 小川八左衛門(安村) 上月数馬(以陣)

有賀甚兵衛(政明)

433 「政隣記(耳目甄録)」一三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾三』

金城御儉約所、今晦日今被指止、於御用所御副印押候様、

中將様(前田重教)今此間被 仰出、

江戸御儉約所者、十月九日今被指止、是又御用所ニ而御

副印押之、

【解説】天明五年九月は大の月である。「政隣記(耳目甄録)」に

従えば儉約所の廃止は九月三〇日となるが、ここでは「諸事被

仰出日記」に拠りこれを九月二十九日とする。

一〇月二一日

前田重教、金沢城石川門の普請を中止し、湯原

信道・河野通堅を主附として二ノ丸菱櫓の造営

を命じる。

434 「政隣記(耳目甄録)」一三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾三』

同日、石川御門御普請相止、二之御丸菱御櫓御造営被

仰出、

435 「文禄年中以来等之旧記」(横山本) 横山隆昭氏蔵『金沢城  
石垣構築技術史料』I

同 (付札御普請奉行江)

石川御門等御普請所御指止メ、二之 御丸菱御櫓御造

営ニ付、右主付湯原典膳・河野弥次郎被 仰付候旨、

中將様(前田重教)今被 仰出候条、被得其意、諸事可被申談候事、

巳十月十一日 但、天明五年、

### 天明六年(一七八六)

正月六日

前田重教、金沢城二ノ丸に近々移る意向を示す。

436 「袖裏雜記」三一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

近々(前田重教) 中將様 二御丸へ御引移

加賀守様金谷御引越之義、正月六日被 仰出有之、

437 「袖裏雜記」三一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

○加賀守様御退身、

前田重教 中将様御再勤御政務御取捌御願之趣、委曲 御親翰

ニ御認、正月五日、年寄中御前へ被召御渡、安房守・本多政行

前田直方 土佐守金谷江罷出申上候様被 仰付、段々 御意之

趣有之、則同夕罷出候処、明日可罷出旨被 仰出、

六日七半時過、兩人金谷江罷出候処、

中将様御前へ被召、則右 御親翰指上御口上之趣申

上候処、公辺向さへ相濟候ハ、兎も角もと 御意、

其外 御意之趣共有之、右今直ニ 二御丸へ兩人共

罷出、右 御意之趣申上候処、早速被 聞召届難有

被 思召旨等御礼之趣 御意、安房守重而金谷江罷

出、其趣申上、尚又 御意之趣共有之、

【解説】前田重教の藩主復帰・二ノ丸移徙ともに実現していない。

三月七日

加賀藩、金沢城造営のため、家臣の上納する人

夫賃金を減額する。

438 「政隣記（耳目甄録）」一三三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾三』

七日、於金沢左之通御用番大炊殿御廻状出、前田重教

御家中一統指上来候 御城御造管人足賃銀、於御作

事所召仕候日用賃銀、忝人ニ付三分宛相減候間、右

人足賃銀上納、向後忝人分八分宛之図りを以指上可

申候、尤人数ハ是迄之通ニ候事、

五月一日

加賀藩、前田齊広（亀万千）のために、この日か

ら同月五日まで金沢城七十間門内に幟を立てる。

439 「御触并御返書留」二二八 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

前田齊広 亀万千殿御幟、七十間御門内ニ相建候付、来月朔日今五

日迄、拝見之儀御申渡、但、男子者十五歳以下ニ候、都

而拝見人七十間御門今入、金谷御門今出申答ニ候条、夫々

御申渡可被成事、

四月

440 「政隣記（耳目甄録）」一三三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾三』

朔日、（五月）（中略）

亀万千殿御のほり相建候義、都而去年之通、

六月二二日

前藩主前田重教、金谷御殿にて没する。同月二

六日、宝円寺にて葬儀が行われる。

41 「諸事被仰出日記」天明六年六月二二日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今夜九過、重而頭分以上、伺御機嫌登 城有之所、

(前田重教)

中将様、御療養不被為叶、今夜亥中刻、御逝去被

(長連起)

遊候旨、御用番大隅守殿演述、実ハ今朝四時、御逝

去被遊候、御年四拾六歳、

42 「御触并御返書留」二八

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

御遺骸当廿六日暁天丑之刻、

御出棺、宝円寺江被為 入候節、各儀、

(寛政)

大音帶刀下屋敷前々拙者下屋敷方江懸ケ被 罷出可有蹲

踞事、

一、従者も随分致減少、馬・乗物惣供之分ハ、鷹匠町之

方小路之内ニ被 差置、若党壱人、草履取壱人、鍧

持蹲踞之辺ニ差置、御通り近ク成候者、近辺之小

路之内警固之後ニ為扣置可被申候、御棺御通以後被

退散候刻、致混雑不作法無之様、列之通段々退去有

之、尤騒敷無之様各可被申談事、

一、家来共指置候所江御歩横目并足輕横目罷出、万端致

差引申筈ニ候条、指図次第相心得候様、家来共江急

度可被申付事、

一、蹲踞之前ニ人々提灯一張宛指置可被申候事、

一、右被罷出候刻、服之儀常之帷子、常之布上下可有着用事、

一、宝円寺請取之火消者、人数等為相詰置候、町屋之前

ニ可有蹲踞事、

但、服右同断、

一、蹲踞之場所等、難被心得儀も候者、御横目江可被承合事、

一、寺社御奉行・公事場御奉行・御算用場奉行・御奏者

番ハ、罷出候所違候故、別ニ申談候事、

一、御葬式御用、且病氣等ニ而難被 罷出面々者、其段

名之下ニ可被書記事、

右之趣、可被得其意候、以上、

六月十九日

(家孝)  
前田大炊

御名殿 奉得其意候

(重樹)  
前田左膳殿

(知題)  
前田修理殿

(当義)  
成瀬内蔵助殿

青山将監殿(勇次)

寺西九左衛門殿(秀一)

奥村左京殿(實直)

前田兵部殿(純孝)

前田權佐殿(祖因)

前田兵庫殿(孝理)

前田内蔵太殿(孝歌)

前田主膳殿(道孝)

山崎庄兵衛殿(文實)

伴八矢殿(方殿)

玉井主税殿(真通)

多賀逸角殿(道房)

深美兵庫殿(秀忠)

三田村内匠殿(定直)

竹田源太郎殿(忠周)

永原市正殿

上坂両左衛門殿(安定)

多賀帶刀殿(政恒)

本多内記殿(政恒)

小幡雅楽助殿(通直)

永原将監殿(孝徳)

岡島市正殿(二孝)

津田源右衛門殿(貞章)

富田織人殿(貞章)

青木新兵衛殿(正路)

奥野主馬殿(彰信)

佐々木兵庫殿(定直)

小幡九兵衛殿(通久)

篠島左京殿(清一)

葛卷蔵人殿(以俊)

松平隼人殿(康在)

庄田兵庫殿(察孝)

石野主殿助殿(寛氏)

松平原次郎殿(和康)

中川清次郎殿(顕忠)

本多采女殿(政巻)

津田外記殿(保和)

別紙之通、可申談旨、御葬送等御奉行大炊殿被 仰聞候

条、被成御承知御同席、御伝達可被成候、以上、

六月十九日

御横目

何茂致承知候、

人持衆中

横山藏人(政寛)

443 「江戸幕府日記」天明六年六月二〇日条

国立公文書館内閣文庫蔵

上使島田次兵衛(政庸)

加賀守隠居

松平肥前守(前田重教)

右、於加州病氣不相勝候ニ付、為 御尋被遣候旨、

於御右筆部屋縁頼越中守申渡之、酒井石見守侍座、(忠休)

444 「諸事被仰出日記」天明六年六月二六日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

廿六日

一、今日、御葬式於宝円寺御執行、夜八時、金谷御殿御

出棺、六時過、御寺江御着棺之事、金谷御殿ニ為御

縮佐々木兵庫(定四)・岡田助右衛門(之龍)・榎田折之助相残り、

廿六日

一、昼九時前、御寺御出棺、野田御廟江被為移候、一統

御供人、夜五半頃、罷帰候事、

同日

一、加賀守様(前田治勝)、御寺江ハ御棺ハ御先江被為入御待請、夫

ハ野田江も御跡ハ被為入候事、

445 「江戸幕府日記」天明六年六月二六日条

国立公文書館内閣文庫蔵

上使秋元但馬守(涼朝)

銀五拾枚

右、隠居肥前守卒去ニ付、為御香奠被遣之、(前田重教)

446 「政隣記(耳目甄録)」一三

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵『政隣記 耳目甄録 拾三』

十二日、御用番大隅守殿ハ

中将様頃日御気色御勝不被成候処、夜前ハ御指引も

被為在候条、追付登 城御機嫌可相伺旨、頭分以上

江一役連名之御廻状有之、重而御指重りニ付、右同

様之御廻状有之候事、

右ニ付、二之御丸御表小将児島伊三郎江早打御使被

仰付、御前様江御容子被 仰進、且御指重之段、

公辺江御届之早打御使御大小将菊池九右衛門江被

仰渡、小払金七十両御貸渡、於御次白銀五枚・御

目録拝領、且御医師御願も兼之、申下刻発出、且就

御大切早打御使御大小将馬淵友之進江被仰渡、同夜

子上刻発出、拝領物等九右衛門同断、

同夜亥中刻、就御逝去 公辺御届早打御使御使番青木

与<sup>(真幹)</sup>右衛門、為扣指副御馬廻組梅四郎<sup>(義知)</sup>左衛門、

御前様江御悔被 仰進候早打御使御近習御使番山路

忠<sup>(昌澄)</sup>左衛門江被 仰渡、同夜子下刻發出、

前記有之頭分以上最初之登 城者、暮頃二而御帳二附、各

退出、重而御指重二付而之登 城者夜九時登 城、御

帳附候処、御指留二而柳之御間列居申談有之、御年

寄衆御列座、左之通御用番御演述、

中將様御気色不被為叶御療養、今晚亥ノ中刻、被遊

御逝去候、此段申達候、右之趣組支配之人々江茂夫々

可被申聞候事、

六月十二日

一、左之趣御横目中申談有之、

為伺御機嫌明十三日可有五時登 城候、病気等

之人々者御用番宅迄以使者可申越候、且又今晚

登 城無之人々并退出之面々江者演述之趣、

夫々向寄可有伝達候事、

一、平土者相伺御機嫌候二及不申事、

一、御先祖様方御忌日御寺江参詣之儀も当分指控可

申事、

一、頭分以上之人々者此砌之義二候間、居屋敷之大

門を閉、小門分出入、小門無之者ハ大門閉寄候

而可然候、年寄中等も右之通二候事、

右之趣、夫々可被申談候、以上、

六月十二日

長大隅守

御横目中

右之趣二付、夫々頭々分組・支配江廻状出之、

御横目へ 覚

一、普請并鳴物・高声等遠慮之事、

一、諸殺生無用之事、

一、御家中さかやき可為遠慮候、又者者及其義申聞

敷事、

一、不及申候得共、此砌之儀二候条、火之元之儀別

而入念可申事、

右之趣被得其意、組・支配之人々江可被申渡候、

組等之内裁許有之人々者其支配江も是又夫々申

聞候様可被申渡候、日数之儀ハ追而可申達候事、

右之趣夫々可被申談候事、

六月十二日

右、御用番大隅守殿被仰聞候旨等、御横目の役名廻

状有之、

今夜の御葬式迄、宝円寺出家中七人宛昼夜詰切、和尚時々

被罷出候事、

中将様御法号泰雲院殿故正四位羽林中郎将仁山彭寿大居士

覚

一、今般御家中普請御三十五日過候者不苦候事、

一、諸殺生・鳴物五十日過候者不苦候事、

一、鉄砲稽古之義も五十日過候者不苦候事、

一、御家来精進五十日たるへき事、

七月十三日互見

一、年寄中且又御近習相勤候人々者さかやき五十日、  
其外ハ御三十五日過候者さかやきの可申事、

一、頭分以上之人々居屋敷之大門閉候儀、御葬式相

濟候翌日の可為常之通事、

六月

覚

一、頭分以上伺御機嫌、今月廿七日・七月九日・同

廿九日

右日限登 城、幼少・病氣等二而登 城無之

人々者御用番宅迄以使者可相伺事、但、御近習  
之面々者拙者共於席可相伺御機嫌事、

一、八月朔日迄、例月出仕無之事、但、出勤之面々

布上下二不及候、平士も尤可為常服候事、

六月十三日

長大隅守

右、頭分以上江御触有之、組・支配江夫々廻状出、

但、頭々御用番一名二而同役中可有伝達旨之御文面

之事、

(中略)

廿六日、前記之通、昨夜五半時之御供揃二而、今曉八半時、

前田重政

泰雲院様金谷 御殿御出棺、朝六半時前、宝円寺江御着

棺、御巡道等御葬式四時前相濟、夫の御廟所江之御出棺、

但、御寺詰頭分以上御出向、山門之外向テ左之方江

御奏者番初頭分列居、御年寄衆者右之方江被罷出、

一、本堂二被為入候内、本堂上御白幕之外二右面々列居、

一、御寺の野田江御出棺之節者、惣門之外、御先手番下

之方江御年寄衆御見送二被罷出候二付、其後口之方

江御奏者番初諸頭御見送二罷出、

九月一五日

前田治脩、金沢を發し、同月二七日、江戸に到着する。次いで閏一〇月一五日、江戸城に登り、参勤の挨拶をする。

447 「御触并御返書留」二八 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

猶以、難被罷出人々者、其段名之下ニ可被書記候、以上、当十五日、御発駕之筈ニ候条、十四日四時分九時迄之内被登城、可被相窺御機嫌候、病氣等之面々者、御用番宅迄以使者可被申越候事、  
一、当十五日、例月出仕者相止候事、  
右之趣、可被得其意候、以上、

九月九日 横山山城(隆世)

御名殿 奉得其意候

御相組中殿

右、御登城之節、御城ニ而御用番分御請取被遊事、

448 「諸事被仰出日記」天明六年九月一五日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日九時、御機嫌克御発駕、(越中国)今石動御泊、夜五時過(正)御着之□、御道中奉行松原元右衛門、芝山十郎左衛門、

会所奉行永原清大夫(孝尚)、割場奉行高畠源右衛門(政文)・三品、  
今村五郎兵衛(政員)・池田左兵衛(昌久)・窪田左平(秀政)、

449 「諸事被仰出日記」天明六年一〇月条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、前月廿七日、御機嫌克御着府被遊、同日、御老中方御廻勤被成候所、当三日、上使御老中鳥居丹波守殿(忠意)を以、被蒙上意候、為御礼御登城之所、御喪中ニ付、御目見無之、老中江致謁御退出之由申来、

450 「御触并御返書留」二八 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

前月廿七日、御機嫌克御着府、当三日、上使鳥居丹波守殿(忠意)を以被蒙上意、難有思召候、此度之上使者公義御隙中、殊ニ御出棺以前之義ニ候へ者、甚御用御繁多ニ可有御座処、上使を以被蒙上意候段、誠ニ思召懸も無御座義、別而忝御儀ニ思召候旨、拙者共迄被仰出候事、

十月

右、御用番玄蕃助様分到来ニ付、御廻状を以御相組御筆(本多政成)

頭江御触出之事、外ニ兩通写相調、小松御城番へも被遣、

451 「政隣記(耳目甄録)」一三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

十五日、五時御供揃ニ而九時前、益御機嫌克御発駕、御作法前々之通、

(前田齊敬)  
教千代様御式台階下迄御送之事、

(中略)

廿七日、今日九半時、御機嫌克御着府、夕方御老中方御

廻勤、但、公辺御凶事中ニ付、一統常服之事、

(中略)

十五日、五時過、御供揃ニ而御登 城、御下り直ニ肥後守(松平容保)

様江被為入、八半時頃、御帰館、但、今日御参府後

初而之御登 城也、

閏一〇月二五日

加賀藩、一月二日の前田斉敬(教千代。重教の子)の金谷移徙、以後同地の「金谷御殿」改称を傳達する。

452 「諸事被仰出日記」天明六年十一月二日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日、教千代様、(前田齊敬)金谷 御殿江御引移被遊候事、

453 「政隣記(耳目甄録)」一三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
「政隣記 耳目甄録 拾三」

廿五日、(中略)

於金沢、左之通御横目所ニ而申談有之、

来月二日、

天明六年〜天明七年

(前田齊敬)  
教千代様金谷江御引移之上、金谷 御殿与相唱候様、御城代又兵衛殿被仰聞候事、(村井其徳)

【解説】「金沢城総合年表 後編」では、前田斉敬の移徙を閏一〇月二日としたが、右の通りこれを十一月二日と訂正する。

天明七年(一七八七)

二月二七日

加賀藩、金沢城石川門の普請開始につき、岡田正誼・河野通堅を御用主附(菱櫓御用兼帯)に任命する。

454 「文禄年中以来等之旧記」(横山本) 横山隆昭氏蔵『金沢城石垣構築技術史料』I  
付札御普請奉行江

石川御門御普請、最前之通相初候様被 仰出候、右御

用主付岡田太郎右衛門・河野弥次郎菱御櫓兼帯相勤候

条、可被得其意候事、

(天明七年)  
未二月廿七日 但、天明七年、

三月一三日

松平加賀守家来

前田治脩、帰国を許可され、同月一五日、江戸

前田大炊(孝友)

城に登る。次いで同月二六日、江戸を発し、四

伊藤内膳(時純)

月九日、金沢城に到着する。

458 「諸事被仰出日記」天明七年三月二三日条

金沢市立玉川図書館  
館加越能文庫蔵

455 「諸事被仰出日記」天明七年三月二一日条

金沢市立玉川図書館  
館加越能文庫蔵

一、昨日江戸表夕早飛脚到来、当十三日、御暇被進、十

一、当十三日、上使牧野越中守殿老中を以、如御例白銀百

五日、御礼被仰上候者、当廿六日、御発駕可被遊

□・時服三十御拝領、御国許江之御暇被進、為御礼十

旨被 仰出候旨申来、依之御留主詰之人々、明十二

藤内膳御目見被 仰付候旨、今日中飛脚到来、

日、発足可仕旨被 仰渡、

459 「御触并御返書留」二二九 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

456 「江戸幕府日記」天明七年三月一三日条

国立公文書館内  
閣文庫蔵

上使牧野越中守(貞長)

松平加賀守(前田治脩)

猶以、難被罷出人々者、其段名之下二可被書記候、以上、

銀百枚  
巻物三十

松平加賀守(前田治脩)

右、就御暇被遣之、

明後九日、御着城之筈二候条、御着之御様子被承合

457 「江戸幕府日記」天明七年三月一五日条

国立公文書館内  
閣文庫蔵

登 城、可被相伺御機嫌候、若 御着七時以後二候ハ、

御黒書院

翌十日四時夕九時迄之内、可被罷出候、病気等之面々ハ、

本多安房守(政行)

御暇

御名殿 奉得其意候

(御馬被下)

松平加賀守(前田治脩)

御相組中殿

御白書院

460 「諸事被仰出日記」天明七年四月九日条

金沢市立玉川図書館  
館加越能文庫蔵

(中略)

一、今日夜前、津幡御泊二而、今昼四半過、御機嫌克御

帰城被遊、追付宝円寺并野田御廟參被遊候、御着御  
礼使江戸表江前田兵部被遣候、

但、森下(河北郡)少々御不例ニ付、御寺御參詣御延引被

遊旨被 仰出、

461 「政隣記(耳目甄録)」一四 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾四』

十三日、上使御老中牧野越中守殿を以、御国許へ之御

暇被蒙 仰、御例之通白銀百枚・御卷物三十卷御拝

領、諸事御都合能相済、上使御退出後追付御老中

御勤、若年寄中江八間番御使相勤、且就上使頭分以

上并御給事役ハ熨斗目、御式台取次役ハ服紗小袖・

布上下着用、附、今日詮議之趣有之ニ付記置、

十五日、依御奉書御登 城、御暇之御礼被 仰上、御

懇之被為蒙 上意、御鷹二・御馬二御拝領、御下り

直ニ御大老・御老中・若御年寄中へ御勤、且又御家

老兩人、前田大炊殿(宗左)・伊藤内膳殿登 城、御目見、

卷物拝領、是又為御礼御大老等廻勤前々之通、

(中略)

廿六日、(中略)今日七時頃、御上邸御発駕、御下邸御

立寄、夜五半時頃、浦輪(武蔵國)御泊宿江御着、

天明七年

(中略)

九日(四月)、微雨已刻る晴、朝六時御供揃ニ而同刻過 御立、

森下御小休、九時過、御帰城、但、自分御先拔ニ

付、六時頃発、御小休所見分、直ニ 御城へ出、

御着之上御用番於御席恐悦申述、追付致帰家候事、

四月二二日

加賀藩、「御城御普請方御用」岡田正誼・河野通

堅のうち、河野を槻尾直道に交代させる。

462 「諸事被仰出日記」天明七年四月二二日条 金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、御城御普請方御用河野弥次郎代り、定両御番頭槻尾

甚助被仰渡、御馬廻頭岡田太郎右衛門如元、

四月二五日

加賀藩、金沢城石川門普請のため、この日以降、

河北門からの出入りを命じる。

463 「御触并御返書留」二九 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

付札  
御横目江

石川御門御普請就被 仰付候、当廿五日々往来指留候

条、御城中御番人、且又就御用罷出候面々、河北御門  
へ往来之筈ニ候条、一統不相洩様可被申談候事、

四月

付札  
御横目江

石川御門御普請就被 仰付候、都而河北御門往来ニ相成  
候、若火事之節、右御門近ニ而指支可申候間、火事之時  
分迄手寄之人々ハ、土橋御門へ致往来、従者等甚右衛門  
坂御門坂下ニ残置可申候、西丁口へ土橋御門江相通候  
人々ハ、御宮坂下ニ相残シ可申候、御宮坂・甚右衛門坂  
両御門へ内ハ、三ノ御丸御定之人數迄召連、土橋御門通  
罷出可申候、従者末々相残り候所々、不作法無之、込合  
不申様相心得候様、夫々可被申談候事、

四月

464 「政隣記（耳目甄録）」一四

（四）  
十四日、（中略）

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾四』

付札御横目江

石川御門御普請就被 仰付候、都而河北御門往来ニ  
相成候、若火事之節、右御門迄ニ而指支可申候間、火  
事之時分迄手寄之人々ハ土橋御門へ致往来、従者等

甚右衛門坂御門坂下ニ残置可申候、西丁口へ土橋御  
門へ相通候人々ハ御宮坂下ニ相残可申候、御宮坂・甚  
右衛門坂両御門へ内者、三之御丸御定之人數迄召連、  
土橋通罷出可申候、従者末々相残候処不作法無之、込  
合不申様相心得候様、夫々可被申談候事、 四月  
右、当月廿五日へ往来之筈、御城代安房守殿被仰聞  
候旨等、御横目廻状昨十三日出、

六月

金沢城菱櫓が竣工する。八月二二日、加賀藩、家  
臣に祝酒等を与える。

465 「三守御譜」三

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

六月

（天明七年）  
菱櫓成、石川御門櫓建、湯、

466 「政隣記（耳目甄録）」一四

（八）  
同日、左之通、於御横目所披見、

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾四』

今般菱御櫓御普請出来ニ付、当廿二日御祝被 仰付、  
御普請懸之人々、其外二之御丸詰合之面々一統、御吸  
物等頂戴被 仰付候条、被得其意、夫々可被申談候事、  
八月十八日

右二付、廿二日 御城向一統布上下着用、但、頂戴之刻迄布上下着用与御横目中少重、而申談有之候事、明日中頂戴人数書御台所へ指出候様、御横目中申談候事、

廿二日、前記之通二付、御普請懸り之人々并詰合之人々、御吸物・御酒等、正月十九日御鏡直御雜煮頂戴之振

を以夫々頂戴、御礼御台所奉行江申述、且又左之御用懸之人々左之通拝領物被仰付、御意之趣御城代

安房守殿御演述、御目錄御渡之、御作事奉行以下江

者御目錄者御用人相渡之、

御目錄 岡田太郎右衛門(正 謹)

同 河野弥次郎(通 堅)

御目錄 岩田内蔵助(盛 昭)

協田源左衛門(祐 忠)

寺西十左衛門(秀 堅)

御目錄 小塚斎宮(御作事横目 行 正)

中村九郎右衛門(方 守)

不破与兵衛(内作事奉行 永 頼)

岩田平兵衛(平左衛門事 規 秀)

寺内吉大夫(秀 一)

御医師等四人へ之御意之趣ハ、尤少々相違有之筈二候、

在遠所二付名代大野平助(定 明)

一、御歩並以上 小判壹両

御酒御吸物 金三百疋

取看被下之 同 二百疋

足輕以下江 同 同断

者赤飯被下 同 同断

之候事、但、頭分以上へ 小判三両宛

ハ御取肴卷 同 同断

錫平土以 同 同断

下江者裂錫 同 同断

外作事奉行(伴 同)

小篠善兵衛

副田左次馬(正 武)

御医師 関玄廸

御針医 不破瑞允

御外科 今井元昌

御針医 矢田周伯

主付御大工 羽田与三右衛門

松波源右衛門

笹田清藏

西田丈助

山上善五郎

主付御壁塗 堀越吉左衛門

主付 堀内吉左衛門

主付 扶持方大工壹人

同 壁塗壹人

同 棟梁大工二人

御大工頭 清水次左衛門

同 清水多四郎

棟梁大工日帳役 加人之者壹人

日帳役一人

大工肝煎四人

同断大工小屋

木挽肝煎一人

縮方二人

やね棟梁一人

同大工壱人

大梁肝煎一人

同壁塗一人

日用頭一人

鳥目五百文宛

小遣 小者四人

左官棟梁一人

金三百疋宛

御手木足輕 伊藤弥左衛門

白銀一枚

岡田太郎右衛門等手先  
相勤候定番御歩

同 沢辺円大夫

同断 高橋宅右衛門

同二百疋

唐御門番人御  
普請所入口縮兼帶

金二百疋

同断 松田又右衛門

足輕四人

同断宛

同断留書 足輕二人

鳥目  
五百文宛

岡田太郎右衛門等手先 小遣小者二人

同百疋宛

御普請所見廻 御横目足輕六人

御作事奉行渡 小遣役小者三人

岡田太郎右衛門等  
手先取次足輕二人

御普請所釜小屋  
火之番役小者四人

467 「毎日帳書抜」三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

天明七年八月廿二日

一、菱御櫓御普請御成就二付、今日、御祝被仰付、二御

丸当番初御吸物・御酒等頂戴被仰付候事、

八月

加賀藩、金沢城石川門の普請を開始する（斧始を行う）。次いで翌年二月に竣工する。

468 「金沢城石川門棟札」 『重要文化財金沢城石川門修理工事報告書』

(表)

御城代	本多安房守藤原政行	御作事奉行	岩田内蔵助藤原盛昭 高畠五郎兵衛藤原厚定	内作事奉行	不破興兵衛源永頼 脇田瀬兵衛藤原尚尺	御大工	清水次左衛門藤原峯充 清水多四郎藤原軌克
天下和須	村井又兵衛平長穹		脇田源左衛門藤原祐忠		岩田兵衛源規秀 谷猪左衛門似直		

菅原朝臣治脩公御代三之御丸石川御門続櫓御造営有厳命而

天明七年未八月執斧始全八年申三月依御成就奉納御棟札天水雨天中地

日月清明

御造営奉行 岡田太郎右衛門源正誼  
槻尾甚助源直敏

御作事横目 小塚齋宮橘行正  
中村九郎右衛門源方守

内作事加奉行 寺西五左衛門藤原正一  
高崎十右衛門源正吉

御大工 羽田与三右衛門藤原致丈  
松波源右衛門藤原貞成  
渡部武左衛門藤原政盛  
西田丈助藤原貞久  
篠田弥助藤原直澄

(裏)

西田丈助藤原貞久謹書

天明七年

十一月一日

加賀藩、この日以降、金沢城石川門の往来を許可する。

469 「政隣記（耳目甄録）」一四

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾四』

三日、左之通御城代村井又兵衛殿被仰聞候旨等、御横

目廻状出、

付札御横目江

石川御門等御普請就被 仰付候、往来指留置候処、

御普請出来いたし候ニ付、当月十四日九つ時過分往来指支不申候条、一統不相洩候様可被申談候、且亦右御普請中、若火事之節、手寄之人々ハ土橋御門分

致往来候様申渡置候得共、右同日分前々之通相心得

候様、是又夫々可被申談候事、

十一月三日

この年

加賀藩、金沢城二ノ丸御殿の御居間・対面所辺りの「御住居替」を命じる。

【解説】右は「文化焼失以前二の丸之図」（金沢市立玉川図書館加

越能文庫蔵）の貼紙に拠る。すなわち、御居間廻「御居間」の南側（御居間先）に「天明七年御居間辺御住居替被仰付候」、「御対面所」に「天明七年御対面所辺御住居替被仰付候」との貼紙がある。その他、広式の式台近くの「御座鋪」に「天明七年御座鋪相建申候」、菱槽から五十軒長屋の北にかけて「天明七年菱御槽并御長屋六間相建申候」との貼紙がある。

## 天明八年（一七八八）

正月四日

金沢城二ノ丸御殿にて小火あり。

470 「政隣記（耳目甄録）」一四

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾四』

五日、夜前、御用所与御台所境之御廊下ニ有之候行燈不

残燃、側之柱暨畳も焦火、響道具所泊番坊主高村久

清聞付之見廻候処、右之通ニ付、道具所之小遣小者

申談、早速水を懸相消、右之趣当番組頭御横目分委

曲言上之処、今日右久清へ金小判三両、小遣へ鳥目

三貫文為御褒美被下之、

但、其以後夜中一時ニ両度宛、風高之節者、繁々  
二之御丸置付行燈之辺相廻り可申旨、同月八日  
御城代衆之被仰渡、道具所坊主・小遣召連見廻り  
候筈ニ相成候事、

附、右行燈以前ハ鉄行燈ニ候処、宝曆九年四月十日  
之御類焼ニ而焼失後ハ、木竹之行燈ニ相成有之  
候処、今般不残鉄行燈ニ被仰付、

正月三〇日

加賀藩京都藩邸、類焼する。

471 「政隣記（耳目甄録）」一四 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾四』  
晦日、朝六時前、京都川東建仁寺町どんぐり之図子与申  
（正月三〇日）

所之風呂屋ヨリ出火、烈風及大火、四条川西仏光寺  
弓町等へ火飛、夫之四方へ火移り、殊大風起り、同  
夜九時過、此方様御邸御類焼、御土蔵ハ不残無別条、  
翌二月朔日昼、禁裏炎上、

主上下加茂へ御立退之処、火之粉烈敷ニ付、上加茂  
（光格天皇）

へ御立退、夫ヨリ又比叡山へ 遷幸之段、朔日申刻  
京発之飛脚、二月五日金沢着告来、

天明七年〜天明八年

正月

加賀藩、金沢城橋爪門続櫓・五十間長屋の普請に  
つき、今井矩明・野村嘉勲を御用主附に任命する。

472 「文禄年中以来等之旧記」（横山本）

横山隆昭氏蔵 『金沢城  
石垣構築技術史料』I

橋爪御門続御櫓并五拾間御長屋御普請ニ付、右御用主付  
今井甚兵衛・野村与三兵衛被 仰付候条、被得其意、諸  
事可被申談候事、

（天明八年）  
申正月 但、天明八年、

473 「先祖由緒并一類附帳」秩四六（今井矩道）

金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、曾祖父

今井故又夢矩明

（中略）

（天明）  
同八年二月、橋爪御門続御櫓并五拾間御長屋御造営

主付御用被 仰付、（下略）

474 「先祖由緒并一類附帳」秩四三六（野村嘉績）

金沢市立玉川  
図書館加越能  
文庫蔵

一、高祖父

野村故与三兵衛嘉勲

（中略）

（天明）  
同八年、橋爪御門続并五拾間御長屋御普請中、右御

用主付被 仰付、（下略）

二月二八日

前田治脩、金沢城内を見分する。

475 「政隣記（耳目甄録）」一四

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾四』

廿八日、八半時頃、御城中為

御巡見、奥之口（二月） 御出、二

之御丸唐御門・菱御櫓 御覽、夫（二）橋爪御門・土橋御

門・甚右衛門坂迄 御見通、河北御門・尾坂口迄 御

見通、石川御門・昆屋坂新柵（通） 御見通シ、車橋高石垣

下 御見通、水之手御門・東之丸八枚戸御覽、御本丸・

薪丸 御立帰、埋御門・松坂御門・玉泉院様丸・金谷御

門・堂形御馬場御入口（政行） 御見通、御立帰り、鼠多

門通奥之口（政行） 御帰殿、但、竹之間跡も 御覽、

右二付、御城代本多安房守殿菱御櫓迄御供、尤御普

請奉行・御作事奉行等罷出、且富田織人等御近習頭（真意）

御供、其外御供人ハ常 御城中へ 御出之節之通御

行列也、御玄関前 御通之節、表裏 御式台前へ御

城外 御出之節之通、当番之人々罷出、但、富田織

人等常服之俣御供仕候事、

三月六日

前田治脩、金沢を發し、同月一八日、江戸に到着する。次いで四月一日、江戸城に登り、参勤の挨拶をする。

476 「御触并御返書留」三〇

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

尚以、難罷出人々者、其段名之下ニ可被書記候、以上、

当六日、御発駕之筈候条、四日四時（二）九時迄之内被登

城、可被相伺

御機嫌候、病氣等之面々ハ、御用番宅迄以使者可被申越

候、以上、

三月朔日

（政成）  
本多玄蕃助

横山藏人殿 奉得其意候（政成）

御相組中殿

右御触、今日御登城之上御  
受取之通、則青山様江被遣ル、

別紙之通、可被得其意候、以上、

三月朔日

（進起）  
長大隅守

御名様 奉得其意候

御相組殿

477 「諸事被仰出日記」天明八年三月六日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日五時之御供揃ニ而、五半時、御機嫌克 御発

駕被遊候、

478 「江戸幕府日記」天明八年四月朔日条

国立公文書館内閣  
文庫蔵

御黒書院

参勤

(銀五拾枚  
巻物廿)

松平加賀守(前田治脩)

御白書院

(中略)

松平加賀守家来

(手綱二十筋  
銀馬代)

前田土佐守(直方)

同

篠原織部(保之)

479 「諸事被仰出日記」天明八年四月一五日条

金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

一、前月廿八日、上使老中牧野備後守殿を以、被蒙 上意、

為御礼当朔日、御登城、於御座之間 御礼被仰上、且御

供前田土佐守(直方)・篠原織部(保之)儀も御目見被仰付候旨、今日

出仕之人々江大炊殿御演述、当座之恐れ二而相濟候事、

480 「御触并御返書留」三〇 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

去月十八日、 御機嫌能

御着府、同廿八日、以 上使牧野備後守殿被為蒙 上意、

当朔日、 御登 城、於御黒書院 御参勤之御礼被仰上、

天明八年

殊 御懇之上意、前田土佐守(直方)・篠原織部(保之) 御目見被 仰付、

重畳難有御仕合被 思召候段、 御書を以被 仰下候事、

今日、於 御城御用番大炊殿御渡之別紙写、相廻之申候、

先々御順達可被成候、以上、

四月十五日

御名

御相組様

御筆頭様

別紙之通、可被得其意候、以上、

五月朔日

長大隅守(連起)

御名殿 奉得其意候

御相組殿

481 「政隣記(耳目甄録)」一四

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『政隣記 耳目甄録 拾四』  
〔田沼政隆〕

六日、快天之处、巳刻ヨリ陰、折々微雨、夜雨降続、自分儀

今朝六時前出宅、御城へ御供二相揃、但、六時過御

供揃也、

五時過、御発駕、年寄衆等前々之通被罷出、

教千代様御式台階下迄御送、今日御近習騎馬本役使

番久能吉大夫(政平)・御大小将御番頭自分・御横目由比

陸大夫(勝文)、御玄関前今歩御供仕、河北御門之外今夫々

騎馬所へ乗入、津幡御中休迄御供仕事、

(中略)

十八日、辰之刻ヨリ微雨、巳刻迄雪晴朗夜、今暁七時前、

御發駕、(武藏國)蕨御中休、御下邸御立寄、四時過、追分

口御門迄奥之口通 御着殿、自分蕨迄本役騎馬所御

供ニ而参着、旅装之俣御家老衆席へ出、恐悦申述、

一先御小屋へ退支度、追付出、夜四時過、御小屋へ

歸、

(中略)

同日、(四月朔日)朝六時、不遲御供揃ニ而同刻過、御登 城、御下

り御老中方御勤、御用番ニ而者 御立帰積御礼被

仰述、四時過、 御帰殿、御供自分罷出、今日御客

等多御鬧ケ敷ニ付、暫御小屋ニ而休息之上 御殿へ

罷出、且左之通於御席頭分以上へ(前田直方)土佐守殿御演述拜

聴之、早而於竹之間御帳ニ付恐悦申上候事、

三月

加賀藩、金沢城橋爪門続櫓の普請を開始する。次いで一二月に竣工する。

482 「高島厚定職事日記」天明九年二月二日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、橋爪御門続御櫓御棟札、下書を以先達而伺之通り相調候様ニ与、昨日主付頭中御申渡、御大工中村八兵衛へ調筆

之儀申渡下書留左之通り、

御城代

本多安房守藤原政行  
村井又兵衛平長等

御作事奉行

高島五郎兵衛菅原厚定  
小寺武兵衛源孝泰

内作事奉行

谷猪左衛門以直  
不破与兵衛源水頼  
脇田瀬兵衛源直尺  
松野源左衛門藤原泰近  
吉田甚五郎掩  
加藤甚右衛門藤原泰豊

御大工頭

清水治左衛門藤原察充  
清水多四郎藤原軌克

天下和順

菅原朝臣治脩公御代二之御丸橋爪御門続御櫓御造営有厳命而天明八年

春三月御普請相始同年冬十一月依御成就奉納御棟札天水雨天中地

日月清明

御造営奉行

今井甚兵衛菅原矩明  
野村与三兵衛源嘉勲

御作事横目

小塚斎宮橋行正  
中村九郎右衛門源方守

内作事奉行

石黒善九郎忠文  
中村甚十郎平武敏  
高崎十右衛門源正吉

御大工

松波源右衛門藤原貞成  
中村八兵衛藤原知之  
高橋貞右衛門藤原孝年  
土田庄藏藤原陳之

右御棟札形左之通、



右札ノ裏左江寄七左之通相調ル、

天明八戊申十二月 藤原知之謹書

天明八年

483 「袖裏雜記」三二二 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

御作事奉行江 御大工

○十一月廿七日最早不及指扣、以後之義  
急度心得候様申渡、其段江戸へ申上

羽田与三右衛門

篠田七郎兵衛

渡辺武左衛門

今般橋爪御櫓等御造営就被 仰付候、大工人数入札ニ被申付候処、町大工徳左衛門等五人組合之者落札ニ候処、其節与三右衛門等取捌之義ニ付、委曲各被申聞候趣、先以始終取捌方不都合之義、役前不相応之至ニ候、依之与三右衛門等差扣罷在候様可被申渡候事、

(天明八年)

申六月十六日

484 「高島厚定職事日記」天明八年七月九日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、橋爪御櫓、十三日ヨリ御柱立御聞届之旨、今井甚兵衛(矩明)

等ヨリ被申渡也、

485 「高島厚定職事日記」天明八年七月二一日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、御櫓御柱立見分いたす也、石段ノ所最前御大(段)主附(上)

凶り違之趣、松波源右衛門申聞也、

486 「高島厚定職事日記」天明八年十一月二九日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、橋爪御櫓替出来之儀、主付頭衆江今日出来之趣相達也、

487 「高島厚定職事日記」天明八年二月二日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、橋爪御櫓御棟札調御□□儀、御大工中村八兵衛へ申渡也、  
【解説】橋爪門続櫓の造営に關連する、御大工羽田与三右衛門ら処罰の史料もあわせて掲出する。

四月三日

加賀藩、金沢城橋爪門続きの櫓台修復のため、この日以降、橋爪門の往来を禁止する。次いで修復完了にともない、六月一三日以降、同所の往来を許可する。

488 「御触并御返書留」三〇 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『金沢市史』資料編三 (和井長徳)

別紙之趣、夫々可申談旨、御城代又兵衛殿被仰聞候条、御承知被成、御同席御伝達可被成候、以上、

三月廿五日

御横目

人持衆中

付札御横目

六月四日

橋爪御門統御櫓台御石垣御普請有之候付、来月三日迄往

490 「高島厚定職事日記」天明八年六月九日条

金沢市立玉川図書  
館加越能文庫蔵

来指留候間、二之御丸江罷出候人々、鶴之丸通埋御門迄  
往来之筈ニ候条、此段夫々不相洩様可被申談候事、

一、橋爪橋出来之由也、

但、三ノ御丸御番所左右入口迄供之人數、二之御丸

四月一日

之通召連可申事、

この日以前、金谷御殿の庭園の整備が完了する。

三月廿四日

491 「高島厚定職事日記」天明八年四月一九日条

金沢市立玉川  
図書館加越能  
文庫蔵

別紙之通、可被得其意候、以上、

三月廿六日

長大隅守(連起)

489 「御触并御返書留」三〇

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵  
『金沢市史』資料編三  
本多政行

別紙之趣、夫々可申談旨、御城代安房守殿被仰聞候条、

六月二〇日

御承知被成、御同席御伝達可被成候、以上、

加賀藩、金谷御殿の能舞台等の撤去を命じる。

六月五日

御横目

492 「高島厚定職事日記」天明八年六月二〇日条

金沢市立玉川  
図書館加越能  
文庫蔵

人持衆中

附札御横目江

一、金谷御舞台等取払之儀、御城代迄御勝手方へ入立候

橋爪御門統御櫓台御石垣御修覆出来に付、当十三日迄橋

間、猶更御達申様ニ与被仰渡也、

爪御門往来之筈候条、此段不相洩様夫々可被申談事、

但、右御櫓御普請中、御門内外足代等有之狭ク候条、

七月二一日

往来之人々指障不申様、家来末々迄可申渡候、

金沢城二ノ丸広式式台脇の座敷が出来する。

天明八年

493 「高島厚定職事日記」天明八年七月二一日条 金沢市立玉川  
図書館加越能  
文庫蔵

一、二ノ御丸御広式御式台脇御座敷出来、表向引渡也、

一二月二日

金沢城五十間長屋の普請が完了する。

494 「高島厚定職事日記」天明八年一二月二九日条 金沢市立  
玉川図書館  
館加越能文庫蔵

一、五拾間御長屋棟札之儀、御長屋江者奉納無之与主付  
頭中へ被申談也、

495 「高島厚定職事日記」天明八年一二月三日条 金沢市立玉川  
図書館加越能  
文庫蔵

一、昨日切、五拾間御長屋御普請相済旨、昨日内作事へ  
届儀申旨申聞故、其段主付頭中へ相達也、

【解説】右の通り、棟札への言及、「相済」の文言から、五十間長  
屋の普請に関しては、さしあたり完了と見なしたが、「高島厚  
定職事日記」寛政元年（一七八九）閏六月二八日条に「五拾間  
御長屋今日切出来」等と見えるので、この普請は以後、翌年閏  
六月まで継続的に行われたようである。

〔金沢城史料叢書47〕

# 金沢城編年史料 近世三

令和6年3月29日 発行

編集・発行 石川県金沢城調査研究所

〒920-0918

石川県金沢市尾山町10-5

電話(076)223-9696 FAX(076)223-9697

E-mail : [kncastle@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:kncastle@pref.ishikawa.lg.jp)

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index.html>

印刷 株式会社ハクイ印刷